工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
甲府河川国道事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事
工事地名	自）山梨県甲府市向町地先　至）山梨県和戸町地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 6月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 5月
２）	事務所名	甲府河川国道事務所　工務第二課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026070003	１４）	単価適用年月	2026年 7月
４）	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 7月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	河川・道路構造物工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量		１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	214日間　自　令和 8年10月30日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 5月31日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	山梨県	２２）	処 分 費 等	42,300
１０）	地　　区	甲府地区	２３）	公 告 日	令和 8年 7月 3日
１１）	河川・路線	一般国道２０号	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

３．予算科目

1)　予算科目：	2)　目：	3)　目の細分：	4)　事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁下部		式	1		100,796,595			
橋台工		式	1		53,109,595			
作業土工		式	1		703,167			
床掘り	土砂 障害無し	m3	300	260.9	78,270			単-1号
床掘り	土砂 障害有り	m3	310	318.9	98,859			単-2号
埋戻し	土砂	m3	250	1,163	290,750			単-3号
基面整正		m2	140	538	75,320			単-4号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	320	499.9	159,968			単-5号
場所打杭工		式	1		25,573,940			
場所打杭	杭径 1500ｍｍ 杭長(設計長) 14.5m	本	10	2,509,000	25,090,000			単-6号
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	m3	280	255.6	71,568			単-7号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	m3	280	499.9	139,972			単-8号

設計内訳書

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し運搬処理	無筋構造物	m3	20	13,620	272,400			単-9号
橋台躯体工		式	1		26,832,488			
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 17.5cmを超え20.0cm以下	m2	140	1,826	255,640			単-10号
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2	140	2,987	418,180			単-11号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25(20)(高炉) 一般養生 ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	m3	265	27,210	7,210,650			単-12号
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)(高炉) 一般養生 ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	m3	286	25,820	7,384,520			単-13号
鉄筋	SD345 D13	t	1.66	340,100	564,566			単-14号
鉄筋	SD345 D16～D25	t	18.03	240,000	4,327,200			単-15号
鉄筋	SD345 D29～D32	t	1.94	210,500	408,370			単-16号
機械式継手	D16×D16 打継用 (埋込側)	箇所	4	1,060	4,240			単-17号
機械式継手	D19×D19 打継用 (埋込側)	箇所	22	1,250	27,500			単-18号
機械式継手	D25×D25 打継用 (埋込側)	箇所	340	1,620	550,800			単-19号

設計内訳書

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
機械式継手	D29×D29 打継用 (埋込側)	箇所	22	1,850	40,700			単-20号
型枠	一般型枠	m2	360	10,990	3,956,400			単-21号
円筒型枠	φ200	m	45	1,286	57,870			単-22号
足場	安全ネット必要	掛m2	250	5,449	1,362,250			単-23号
水抜ﾊﾟｲﾌﾟ	VPφ100 ﾌｨﾙﾀｰ無	m	35	1,500	52,500			単-24号
排水材設置(構造物背面排水材)	透水ﾏｯﾄ 30×400mm	m	59	3,578	211,102			単-25号
地盤改良工		式	1		44,849,800			
固結工(ICT)		式	1		44,849,800			
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.3m 長さ(杭長) 8.5m	本	40	278,400	11,136,000			単-26号
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 7.8m	本	84	251,800	21,151,200			単-27号
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 8.0m	本	12	260,900	3,130,800			単-28号

設計内訳書

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.3m 長さ(杭長) 8.1m	本	3	273,800	821,400			単-29号
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 8.1m	本	5	272,800	1,364,000			単-30号
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 7.8m	本	28	258,800	7,246,400			単-31号
仮設工		式	1		2,837,200			
交通管理工		式	1		2,837,200			
交通誘導警備員		人日	164	17,300	2,837,200			単-32号
直接工事費		式	1		100,796,595			
共通仮設費		式	1		25,918,000			
共通仮設費		式	1		15,899,000			
運搬費		式	1		13,861,000			
重建設機械分解組立輸送費	ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ	回	1	4,813,000	4,813,000			単-33号

設計内訳書

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
重建設機械分解組立輸送費	深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下	回	1	9,048,000	9,048,000			単-34号
技術管理費		式	1		1,243,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,150,000			内-1号
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式	1		93,000			内-2号
現場環境改善費（率計上）		式	1		795,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		10,019,000			
純工事費		式	1		126,714,595			
現場管理費		式	1		36,213,000			
工事原価		式	1		162,927,595			
一般管理費等		式	1		28,112,405			
工事価格		式	1		191,040,000			
消費税相当額		式	1		19,104,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事	（当　初）	事業区分	道路新設･改築
			工事区分	橋梁下部

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事費計		式	1		210,144,000			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	深層混合処理機ｽﾗﾘｰ式	式	1		1,150,000			
合　計					1,150,000			

一式当たり内訳書

六価ｸﾛﾑ溶出試験費

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土質等試験費（一式入力）	93千円	式	1		93,000			
合　計					93,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	床掘り	土砂 障害無し	単位	m3	数量	1	単価	260.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	ｍ３	1	260.9	260.9	
計					260.9	
単価					260.9	円／m3

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	床掘り	土砂 障害有り	単位	m3	数量	1	単価	318.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 有り	ｍ３	1	318.9	318.9	
計					318.9	
単価					318.9	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	埋戻し	土砂	単位	m3	数量	1	単価	1,163

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	ｍ３	1	1,163	1,163	
計					1,163	
単価					1,163	円／m3

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	基面整正		単位	m2	数量	1	単価	538

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基面整正		ｍ２	1	538	538	
計					538	
単価					538	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	499.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	ｍ３	1	499.9	499.9	
計					499.9	
単価					499.9	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	場所打杭	杭径 1500ｍｍ 杭長(設計長) 14.5m	単位	本	数量	1	単価	2,509,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
全回転式オールケーシング工	1,500mm 16.9m 0m 0m 0m 0m 0m 14.5m 30-18-40 高炉B	本	1	1,797,000	1,797,000	
鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D13	t	0.008	112,700	901.6	
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D13	t	0.008	118,000	944	
鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D16～D25	t	2.798	85,960	240,516.08	
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16～25	t	2.798	116,000	324,568	
杭頭処理	1,500mm	本	1	35,970	35,970	
補強リング	L6×50×50 曲げ加工含む	本	6	8,939	53,634	
補強リング固定用Ｕボルト	鉄筋 D22用	個	220	250	55,000	
計					2,508,533.68	
単価					2,509,000	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	単位	m3	数量	1	単価	255.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込 （ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	ｍ３	1	255.6	255.6	
計					255.6	
単価					255.6	円／m3

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	単位	m3	数量	1	単価	499.9

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.5km以下	ｍ３	1	499.9	499.9	
計					499.9	
単価					499.9	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し運搬処理	無筋構造物	単位	m3	数量	1	単価	13,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし・運搬・処分（複合）	無筋構造物 無し 無し 不要 有り 10.9以下	ｍ３	1	13,620	13,620	
計					13,620	
単価					13,620	円／m3

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 17.5cmを超え20.0cm以下	単位	m2	数量	1	単価	1,826

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基礎砕石	17.5cmを超え20.0cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	1	1,826	1,826	
計					1,826	
単価					1,826	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	単位	m2	数量	140	単価	2,987

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 18-8-25(高炉) 10m3以上100m3未満 養生無し 延長無し 全ての費用	ｍ３	14	27,470	384,580	
型枠	一般型枠 均しｺﾝｸﾘｰﾄ	ｍ２	6	5,581	33,486	
計					418,066	
単価					2,987	円／m2

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25(20)(高炉) 一般養生 ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	単位	m3	数量	1	単価	27,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 100m3以上500m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	1	27,210	27,210	
計					27,210	
単価					27,210	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)(高炉) 一般養生 ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	単位	m3	数量	1	単価	25,820

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 24-12-25(20)(高炉) 100m3以上500m3未満 一般養生 延長無し	ｍ３	1	25,820	25,820	
計					25,820	
単価					25,820	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	鉄筋	SD345 D13	単位	t	数量	1.66	単価	340,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D13 標準	t	1.66	150,800	250,328	
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D13	t	1.66	118,000	195,880	
機械式鉄筋定着加工費	呼び径 D13 1m超～2m以下	箇所	213	280	59,640	
機械式鉄筋定着加工費	呼び径 D13 2m超～3m以下	箇所	170	345	58,650	
計					564,498	
単価					340,100	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	鉄筋	SD345 D16～D25	単位	t	数量	1	単価	240,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D16～D25 標準	t	1	124,000	124,000	
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16～25	t	1	116,000	116,000	
計					240,000	
単価					240,000	円／t

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	鉄筋	SD345 D29～D32	単位	t	数量	1	単価	210,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D29～D32 標準	t	1	93,440	93,440	
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D29～32	t	1	117,000	117,000	
計					210,440	
単価					210,500	円／t

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	機械式継手	D16×D16 打継用（埋込側）	単位	箇所	数量	1	単価	1,060

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
摩擦圧接ネジ継手	呼び径 D16 打継用（埋込側）	組	1	1,060	1,060	
計					1,060	
単価					1,060	円／箇所

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	機械式継手	D19×D19 打継用（埋込側）	単位	箇所	数量	1	単価	1,250

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
摩擦圧接ネジ継手	呼び径 D19 打継用（埋込側）	組	1	1,250	1,250	
計					1,250	
単価					1,250	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	機械式継手	D25×D25 打継用（埋込側）	単位	箇所	数量	1	単価	1,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
摩擦圧接ネジ継手	呼び径 D25 打継用（埋込側）	組	1	1,620	1,620	
計					1,620	
単価					1,620	円／箇所

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	機械式継手	D29×D29 打継用（埋込側）	単位	箇所	数量	1	単価	1,850

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
摩擦圧接ネジ継手	呼び径 D29 打継用（埋込側）	組	1	1,850	1,850	
計					1,850	
単価					1,850	円／箇所

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	型枠	一般型枠	単位	m2	数量	1	単価	10,990

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	ｍ２	1	10,990	10,990	
計					10,990	
単価					10,990	円／m2

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	円筒型枠	φ200	単位	m	数量	1	単価	1,286

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
箱抜き	各種 全ての費用	m	1	1,286	1,286	
計					1,286	
単価					1,286	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	足場	安全ネット必要	単位	掛m2	数量	1	単価	5,449

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛ｍ２	1	5,449	5,449	
計					5,449	
単価					5,449	円／掛m2

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－24号	水抜ﾊﾟｲﾌﾟ	VPφ100 ﾌｨﾙﾀｰ無	単位	m	数量	1	単価	1,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費（ｍ） 水抜きﾊﾟｲﾌﾟ VPφ100		m	1	1,500	1,500	
計					1,500	
単価					1,500	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－25号	排水材設置(構造物背面排水材)	透水ﾏｯﾄ 30×400㎜	単位	m	数量	1	単価	3,578

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
排水材設置（構造物背面排水材）		m	1	3,578	3,578	
計					3,578	
単価					3,578	円／m

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－26号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600㎜ 長さ(打設長) 10.3m 長さ(杭長) 8.5m	単位	本	数量	1	単価	278,400

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600㎜ 打設長10.3m 杭長8.5m 添加量260kg/m3	本	1	179,600	179,600	
材料費（ｔ） ｾﾒﾝﾄ系固化材		t	4.89	20,200	98,778	
計					278,378	
単価					278,400	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－27号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 7.8m	単位	本	数量	1	単価	251,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600mm 打設長10.2m 杭長7.8m 添加量210kg/m3	本	1	178,600	178,600	
材料費（ｔ） ｾﾒﾝﾄ系固化材		t	3.62	20,200	73,124	
計					251,724	
単価					251,800	円／本

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－28号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 8.0m	単位	本	数量	1	単価	260,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600mm 打設長10.2m 杭長8.0m 添加量230kg/m3	本	1	178,600	178,600	
材料費（ｔ） ｾﾒﾝﾄ系固化材		t	4.07	20,200	82,214	
計					260,814	
単価					260,900	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－29号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600㎜ 長さ(打設長) 10.3m 長さ(杭長) 8.1m	単位	本	数量	1	単価	273,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600㎜ 打設長10.3m 杭長8.1m 添加量260kg/m3	本	1	179,600	179,600	
材料費（ｔ） ｾﾒﾝﾄ系固化材		t	4.66	20,200	94,132	
計					273,732	
単価					273,800	円／本

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－30号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600㎜ 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 8.1m	単位	本	数量	1	単価	272,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600㎜ 打設長10.2m 杭長8.1m 添加量260kg/m3	本	1	178,600	178,600	
材料費（ｔ） ｾﾒﾝﾄ系固化材		t	4.66	20,200	94,132	
計					272,732	
単価					272,800	円／本

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－31号	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600㎜ 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 7.8m	単位	本	数量	1	単価	258,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600㎜ 打設長10.2m 杭長7.8m 添加量230kg/m3	本	1	178,600	178,600	
材料費（ｔ） ｾﾒﾝﾄ系固化材		ｔ	3.97	20,200	80,194	
計					258,794	
単価					258,800	円／本

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－32号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	17,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人日	1	17,300	17,300	
計					17,300	
単価					17,300	円／人日

１次単価表

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－33号	重建設機械分解組立輸送費	ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ	単位	回	数量	1	単価	4,813,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 ｽｷｯﾄﾞ式(ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ排2014年70～90t)	回	1	3,514,000	3,514,000	
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 35t吊超80t吊以下(ｸﾗﾑ平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	回	1	1,299,000	1,299,000	
計					4,813,000	
単価					4,813,000	円／回

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－34号	重建設機械分解組立輸送費	深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下	単位	回	数量	1	単価	9,048,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) 深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下 標準(1.0)	回	1	9,048,000	9,048,000	
計					9,048,000	
単価					9,048,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	全回転式オールケーシング工	1,500mm 16.9m 0m 0m 0m 0m 0m 14.5m 30-18-40 高炉B	単位	本	数量	1	単価	1,797,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.21	33,300	40,293	
とび工		人	1.21	29,800	36,058	
特殊作業員		人	1.21	29,700	35,937	
普通作業員		人	1.21	26,900	32,549	
全回転型オールケーシング掘削機運転	1,500mm 16.9m	日	1.21	321,900	389,499	
クローラクレーン運転	1,500mm 16.9m	日	1.21	225,100	272,371	
バックホウ（クローラ型）運転		日	1.21	41,490	50,202	
生コンクリート　高炉	３０－１８－４０	ｍ３	27.93	23,100	645,183	
ビット等損耗費 0.5%		式	1		4,284	
諸雑費（率＋まるめ） 34%		式	1		290,624	
計					1,797,000	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	全回転式オールケーシング工	1,500mm 16.9m 0m 0m 0m 0m 0m 14.5m 30-18-40 高炉B	単位	本	数量	1	単価	1,797,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
単価					1,797,000	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	112,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D13	t	1	112,700	112,700	
計					112,700	
単価					112,700	円／ｔ

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	118,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1	118,000	118,000	
計					118,000	
単価					118,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D16～D25	単位	t	数量	1	単価	85,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D16～D25	t	1	85,960	85,960	
計					85,960	
単価					85,960	円／ｔ

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	116,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1	116,000	116,000	
計					116,000	
単価					116,000	円／ｔ

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	杭頭処理	1,500mm	単位	本	数量	1	単価	35,970

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.15	33,300	4,995	
特殊作業員		人	0.51	29,700	15,147	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力５０ｔ吊	日	0.15	92,000	13,800	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		2,028	
計					35,970	
単価					35,970	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	補強リング	L6×50×50 曲げ加工含む	単位	本	数量	100	単価	8,939

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
等辺山形鋼	中形　ＳＳ４００　６×５０×５０	t	1.61	108,000	173,880	
曲げ加工　等辺山形鋼	30kg未満	本	100	7,200	720,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		20	
計					893,900	
単価					8,939	円／本

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし・運搬・処分（複合）	無筋構造物 無し 無し 不要 有り 10.9以下	単位	ｍ３	数量	1	単価	13,620

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	ｍ３	1	9,164	9,164	
処分費（ｍ３）		ｍ３	1	2,115	2,115	
殻運搬	ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし 機械積込 有り 10.9km以下 全ての費用	ｍ３	1	2,344	2,344	
計					13,623	
単価					13,620	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	150,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D13 標準	t	1	150,800	150,800	
計					150,800	
単価					150,800	円／ｔ

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	118,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１３	t	1	118,000	118,000	
計					118,000	
単価					118,000	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	124,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	t	1	124,000	124,000	
計					124,000	
単価					124,000	円／t

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16～25	単位	t	数量	1	単価	116,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ１６～２５	t	1	116,000	116,000	
計					116,000	
単価					116,000	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　加工・組立	組立 一般構造物 SD345 D29～D32 標準	単位	t	数量	1	単価	93,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D29～D32 標準	t	1	93,440	93,440	
計					93,440	
単価					93,440	円／t

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D29～32	単位	t	数量	1	単価	117,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
鉄筋コンクリート用棒鋼	ＳＤ３４５　Ｄ２９～３２	t	1	117,000	117,000	
計					117,000	
単価					117,000	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛ｍ２	数量	100	単価	5,449

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1.6	33,300	53,280	
とび工		人	8.5	29,800	253,300	
普通作業員		人	1.3	26,900	34,970	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.4	53,200	74,480	
諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		128,870	
計					544,900	
単価					5,449	円／掛ｍ２

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	材料費（m） 水抜きﾊﾟｲﾌﾟ VPφ100		単位	m	数量	1	単価	1,500

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
硬質塩化ビニル管	一般管 VP-100	m	1	1,500	1,500	
計					1,500	
単価					1,500	円／m

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600mm 打設長10.3m 杭長8.5m 添加量260kg/m3	単位	本	数量	1	単価	179,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.179	33,300	5,960	
特殊作業員		人	0.179	29,700	5,316	
普通作業員		人	0.179	26,900	4,815	
深層混合処理機運転	単軸施工φ1800mm、3m<L≦27m 10.3m	日	0.179	507,300	90,806	
スラリプラント運転	20m3/h	日	0.179	78,890	14,121	
ＩＣＴ建設機械経費加算額		日	0.179	77,280	13,833	
諸雑費（率＋まるめ） 37%		式	1		44,749	
計					179,600	
単価					179,600	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スラリー攪拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600mm 打設長10.2m 杭長7.8m 添加量210kg/m3	単位	本	数量	1	単価	178,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.178	33,300	5,927	
特殊作業員		人	0.178	29,700	5,286	
普通作業員		人	0.178	26,900	4,788	
深層混合処理機運転	単軸施工φ1800mm、3m<L≦27m 10.2m	日	0.178	507,300	90,299	
スラリプラント運転	20m3/h	日	0.178	78,890	14,042	
ＩＣＴ建設機械経費加算額		日	0.178	77,280	13,755	
諸雑費（率＋まるめ） 37%		式	1		44,503	
計					178,600	
単価					178,600	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スラリー攪拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600mm 打設長10.2m 杭長8.0m 添加量230kg/m3	単位	本	数量	1	単価	178,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.178	33,300	5,927	
特殊作業員		人	0.178	29,700	5,286	
普通作業員		人	0.178	26,900	4,788	
深層混合処理機運転	単軸施工φ1800mm、3m<L≦27m 10.2m	日	0.178	507,300	90,299	
スラリプラント運転	20m3/h	日	0.178	78,890	14,042	
ＩＣＴ建設機械経費加算額		日	0.178	77,280	13,755	
諸雑費（率＋まるめ） 37%		式	1		44,503	
計					178,600	
単価					178,600	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600mm 打設長10.3m 杭長8.1m 添加量260kg/m3	単位	本	数量	1	単価	179,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.179	33,300	5,960	
特殊作業員		人	0.179	29,700	5,316	
普通作業員		人	0.179	26,900	4,815	
深層混合処理機運転	単軸施工φ1800mm、3m<L≦27m 10.3m	日	0.179	507,300	90,806	
スラリプラント運転	20m3/h	日	0.179	78,890	14,121	
ＩＣＴ建設機械経費加算額		日	0.179	77,280	13,833	
諸雑費（率＋まるめ） 37%		式	1		44,749	
計					179,600	
単価					179,600	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スラリー撹拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600mm 打設長10.2m 杭長8.1m 添加量260kg/m3	単位	本	数量	1	単価	178,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.178	33,300	5,927	
特殊作業員		人	0.178	29,700	5,286	
普通作業員		人	0.178	26,900	4,788	
深層混合処理機運転	単軸施工φ1800mm、3m<L≦27m 10.2m	日	0.178	507,300	90,299	
スラリプラント運転	20m3/h	日	0.178	78,890	14,042	
ＩＣＴ建設機械経費加算額		日	0.178	77,280	13,755	
諸雑費（率＋まるめ） 37%		式	1		44,503	
計					178,600	
単価					178,600	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スラリー攪拌工（ＩＣＴ）	杭径φ1600mm 打設長10.2m 杭長7.8m 添加量230kg/m3	単位	本	数量	1	単価	178,600

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.178	33,300	5,927	
特殊作業員		人	0.178	29,700	5,286	
普通作業員		人	0.178	26,900	4,788	
深層混合処理機運転	単軸施工φ1800mm、3m<L≦27m 10.2m	日	0.178	507,300	90,299	
スラリプラント運転	20m3/h	日	0.178	78,890	14,042	
ＩＣＴ建設機械経費加算額		日	0.178	77,280	13,755	
諸雑費（率＋まるめ） 37%		式	1		44,503	
計					178,600	
単価					178,600	円／本

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員Ｂ		単位	人日	数量	1	単価	17,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員Ｂ		人	1	17,300	17,300	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					17,300	
単価					17,300	円／人日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 ｽｷｯﾄﾞ式(ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ排2014年70～90t)	単位	回	数量	1	単価	3,514,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	4.9	29,700	145,530	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	基礎工事　排ガス２０１４年　吊能力７０～９０ｔ吊	時間	11.9	37,810	449,939	
運搬費等率 490%		式	1		2,917,798	
諸雑費（まるめ）		式	1		733	
計					3,514,000	
単価					3,514,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ系 35t吊超80t吊以下(ｸﾗﾑ平積0.6m3超2m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	1,299,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	5.5	29,700	163,350	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	1.5	53,200	79,800	
運搬費等率 434%		式	1		1,055,271	
諸雑費（まるめ）		式	1		579	
計					1,299,000	
単価					1,299,000	円／回

参考資料（１）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) 深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	9,048,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	64.6	29,700	1,918,620	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力６０ｔ吊	日	9.9	101,000	999,900	
運搬費等率 210%		式	1		6,128,892	
諸雑費（まるめ）		式	1		588	
計					9,048,000	
単価					9,048,000	円／回

参考資料（1）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	土質等試験費（一式入力）	93千円	単位	式	数量	1	単価	93,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土質等試験費		式	1		93,000	
計					93,000	
単価					93,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	全回転型オールケーシング掘削機運転	1,500mm 16.9m	単位	日	数量	1	単価	321,900

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,300	31,300	
軽油		L	88	149	13,112	
全回転型オールケーシング掘削機［ケーシングD］	スキッド・ディーゼル油圧　排ガス３次１５００mm	供用日	1.46	190,000	277,400	
諸雑費（まるめ）		式	1		88	
計					321,900	
単価					321,900	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クローラクレーン運転	1,500mm 16.9m	単位	日	数量	1	単価	225,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,300	31,300	
軽油		L	106	149	15,794	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	基礎工事　排ガス２０１４年　吊能力７０～９０ｔ吊	供用日	1.39	128,000	177,920	
諸雑費（まるめ）		式	1		86	
計					225,100	
単価					225,100	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	41,490

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.8	31,300	25,040	
軽油		L	35	149	5,215	
バックホウ（クローラ型）［後方超小旋回型］	バケット容量０．５ｍ３	日	1.6	7,020	11,232	
諸雑費（まるめ）		式	1		3	
計					41,490	
単価					41,490	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D13	単位	t	数量	1	単価	112,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.4	33,300	13,320	
鉄筋工		人	2.8	31,300	87,640	
普通作業員		人	0.2	26,900	5,380	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		6,360	
計					112,700	
単価					112,700	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	場所打ち杭の鉄筋かご SD345 D16～D25	単位	t	数量	1	単価	85,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.3	33,300	9,990	
鉄筋工		人	2.1	31,300	65,730	
普通作業員		人	0.2	26,900	5,380	
諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		4,860	
計					85,960	
単価					85,960	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工 無し 無し 不要	単位	ｍ３	数量	1	単価	9,164

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
無筋構造物	昼間　機械施工　制約無	ｍ３	1	9,164	9,164	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					9,164	
単価					9,164	円／ｍ３

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（ｍ３）		単位	ｍ３	数量	100	単価	2,115

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費	ｺﾝｸﾘｰﾄ殻(無筋) (有)内田総業	ｍ３	100	2,115	211,500	
計					211,500	
単価					2,115	円／ｍ３

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D13 標準	単位	t	数量	1	単価	150,800

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	33,300	16,650	
鉄筋工		人	3.5	31,300	109,550	
普通作業員		人	0.3	26,900	8,070	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		10,678	
計					150,800	
単価					150,800	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D16～D25 標準	単位	t	数量	1	単価	124,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.4	33,300	13,320	
鉄筋工		人	2.9	31,300	90,770	
普通作業員		人	0.2	26,900	5,380	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		8,678	
計					124,000	
単価					124,000	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鉄筋工　組立	一般構造物 SD345 D29～D32 標準	単位	t	数量	1	単価	93,440

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.3	33,300	9,990	
鉄筋工		人	2.1	31,300	65,730	
普通作業員		人	0.2	26,900	5,380	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.11	53,200	5,852	
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		6,488	
計					93,440	
単価					93,440	円／ｔ

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	深層混合処理機運転	単軸施工φ1800mm、3m<L≦27m 10.3m	単位	日	数量	1	単価	507,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,300	31,300	
軽油		L	115	149	17,135	
深層混合処理機［単軸式］	９０ｋＷ×２杭径１８００～２０００mm深度２７m	供用日	1.61	285,000	458,850	
諸雑費（まるめ）		式	1		15	
計					507,300	
単価					507,300	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スラリプラント運転	20m3/h	単位	日	数量	1	単価	78,890

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
深層混合処理機スラリー式〔スラリプラント全自動〕	プラント練能力２０ｍ３／ｈ	供用日	1.61	49,000	78,890	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					78,890	
単価					78,890	円／日

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＩＣＴ建設機械経費加算額		単位	日	数量	1	単価	77,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＩＣＴ建設機械経費加算額	深層混合処理機ｽﾗﾘｰ式	供用日	1.61	48,000	77,280	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					77,280	
単価					77,280	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	深層混合処理機運転	単軸施工φ1800mm、3m<L≦27m 10.2m	単位	日	数量	1	単価	507,300

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,300	31,300	
軽油		L	115	149	17,135	
深層混合処理機［単軸式］	９０ｋＷ×２杭径１８００～２０００mm深度２７m	供用日	1.61	285,000	458,850	
諸雑費（まるめ）		式	1		15	
計					507,300	
単価					507,300	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ＩＣＴ建設機械経費加算額		単位	日	数量	1	単価	77,280

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ＩＣＴ建設機械経費加算額	深層混合処理機ｽﾗﾘｰ式	供用日	1.61	48,000	77,280	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					77,280	
単価					77,280	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.07
歩掛使用年月	2026.07
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	基礎工事　排ガス２０１４年　吊能力７０～９０ｔ吊	単位	時間	数量	1	単価	37,810

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	0.17	31,300	5,321	
軽油		L	16	149	2,384	
クローラクレーン［油圧駆動ウインチ・ラチスジブ］	基礎工事　排ガス２０１４年　吊能力７０～９０ｔ吊	時間	1	30,100	30,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					37,810	
単価					37,810	円／時間

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川・道路構造物工事　　合算工事： 0

対象工事費	100,796,595	直接工事費	100,796,595	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	42,300	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２，７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額 ）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	100,796,595	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	100,754,295		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	9.94 %		0 %
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
率（補正後）	9.94 %		
計上額	10,019,000		0

比較結果	当該追加工事	A			
	0	0		調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	100,754,295	直接工事費	100,796,595
非対象額計（－）	42,300		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	42,300	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	100,754,295	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費					
率（補正前）	0.79 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.79 %				
計上額	795,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	15,104,000				
運搬費	13,861,000	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	1,243,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	25,918,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	126,714,595	単独（追加工事）直接工事費	100,796,595	単独（追加工事）共通仮設費	25,918,000
非対象額計（－）	93,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	93,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	126,621,595	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	126,579,295		0		0
現場管理費対象純工事費 （調整工事入力で使用）					
率（補正前）	28.6 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	28.6 %		0 %		
計上額	36,213,000		0		0
			6,323,424 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	甲府河川国道事務所　工務第二課			工事番号	2026070003　　第　0　回変更
発注年月	令和08年06月	契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	主工種	河川・道路構造物工事

工事原価	162,927,595						
純工事費	126,714,595	現場管理費		36,213,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	93,000						
管理費区分９	93,000	（支給品を除く間接費非対象額）					
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）					
一般管理費等対象工事原価							
単独（追加工事）	162,834,595		現工事	0		合算工事	0
全処分費等を除く							
一般管理費等対象工事原価	162,792,295		現工事	0		合算工事	0
（調整工事入力で使用）							
前払金支出割合による補正係数	1		現工事				
財団法人等による補正係数	1						
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	162,834,595						
契約保証に係る補正値	0.04　％						
一般管理費率							
単独（追加工事）	17.23　％		現工事	0　％		合算工事	0　％
一般管理費	28,112,405						
業務委託料等	0						
調査基準価格	190,080,000						
調査基準価格の100/110	172,800,000	（ 90.45　％）					

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事

国土交通省 関東地方整備局
甲府河川国道事務所　工務第二課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
橋梁下部		式		1		
橋台工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂 障害無し	式		1		
床掘り	土砂 障害有り	式		1		
埋戻し	土砂	式		1		
基面整正		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
場所打杭工		式		1		
場所打杭	杭径 1500ｍｍ 杭長(設計長) 14.5m	本		10		
積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し運搬処理	無筋構造物	m3		20		
橋台躯体工		式		1		
基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 17.5cmを超え20.0cm以下	m2		140		
均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2		140		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25(20)(高炉) 一般養生 ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	m3		265		
ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)(高炉) 一般養生 ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	m3		286		
鉄筋	SD345 D13	t		1.66		
鉄筋	SD345 D16～D25	t		18.03		
鉄筋	SD345 D29～D32	t		1.94		
機械式継手	D16×D16 打継用 (埋込側)	箇所		4		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
機械式継手	D19×D19 打継用（埋込側）	箇所		22		
機械式継手	D25×D25 打継用（埋込側）	箇所		340		
機械式継手	D29×D29 打継用（埋込側）	箇所		22		
型枠	一般型枠	式		1		
円筒型枠	φ200	式		1		
足場	安全ネット必要	式		1		
水抜ﾊﾟｲﾌﾟ	VPφ100 ﾌｨﾙﾀｰ無	式		1		
排水材設置(構造物背面排水材)	透水ﾏｯﾄ 30×400mm	m		59		
地盤改良工		式		1		
固結工(ICT)		式		1		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.3m 長さ(杭長) 8.5m	本		40		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 7.8m	本		84		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 8.0m	本		12		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.3m 長さ(杭長) 8.1m	本		3		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 8.1m	本		5		
ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 7.8m	本		28		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
運搬費		式		1		
重建設機械分解組立輸送費	ｵｰﾙｹｰｼﾝｸﾞ掘削機 ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ	式		1		
重建設機械分解組立輸送費	深層混合処理機 機械質量120tを超え180t以下	式		1		
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		
六価ｸﾛﾑ溶出試験費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	100,796,595		
(2)共通仮設費	25,918,000		
(3)純工事費 (1)+(2)	126,714,595		
(4)現場管理費	36,213,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	162,927,595	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	28,112,405	((7)一般管理費等(計算額)	28,121,534)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)	191,040,000		

(11)消費税相当額	19,104,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	210,144,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	191,040,000
(14)調査基準価格	190,080,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	172,800,000

Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事

特　　記　　仕　　様　　書

令和８年７月

国　　土　　交　　通　　省

関　東　地　方　整　備　局

甲 府 河 川 国 道 事 務 所

第１章 総　則

第１条　　適　用

１．この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html

４．本工事における「条件明示」については、**別紙－１**「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第２条　　主任技術者等（契約書第１０条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第３条　　主任技術者等の専任期間

１．契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

２．契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

３．工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第４条　　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

１．本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければならない。

① 建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務

経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③ 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

④ 同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

⑤ 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事でなければならない。

⑥ 専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

⑦ 専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

２．現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

３．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

① 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

② 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

③ 専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

４．本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項⑤～⑧について施工計画書へ記載し、提出すること。

５．本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第５条　　コリンズ（CORINS）への登録

１．工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。

２．受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとす

る。

3．技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第６条　　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　山梨県甲府市向町地先

緯度　３５°３８’５０”　経度　１３８°３７’１９”

終点　山梨県甲府市和戸町地先

緯度　３５°３９’０１”　経度　１３８°３７’１１”

第７条　　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、一般国道２０号新山梨環状道路の山梨県甲府市向町地先から同市和戸町地先において、橋梁下部及び地盤改良を施工するものである。

主な工種は橋梁下部工・地盤改良工を予定している。

第８条　　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書(令和５年３月版)1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例）

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
Ｒ５新山梨環状道路実施設計業務	4055350213
Ｒ３新山梨環状道路構造物設計業務（その１）	4047801158

第９条　　施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意２）所属会社の写真とする。

第１０条　　調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

１．契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

２．予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

①　受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

②　受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

③　工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。

④　低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

別紙様式-0-1～0-10

資　料　名	内　　容
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表

比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条　低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条　不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

・橋梁下部工

・地盤改良工

第１３条　不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、 又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第１４条　工事書類の作成

１．工事書類の作成に当たっては､別に定める｢土木工事電子書類作成マニュアル(令和８年３月)｣に基づき実施するものとする。

２．工事書類の作成に当たっては､別に定める｢土木工事電子書類スリム化ガイド(令和８年３月)｣を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

３．「工事関係電子書類一覧表」（**別紙様式－１**）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第１５条　設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負

契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第１６条　情報共有システムの活用

１．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。

２．受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）

３．監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

４．受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

①　情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨

②　サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨

③　②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

５．受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第１７条　「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。） の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１８条　設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカル

パスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」

（https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第１９条　工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第２０条　ワンデーレスポンス

１．この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

２．受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

３．受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

４．ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条　契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

１．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条　設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条　スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第２４条　建設リサイクル法対象工事

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104　号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工　　程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

（２）再生資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	(有)内田総業	山梨県中央市極楽寺字明神 161 外 1 筆

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3)受入時間

(有)内田総業：７時３０分～１７時００分

2.受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

3.工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２５条　建設リサイクル法第１１条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第２６条　工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第２版）（国土技術政策総合研究所資料、平成 20 年 12 月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第２７条　施工管理

１．本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 8 年度版)による

ものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

２．本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

３．本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和８年３月改定)の関連要領等一覧

（ＵＲＬ「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）

によるものとする。

第２８条　デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和８年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２．デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３．小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４．小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第２９条　ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

① i-Construction とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

② ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、土工を含む一般土木工事とする。

(1) ３次元起工測量

(2) ３次元設計データ作成

(3) ＩＣＴ建設機械による施工

(4) ３次元出来形管理等の施工管理

(5)　３次元データの納品

３．受注者は、特記仕様書に指定された地盤改良工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記(1)～(5)の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし地盤改良工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下（１）～（４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては以下（５）～（７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

また、地盤改良工の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

(1)　空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

(2)　地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

(3)　無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

(4)　地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

(5)　ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

(6)　ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

(7)　ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②　３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③　ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

１）　３次元ＭＧ機能を持つ地盤改良機※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

２）　３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の

作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

④　３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。

（１）出来形管理

以下１）を用いて、出来形管理を行うものとする。

１）施工履歴データを用いた出来形管理

⑤　３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３０条　ＩＣＴ活用工事（構造物工橋脚・橋台）について

１．ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

２．定義

③　i-Construction とは、ＩＣＴの全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

④　ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事という。

対象は、土工を含む一般土木工事とする。

(1)　３次元起工測量

(2)　３次元設計データ作成

(3)　該当なし（ＩＣＴ建設機械による施工）

(4)　３次元出来形管理等の施工管理

(5)　３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則､本工事においては上記(1)～(5)の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。構造物工（橋脚・橋台）の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①　３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下（１）～（４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下（５）～（７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

(1)　空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

(2)　地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

(3)　無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

(4)　地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

(5)　ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

(6)　ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

(7)　ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②　３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

ＩＣＴ構造物工（橋脚・橋台）の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

③　該当なし

④　３次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

構造物工（橋脚・橋台）の施工管理において、以下１）～４）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～４）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（2）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による。

１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（3）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤　３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第３１条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

１．図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第３２条　ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）の費用について

１．ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

実施した場合は、以下の（１）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

・ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（スラリー撹拌工）積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３３条　ＩＣＴ活用工事（橋脚・橋台）の費用について

１．受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにＩＣＴ活用の具体的な工事内容及び数量・対象範囲について明示し、監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（１）（２）により費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群デー

タを取得し、３次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、構造物工（橋脚・橋台）（ＩＣＴ）と同時に実施する土工（ＩＣＴ）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～３）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の４）による出来形管理を実施した場合は、「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

４）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第３４条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第３５条　現場環境改善（快適トイレの設置）

１．内 容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

(1) 洋式（洋風）便器

(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

(3) 臭い逆流防止機能

(4) 容易に開かない施錠機能

(5) 照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５k 以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス

（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

（トイレットペーパー予備置き場等）

２．快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

３．快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

４．その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第３６条　BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
【義務項目】	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
【推奨項目】	
現場条件の確認	３次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。
施工管理での活用	３次元モデルとＧＮＳＳ等との位置情報を組み合わせて、施工箇所を確認する。 ３次元モデル上で施工手順等を区分し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。
不可視部の３次元モデル化	施工後不可視となる部分について、３次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。

（参考）３次元モデル作成の目安

詳細度	２００～３００程度※1
属性情報※2	オブジェクト分類名※3 のみ入力し、その他は任意とする。

※1　構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル

※2　部材等の名称、規格、仕様等の情報

※3　道路土構造物、橋梁等の名称

1 BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

1）工事概要

2）整理すべき課題

3）BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）

4）３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）

5）３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6）３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7）３次元モデルの作成担当者

8）３次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

9）後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

10）省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

3 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1）BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

2）BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

3）作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・ Ｒ５新山梨環状道路実施設計業務

5　その他

最新の情報はBIM/CIMポータルサイト(https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html)で提供されているので、適宜参照すること。

第３７条　工事中の安全確保

１．工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の７項目である。

Ⅰ．架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ．建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ．資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ．足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ．地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ．第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ．事故防止

２．受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

①　労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

②　労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③　厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

３．工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

４．工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

５．工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

作業区分	交通誘導警備員	備考
昼間作業	164人	
合計	164人	

６．地盤改良に用いる生石灰の使用にあたっては、十分留意するとともに関係法規を遵守しなければならない。

７．固結工の施工にあたり、地下埋設物に影響を与える箇所について埋設物の管理者等と協議し、必要と判断された場合は、試掘の実施について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、現場条件等により埋設物の防護が必要な場合には、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第３８条　熱中症対策に資する現場管理費の補正

１．本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

２．真夏日の考え方は下記のとおりである。

① 真夏日の定義

日最高気温が３０度（℃）以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が３０度（℃）以上の場合とする。

② 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記(1)～(3)のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

(1) 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高２５度（℃）以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が２５度（℃）以上となる日を、真夏日とみなす。

(2) 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

(3) 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記(1)～(3)によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

③ 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

④ 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

⑤ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

⑥ 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、 現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第３９条　安全管理推進技術査等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第４０条　交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）又は、経験 1 年以上の者を配置すること。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第４１条　路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短

縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第４２条　交通規制日数の報告

現道上での(改築・維持修繕)工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものと

第４３条　架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第４４条　環境対策(特定調達品目)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工期が発注年度の次年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日までに、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第４５条　環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第４６条　交通安全管理

１．工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

① 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

③ 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。

④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等

運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

⑥ 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第４７条　工事現場の現場環境改善

１．工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

２．現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

① 仮設備関係

緑化・花壇等を実施するものとする。

② 営繕関係

現場事務所、現場休息所の快適化を実施するものとする。

③ 安全関係

工事標識・照明等安全施設のイメージアップを実施するものとする。

④ 地域連携

デザイン工事看板(各工事ＰＲ看板含む)を実施するものとする。

３．現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

４．主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 50%を上限として設計変更の対象とする。

第４８条　給水

地盤改良工における給水については、監督職員と協議するものとする。

第４９条　工期

１.工期は、雨天、休日等６１日を見込んでいる。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40 日
後片付け期間	20 日
雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	0.68

※雨休率（週休２日）山梨県　猛暑日補正無し （令和８年度工事）	
夏期工事抑制期間	8 月中旬
年末年始工事抑制期間	12 月下旬～１月上旬
年度末工事抑制期間	3 月

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ）１日の降雨・降雪量が１０㎜/日以上の日：２２日間

ロ）８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：４日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2021 年～2025 年）の気象庁（甲府観測所）及環境省（甲府地点）のデータより年間平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

※工事発注後に工事抑制期間に変更が生じた場合は、監督職員より指示するものとする。

２.本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、（**別紙様式-２**）により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から２１４日間

（ただし令和８年１０月３０日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※契約締結後において、工期の始期の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、低入札価格調査等により、上記の工事着手期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限から２１４日間で工事を完了させること。

３.著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

４.後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第５０条　工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有するこ

ととし、工程の変更理由が以下の１～５に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

１．受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

２．著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

３．工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

４．資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

５．その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第５１条　工事工程表の開示の試行工事

１．本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。

２．工事契約後、設計審査会等において、前条 「工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

３．設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－２）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。

４．本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第５２条　悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

１．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、甲府観測所（気象庁のデータ）における１日の降雨・降雪量が10㎜ 以上/日の日を想定している。

２．本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第５３条　施工時期及び施工時間の変更

１．本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	作業時間
昼間作業	橋梁下部工、地盤改良工	8：00～17：00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、ＫＹ等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第５４条　他工事との調整

１．下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

２．本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ７新山梨環状道路向町地区改良（その２）工事	No.4+80.00 ～No.7+60.00	令和８年５月 ～令和８年１２月

第５５条　占用物件等の調整内容

本工事に関連する占用物件の撤去、移設防護及び復旧工事については、下記のとおりである。

１．支障物件名及び管理者

配電線路　東京電力パワーグリッド株式会社

２．位置

測点 No.４+２０

３．移設時期

令和８年４月～令和８年９月

４．工事方法

本工事に関連する占用物件の撤去、移設防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者(企業)が処理するものとする。移設時期等については下記によるものとする。

支障物件	管理者	管理者との協議状況	移設時期	工事方法
電気	東京電力	調整中	令和８年１０月完了予定	先行移設

第５６条　新技術の活用「新技術の定義」

１．本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

２．新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

①　技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

②　公共工事等において実用段階に達している技術

③　当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④　実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3．対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

①　新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

②　NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

③　新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

④　新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第５７条　新技術の活用（施工者選定型）

1．本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2．本工事において、前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3．受注者は、選定した新技術が前条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。

4．当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。

5．受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。

6．試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。

7．受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。

8．受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第５８条　建設現場における遠隔臨場の実施

１．　建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

２．遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

３．実施内容

① 段階確認・材料確認、立会での確認

(1) 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

(2) 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

② 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

③ 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

④ 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間　で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

⑤ フォローアップ調査

工事完了時に（**別紙様式-３**）を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するもの

とする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

⑥ 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

⑦ 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第５９条　建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

１．建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

２．遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来型		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完成部分検査	○	○	○	○	○	○	○

３．遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔

臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

４．実施内容

① 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

② 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

③ 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

④ 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

⑤ 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

⑥ 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第６０条　契約後ＶＥ方式

１．定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

２．ＶＥ提案の意義及び範囲

①受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

② 以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

３．ＶＥ提案書の提出

① 受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書(**別紙様式－４～７**)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

(2) ＶＥ提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

(3) ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

② 発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

③ 受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

④ ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４．ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

５．ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面(**別紙様式－８**)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６．ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

① ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

② 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

③ 前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「ＶＥ管理費」という。)を削減しないものとする。

④ ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

７．ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８．責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受

注者の責任が否定されるものではない。

第６１条　生産性向上チャレンジ工事

１．試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

２．試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第５７条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

３．工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

４．本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第６２条　六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また土質条件、施工条件等により試験方法に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数

配合設計段階３検体

スラリー攪拌：施工後段階９検体

第６３条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）
（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は､実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、

調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第６４条　南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

(1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。

(2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

(3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20　条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（１週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

(5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

(6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第６５条　現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託している。

第６６条　施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第６７条　施工体制の点検

1．受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

2．施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3．施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

4．当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

5．施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。

6．施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。

7．施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第６８条　監督職員による検査(確認を含む)及び立会等、段階確認

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	確認時期	確認事項	確認の程度	備考
場所打	オールケーシング杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	１回／１０本	

杭工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	３０％程度／１構造物	
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	１回／１０本	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	１回／１０本	
躯体工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	１回／土（岩）質の変化毎	
		床堀掘削完了時	支持地盤　（直接基礎）	１回／１構造物	
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	３０％程度/１構造物	
		埋戻し前	設計図書との対比（不可視部分の出来形）	１回／１構造物	
地盤改良工	固結工	施工時	使用材料、深度	１回/２００本	
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	１回/２００本	

第６９条　品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は（**別紙様式－９**）によるものとする。

第７０条　工事完成図書の納品

１．本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和５年３月)最新：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和６年３月）」を参考とするものとする。

２．本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

３．成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第７１条　技術検査

１．本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は２回以上を原則とする。
なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。

２．中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。

３．中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第７２条　書類限定検査

１.本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

２.書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請取引検査書類含む）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

３.実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第７３条　ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する

際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第２章　個人情報の取り扱いについて

第７４条　　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第７５条　　秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第７６条　　取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第７７条　　利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第７８条　　複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第７９条　　再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、

滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第８０条　事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第８１条　資料等の返却等

１．受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－３）を発注者に提出しなければならない。

２．前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第８２条　管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第８３条　管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第８４条　従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第３章　橋梁下部工

第８５条　掘削工

掘削土は現場内に仮置きし埋戻しに流用するものとする。（運搬距離Ｌ＝0.4km）

なお、これにより難い場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第８６条　レディーミクストコンクリート

１．コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

No	使用区分	呼び強度	粗骨材の最大寸法	水セメント比	セメントの種類	参考スランプ※注１	摘要
		N/mm2	mm	%以下			
1	橋台	18	25	60	高炉B	8	
2	橋台	30	25(20)	55	高炉B	12	
3	橋台	24	25(20)	55	高炉B	12	
4	場所打杭	30	40	55	高炉B	18	

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注１

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１） 使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが 12cm を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

２． コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成 14 年８月一部改正)により行うものとする。

第８７条　水セメント比

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)

・最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。

・管(函)渠等(φ600 未満、600mm×600mm 未満)の構造物。

・道路照明、標識、防護柵等の構造物。

・耐久性を期待しない構造物。

第８８条　テストハンマーによる強度推定調査

１．強度確認調査の対象工事については、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門とする。

但し、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

2．調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては１打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを１構造物の単位として、各単位につき３ヶ所の調査を実施しなければならない。

3．調査結果、所定の強度が得られない場合については、その箇所の周辺において再調査を５ヶ所実施しなければならない。

4．測定方法は、「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法(JSCE-G504)」により実施しなければならない。

5．測定は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

6．監督職員等及び受注者が立ち会いのうえテストハンマー強度推定調査を実施しなければならない。

7．構造物毎に別紙様式－１０により調査票を作成し、完成検査時に提出しなければならない。

第８９条　圧縮強度試験

1．所定の強度を得られない箇所の付近において、原位置のコアを採取するものとし採取位置については監督職員と協議を行い実施しなければならない。また、コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行なわなければならない。

2．「コンクリートからのコア及びはりの切取り方法並びに強度試験法(JIS A 1107)」により実施しなければならない。

3．監督職員等及び受注者が立ち会いのうえ圧縮強度試験を実施しなければならない。

4．構造物毎に別紙様式－１１により調査票を作成し、提出しなければならない。

第９０条　ひび割れ発生状況の調査

1．ひび割れ発生状況の調査の対象工種については、高さが 5m 以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が 25m2 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、及び高さが 3m 以上の堰・水門・樋門とする。

　但し、いずれの工種についても、プレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは測定の対象としない。

2．0.2mm 以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。

3．ひび割れ等変状の認められた部分のマーキングを実施しなければならない。

4．調査は、足場が存置されている間に実施しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

5．構造物毎に別紙様式－１２により調査票を作成し提出しなければならない。

6．調査結果の評価に当たっては、「ひび割れ調査結果の評価に関する留意事項」を参考にした

評価を行ない評価書(様式自由)を提出しなければならない。

第９１条　コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）について

１．コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)は、「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」（平成３０年１０月２４日付け国官技第４４号）（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html を参照）により行うものとする。

２．本工事での試験箇所数は以下のとおりとする。

なお、以下により難い場合は監督職員と協議の上、対象構造物、箇所数等を決定するものとする。

① 対象構造物　・下部工　１基

② 試験方法及び箇所数等

試験方法	作業方法	箇所数	備考
電磁波レーダー法	横向き（壁面）	６箇所	下部工

第９２条　コンクリート構造物非破壊試験によるコンクリートの強度測定について

１．微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定は、「非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について」（平成３０年１０月２４日付け国官技第４４号）（http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html を参照）により行うものとする。

２．本工事での試験箇所数は以下のとおりとする。

なお、現地状況、試験実施機関の実情等により、以下により難い場合は監督職員と協議の上、測定方法、対象構造物及び箇所数等を決定するものとする。

① 対象構造物　・下部工　１基

② 試験方法及び試験体数等（微破壊試験）

試験方法	規格	試験体数	備考
ボス供試体	75*75*150㎜	２個	下部工

③ 試験方法及び測線数等

試験方法	測線数	備考
超音波法	２箇所	下部工

第９３条　ガス圧接

１．圧接方法

設計図書に表示したガス圧接の継手のうち場所打杭を除き、公称直径 35㎜ 以上の鉄筋の継手は原則として自動ガス圧接機によるものとする。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議することができる。

２．自動ガス圧接の施工及び自動ガス圧接工の資格

自動ガス圧接の施工において本特記仕様書及び共通仕様書に示す事項以外は、「鉄筋のガス圧

接工事標準仕様書（(社)日本圧接協会）」に基づくものとする。

第９４条　組立て

１．配筋・組立において、鉄筋組立固定架台、鉄筋固定金具を使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

２．配筋・組立に用いる鉄筋の現場における加工の有無およびその他条件については、契約図書に示す通りとする。なお、現場での加工を要した鉄筋については、鉄筋加工の有無を含むトレーサビリティーを確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。また、施工の実態調査を目的として、監督職員から追加資料の提出を指示された場合、受注者はこれに協力すること。

第９５条　機械式鉄筋継手

機械式鉄筋定着工法を採用する場合は、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン（平成２８年７月）」に基づき実施するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的認証機関による建設技術審査証明の写しを監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付箇所の品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

第９６条　機械式鉄筋継手工法について

機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式継手工法ガイドライン（平成２９年３月）」に基づき実施するものとする。

受注者は、施工する工法について、求める性能に関する公的機関等による技術的な確認を受けた証明書の写しについて、監督職員の承諾を得なければならない。

また、現場施工における取付位置や等級、品質確認方法について、監督職員と協議するものとする。

施工前には、施工要領書について監督職員の承諾を得なければならない。施工時には、工法に関して教育、講習等を受けた有資格者の管理の下で施工しなければならない。

第９７条　型枠穴孔の補修

型枠セパレータで除去タイプのコーンを用いる場合は、セパレータ端部が鉄筋かぶり内に残らないようにすること。

また、モルタル等による型枠穴孔の補修を行う場合は、専用コテ等で入念に仕上げること。

型枠穴孔の補修材の落下による第三者被害が想定される箇所については、落下の懸念が少ない方法によることとし、その方法を施工計画書に記載しなければならない。

第９８条　場所打杭工

１．基礎杭の施工によって生ずる杭施工基面までの空洞(穴)は、施工機械、作業員などの安全対策上埋戻しを施し、安全管理に努めなければならない。

２．受注者は、全ての杭について、床堀完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。
その際、杭場が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。　なお、上記の検討及び補修に要する費用については、受注者が負担するものとする。

３．場所打ち杭における鉄筋かごの形状保持について、鉄筋かごの組立にあたって、形状保持のために「特殊金物等による無溶接工法」を採用する場合は、現地条件等に基づき比較検討を行い監督職員と協議するものとする。

第９９条　橋梁下部工

１．受注者は、橋梁下部工（直接基礎）の施工に先立ち平板載荷試験（地盤工学会基準 JIS1521）を実施するものとし、地盤反力（支持力）を測定の上、監督職員に報告すること。なお、地盤反力（支持力）が設計時の値を満足しない場合は監督職員と協議するものとし、構造等に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。
また、測定箇所及び測定回数等についても監督職員と協議するものとする。

２．当初契約時において、橋梁下部工（直接基礎・杭基礎）に係わるジャストボーリングがない場合は、受注者の責においてジャストボーリングの必要性を検討し、監督職員と協議するものとする。
なお、ボーリング位置、深さ等についても監督職員と協議するものとし、費用については設計変更の対象とする。

第４章　地盤改良工

第１００条 固結工

１．本工事で施工する安定処理工法、中層混合処理工法及び深層混合処理工法は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

２．上記の決定にあたっては、下記条件等を遵守するものとする。なお、下記条件等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

①設計条件

ボーリング No	層	層厚（m）	γ t (kN/m3)	φ（‘）	C（kN/m2）
BV-02-9	盛土層（砂質土）	1.60	19.0	25.0	0.0
	沖積第一	0.30	19.0	34.6	0.0

	砂質土層				
	沖積第一 砂質土層	0.40	19.0	34.6	0.0
	沖積第一 砂礫層	9.70	20.0	35.1	0.0
	洪積第一 砂礫層	5.25	20.0	38.5	0.0
BV-29-3	盛土層 (粘性土)	0.30	17.0	-	25.0
	沖積第一 砂質土層	1.34	19.0	36.8	0.0
	沖積第一 砂質土層	1.81	19.0	36.8	0.0
	沖積第一 砂礫層	4.50	20.0	40.5	0.0
	洪積第一 砂質土層	1.65	19.0	35.9	0.0
	洪積第一 砂礫層	5.54	20.0	39.6	0.0

② 設計基準強度

工法名	改良箇所	一軸圧縮強度	改良率
スラリー撹拌	左ブロック積下終点側 (函渠１号)	quck=700kN/m2	78.5%
スラリー撹拌	法尻部 (函渠２号)	quck=700kN/m2	78.5%
スラリー攪拌	函渠下 (函渠部１号)	quck=1100kN/m2	78.5%
スラリー攪拌	左ブロック積下終点側 (函渠１号)	quck=1100kN/m2	78.5%
スラリー攪拌	右ブロック積下終点側 (函渠１号)	quck=1100kN/m2	78.5%
スラリー攪拌	函渠下 (函渠部２号)	quck=500kN/m2	78.5%

③標準配合

工法	改良箇所	固化材	備考
スラリー撹拌	左ブロック積下終点側	セメント系固化材	改良対象土

	（函渠１号）	特殊土用 0.23t/m3 ロス率 10%	1m3 当たり
スラリー撹拌	法尻部 （函渠２号）	セメント系固化材 特殊土用 0.23t/m3 ロス率 10%	改良対象土 1m3 当たり
スラリー撹拌	函渠下 （函渠部１号）	セメント系固化材 特殊土用 0.26t/m3 ロス率 10%	改良対象土 1m3 当たり
スラリー撹拌	左ブロック積下終点側 （函渠１号）	セメント系固化材 特殊土用 0.26t/m3 ロス率 10%	改良対象土 1m3 当たり
スラリー撹拌	右ブロック積下終点側 （函渠１号）	セメント系固化材 特殊土用 0.26t/m3 ロス率 10%	改良対象土 1m3 当たり
スラリー撹拌	函渠下 （函渠部２号）	セメント系固化材 特殊土用 0.21t/m3 ロス率 10%	改良対象土 1m3 当たり

３．標準配合量は上記を想定しているが、施工に先立ち、配合試験を行い、決定するものとする。

４．地盤改良に伴い発生する盛り上がり土は、本工事内で利用することを想定しているが、詳細については監督職員と協議するものとする。

第１０１条　工事用道路

１．　運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

２．　工事用道路は、工事終了後も引き続き他の工事で使用するので存置するものする。

３．　搬入路については、都市計画道路和戸町竜王線（和戸ＩＣアクセス工区）からの進入を想定しており、山梨県との覚書を結んでいる。

第５章　その他

第１０２条　　震災対策

１．　地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

２．　地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第１０３条　　「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第１０４条　　工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第４９条 第４９条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第４５条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ■ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 □ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第３７条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ■ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	 第１０１条 第１０１条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	■ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第８５条 第２４条
工事支障物件等	■ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	第５５条
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 □ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ■ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	 第４８条

別紙-2

概略工事工程表

工事名 ： R8新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事

工　種		単位	数　量	1 30 60 90 120 150 180 210 240 270 300 330 360 380（日）	備考
準備期間		式	1		・40日間
橋梁下部工		式	1		（1pt）
地盤改良工		式	1		（1pt）
後片付け		式	1		・20日間
制約条件	関係機関協議	―			・山梨県 ・甲府市
	支障物件移設	―			・東京電力
	路上工事抑制（夏季）	―			8月中旬
	路上工事抑制（年末年始）	―			12月下旬～1月上旬
	路上工事抑制（年度末）	―			3月（1ヶ月間）
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正なし）を適用			

工期：工事の始期から214日間（ただし令和8年10月30日までに工事を開始すること）

工事着手にあたっての関係機関協議について、施工計画書を基とした協議資料作成は受注者が行い、協議は発注者が主体となって実施します。

別紙－３

証明書

工事（業務）名：

受 注 業 者：

証　明　者：

個人情報が記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は２以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担当者（会社名・部署名・氏名）：
連絡先１：
連絡先２：

（※証明者について
工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。　　）

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7％引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両（全100台）を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスの少ない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上がりの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－1】

積 算 内 訳 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工 事 名	○○道路改良工事

工事区分･工種･種別	単位	入札時					工事完成時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/官積(%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式－０－４

【比較表－３】

手持ち資材の比較表（主要資材）

記入要領	1) 手持ち資材の状況については、主に当該工事で使用予定の資材を記入する。 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入して下さい。 3) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 4) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価欄は、主要資材相当品のみを記入する。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

品名	規格・型式	単位	使用工種等	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）				官単価※（最終）	備考
				手持ち数量	単価	本工事での使用予定量	不足数量の手当方法	手持ち数量	単価	本工事での使用量	不足数量の手当方法		
型枠用合板	1800＊900＊12	枚	排水構造物工	300		70				80		5,594	市場単価
敷鉄板	5尺＊20尺	〃	土工	50		50				100		0	
ロードマット	3000＊2400	〃	〃	54		50				40		0	
〃	1500＊4000	〃	〃	80		50				0		0	
縞鋼板	1350＊5000	〃	〃	60		30				0		0	
再生材	RC-40	m^3	排水構造物工	100		69				55		3,750	

別紙様式－０－５

【比較表－４】

資材購入先一覧(主要資材)の比較表

記入要領	1)「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。 3) 総額で値引きし、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工種種別	品名規格	単位	入札時(当初の予定)					工事完成時(実績)					※官単価(最終)	備考
			数量	単価	購入先名			数量	単価	購入先名				
					業者名	所在地	入札者との関係			業者名	所在地	入札者との関係		
生コンクリート	18－8－40	m^3	61	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	58	13,000	○○生コンクリート	○○町△△	同族会社	16,100	
生石灰		t	184.5	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	544	14,500	△△セメント商事	○○市□□町	協力会社	16,500	
セメント系固化剤	タフロック3E	〃	65	9,500	〃	〃	〃	60	9,500	〃	〃	〃	11,400	
コンクリート2次製品	BOX600＊600	本	18	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	10	49,500	(株)□□□	○○市△△町	〃	80,200	市場単価
〃	BF300＊2000	〃	290	2,100	〃	〃	〃	185	2,100	〃	〃	〃	2,936	
〃	BF400＊2000	〃	59	3,360	〃	〃	〃		0				0	
〃	BF500＊2000	〃	51	4,530	〃	〃	〃	21	4,530	〃	〃	〃	6,040	
〃	BF600＊2000	〃	113	5,520	〃	〃	〃	44	5,520	〃	〃	〃	7,400	

別紙様式－０－６

【比較表－５】

手持ち機械の比較表（主要機械）

記入要領	1) 本様式には、主に当該工事に使用する予定の手持ち機械の状況を記入して下さい。 2) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。 3) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要機械相当品(各機械経費が工事費の約0.3%以上の機器)のみでよい。 4) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

工事名	○○道路改良工事

機械名称	規格・型式・能力・年式	単位	入札時（当初の予定）				工事完成時（実績）			官単価※（最終）	備考
			数量	単価	メーカ名	現在の利用状況	数量	単価	メーカ名		
掘削機	0.2～0.45m³	台	10		○○○	4台空	2		○○○		
〃	0.7m³	〃	22		〃	8台空	5		〃		
〃	0.7m³	〃	9		□□□	4台空	4		□□□		
〃	1.2m³	〃	1		〃	空	1		〃		
〃	1.6m³	〃	1		〃	空	1		〃		
ブルドーザ	D65px	〃	3		○○○	2台空	1		○○○	25,100	供用日
不整地運搬車	LD1000	〃	7		△△△	3台空	5		△△△	21,600	供用日
掘削機	0.25m³	〃	4		〃	2台空	0		〃	7,320	供用日
〃	0.45m³	〃	1		〃	空	1		〃	13,000	供用日
〃	0.7m³	〃	6		〃	3台空	1		〃	18,100	供用日
不整地運搬車	LD700	〃	1		〃	空	1		〃		

別紙様式－０－７

【比較表－６】

労務者の確保計画の比較表

記入要領	1) 下請け労務者と自社労務者を下記のように区分して下さい。 ・下請け労務者は()なしで記入する。 ・自社労務者は()内に記入する。 2) 下請け会社との関係も明記する。 3) 労務単価は必ず記入する。 4) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。 5) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。
工事名	○○道路改良工事

工種	職種	入札時(当初の予定)			工事完成時(実績)			※ 官単価 (最終)	備考
		単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等	単価	員数	下請け会社との関係 下請け会社名等		
道路土工、地盤改良工	オペレーター							17,716	
		(17,000)	(320)	自社		472	自社		
道路土工	運転手	17,000	220	○○運輸(株)		102	○○運輸(株)	17,716	
				同族会社			同族会社		
排水構造物工	オペレーター	(17,000)	(60)	自社			自社	17,716	
	普通作業員	(15,000)	(225)	自社		138	自社	14,626	
植生工	法面工	18,000	225	協力会社			協力会社	18,746	
				○○防災(株)		113	○○防災(株)		
仮設工	普通作業員							14,626	
		(15,000)	(7)	自社		20	自社		

別紙様式－０－８

【比較表－７】

工種別労務者配置計画の比較表

記入要領	1) 職種名は例示したものなので、該当する職種名に変更して記入して下さい。 2) 世話役が、他の工種または他の工事と兼任している場合、正当な人数になるように按分してください。 3) (例)として記入したものは記入例なので、この記入例を消去して使用してください。
工事名	○○道路改良工事

工種	種別	入札時（当初の予定）						工事完成時（実績）						備考
		配置予定人数					計	配置人数					計	
		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		世話役	普通作業員（特殊含）	配管工	電工	オペ		
（例）土工事	床掘工・埋戻工・残土処理	1	2			2	5							
土工事	地盤改良工・掘削工・路体盛土工・残土処理工	1	1			8	10	1	1			8	10	
土工事	法面整形工	1	1			2	4	1	1			2	40	
法面工	植生基材吹付工	1	4			1	6	1	5			1	7	
カルバート工	BOX工	1	4			1	6	1	3			1	5	
排水構造物工	側溝工、集水桝工	1	3			1	5	1	3			1	5	
仮設工	仮水路工	1	4			1	6	1	3			2	6	

別紙様式－０－９

【比較表－８】

建設副産物の搬出等の比較表

記入要領	1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみに要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。					
工事名	○○道路改良工事					
建設副産物の名称	入札時(当初の予定)		工事完成時(実績)		官積算価格※ (最終)	備考
	受け入れ予定箇所	受け入れ価格	受け入れた箇所	受け入れた価格		
コンクリート塊	○○アスコン	2300／t	○○アスコン	1700／t	2300／t	
アスファルト・コンクリート塊	○○アスコン	2000／t	○○アスコン	1500／t	1500／t	
			○○アスコン	3000／t	2800／t	有筋
建設発生木材	無し					
建設発生土	無し					

別紙様式－０－１０

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳　　注）消費税抜きで記入してください　　金額単位：千円

費　目	元請+元請外注	元　請	元請外注合計	1 ○○建設 道路土工	2 □□建設 排水構造物工	3 ○○防災 法面工	4 ○○運輸 道路土工	5 ○○興業 交通誘導	6 ○○地質 地質調査・試験	7 ○○森林 伐採工
① 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,850	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,954	982	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	138
(3) 機械機具等損料	9,431	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	20
(4) 賃与機械等現場修理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	13	13	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費	19,683	11,896	7,787	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0
イ 運搬費	2,380	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0
A 器機材	250	70	180	80	60	40	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	60	40	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷鉄板類	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設タワー等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積み込み取り卸し費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセントル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械20t未満	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0
① 自走・貨物自動車等による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0
② 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20t以上	1,010	0	1,010	1,010	0	0	0	0	0	0
① 貨物自動車等 による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0
② 自走 による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 日々回送による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0
ロ 準備費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業損失防止施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0
安全留意度「建設工事公衆災害防止対策要綱」について選択		2 通常の安全対策								
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0
① 工事区域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要した費用(稼働日の保安要員等の費用を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員等の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等の安全施設類の設置、撤去、補修に要した費用及び使用期間中の損料	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合における照明に要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 酸素欠乏症の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 河川、海岸工事における救命艇に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等における防火安全対策に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 国土交通省(運輸)発注工事における再圧装置設置、撤去、維持管理に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0
C 鉄道空港安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 美装化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 航路安全標識・警戒船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム発破・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 役務費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	12	0	0	12	0	0	0	0
A 品質管理費等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場条件等費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	0	12	0	0	12	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 営繕費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0
A 建物費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0
E 監督員詰所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0
F 美装化等1	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0
G 美装化等2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術者間接費(電気工事、光ケーブル工事の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場管理費	11,614	7,186	4,428	-803	639	2,798	1,080	111	320	283
イ 労務管理費	528	183	345	20	161	151	0	2	0	11
ロ 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0
B 研修訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 租税公課	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	8,367	4,917	3,450	1,001	960	359	792	33	214	91
ホ 退職金	9	0	9	0	0	0	0	0	4	5
ヘ 保険料	208	0	208	102	0	3	93	0	5	5
① 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0
③ 自動車保険	109	0	109	8	0	3	93	0	0	5
④ 組立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 法定外の労災保険	10	0	10	6	0	0	0	0	4	0
⑥ その他損害保険	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0
ト 法定福利費	2,594	1,168	1,426	624	223	255	172	76	31	45
A 労災保険料	539	497	42	0	0	30	0	0	1	11
B 雇用保険料	189	43	146	70	22	12	30	7	2	3
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	129	77	43	19	16
E 建退共制度掛金	300	300								
F 船員保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	48	0	0	11
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヌ 通信交通費	394	290	104	12	0	49	0	0	43	0
ル 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0
ヲ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	119	2	0	0	0	0	23	94
カ 外注一般管理費等	-1,494		-1,494	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21
③ 外注費(下請欄は、外注一般管理費等の自動計算値)		41,750	外注一般の計算値=>	-2,764	-707	1,981	-25	0	0	21
④ 一般管理費等　自動計算値 = -1355	-1,355	-1,355								
⑤ 鋼橋等工場製作費(電気工事・光ケーブル工事の場合は、機器費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 別途調査等工事価格	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 工事価格	69,300	69,300	41,750	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑧ 消費税相当額(下請欄は、下請工事価格の自動計算値)	3,465	3,465	工事価格の計算値=>	22,000	2,200	11,850	3,930	1,009	320	441
⑨ 工事請負金額	72,765	72,765								
⑩ 営繕費のうち、地代に要した費用	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪ 準備費のうち伐開・除根等に要した費用	441	441	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫ 仮設費(直工)にてイメージアップに要した費用	849	849	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 二次下請負者の数	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑭ 二次下請負者の外注一般管理費等の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑮ 二次下請負者への発注工事価格の合計	0		0	0	0	0	0	0	0	0
⑯延実人員数と作業日数										
(1) 労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11
(2) (1)のうち通勤労働者延人員	896	16	880	492	78	113	106	80	0	11
(3) 技能関係等従事者延人員	393	192	201	70	60	0	48	4	14	5
(4) 技術事務関係社員等従業員延人員	17	0	17	0	0	17	0	0	0	0
(5) 作業日数			222	70	45	16	48	26	14	3
⑰ 現場管理費.その他のうち、事務用品費に要した費用	349	348	1	0	0	0	0	0	1	0
⑱ 現場管理費.その他のうち、動力・用水光熱費に要した費用	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙様式－1

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考
										指示	通知	提出			提示					
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	受注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎	
工事着手前	作成書類の役割分担	設計審査会で確認		1	【事例】 工事のお知らせ（自治会、住民等への周知）	共通仕様書1-1-1-36-7	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				2	【事例】 関係機関（○○○）協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	－		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認
				3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	－	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出
				4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関（○○○）との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				5	【事例 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件（○○○）の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	－	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認
				6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	－		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認
				7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正（構造計算の伴うものや大幅な修正）	共通仕様書1-1-1-15	－	○		○										令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 （受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する）
	契約図書	契約書		8	工事請負契約書	—	—	○												
		設計図書		9	共通仕様書	—	—	○												
				10	特記仕様書	—	—	○												
				11	発注図面	—	—	○												
				12	現場説明書	—	—	○												
				13	質問回答書	—	—	○												
				14	工事数量総括表	—	—	○												
	契約関係書類			15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○				○							
				16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○				○							契約書を作成する全ての工事
				17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○				○							
				18	掛金収納書（電子申請方式）	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○				○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
				19	建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○					
				20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○					
				21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○					
				22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○					
				23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付国会公契第71号)	—		○						○					
				24	請求書（前払金）	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○				○							
				25	VE提案書（契約後VE時）	特記仕様書	様式－6		○					○						契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他			26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○			○								契約図書で規定された場合に提出する。
				27	再生資源利用計画書 −建設資材搬入工事用−	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○			○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				28	再生資源利用促進計画書 −建設副産物搬出工事用−	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○			○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
				29	建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○			○								
				30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○			○								
	工事書類	1施工計画	①施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○			○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更以外）には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
				32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○			○								
				33	設計図書の照査確認資料 （契約書18条に該当する事実があった場合）	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○			○								
				34	工事測量成果表（仮BM及び多角点の設置）	共通仕様書1-1-1-38-1	—		○			○								
				35	工事測量結果（設計図書との照合） （設計図書と差異有り）		—		○			○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
		2施工体制	②施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								・「『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号）に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の警備業以外は不要
				37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	－		○			○								
				38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	－		○			○								
施工中		3施工状況	③施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○												
				40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○			○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
				41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○			○								
				42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○			○								
				43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○			○								
				44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○			○								
				45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○			○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要
				46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
			③	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○			○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等 は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP（情報共有システム）で電子で管理すること　　**▼不要**

工事関係書類							工事関係書類の標準様式（案）（様式No）	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考	
										指示	通知	提出			提示						
作成時期	種別			No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	受注者	発注者	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎		
施工中	工事書類	3施工状況	施工管理	48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○			○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
				49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○							○				ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。	
			④安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○						○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
				51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○			○				○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
				52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○			○								事故報告書はSAS（建設工事事故データベースシステム）により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
			⑤工程管理	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○			○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
			⑥品質管理	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○								指定材料のみ提出（設計図書で指定した材料を含む）。	
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○								
				56	請求書（中間前払金）	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○								
		完済部分検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○								
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○								
				59	請求書（指定部分完済払金）	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○								
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○									
		既済部分検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○								
				62	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○			○									中間技術検査時にも提出する。
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○			○									
				63	請求書（部分払金）	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○								
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○								
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○								部分使用がある場合に提出する。
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○								工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○			○									支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○			○									支給品がある場合に提出する。
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○			○									建設機械の貸与がある場合に提出する。
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○			○									建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○			○									現場発生品がある場合に提出する。
		その他		72	出来形報告書 （数量内訳書、出来形図）	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○									既済部分検査等の際に提出する。
				73	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○						○						・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
				74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○					○							
				75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○					○							
				76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○					○							新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類			77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○								
				78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○								
				79	請求書（完成代金）	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○				○								
	工事書類			80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○			○									・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
				81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○			○									・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
				82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○			○									・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
				83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○			○						☆			・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準（案）を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
				84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○			○									総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
				85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○			○									自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書			86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○			○					○	☆			・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
				87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○			○					○	☆			・電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他			88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○					○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
				89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○					○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完成後	その他			90	低入札価格調査 （間接工事費等諸経費動向調査票）	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－	○	○					○							「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

別紙様式－２

工　期　通　知　書

令和○○年○○月○○日

（分任）支出負担行為担当官
○○　○○　様

住所
商号又は名称
氏名　　印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工　事　名	○○○○工事
工　事　場　所	○○県○○市○○
契約予定年月日	令和　　年　　月　　日
工 事 の 始 期	令和　　年　　月　　日
工　　期	工　事　の　始　期　か　ら （○○○日間） 令和　　年　　月　　日　まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

別紙様式－３

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・検尺及び目視確認が可能だったため ・確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 （選択）	工　種 （自由記述）	細　別 （自由記述）	確認時期 （自由記述）	確認項目 （自由記述）	適用理由 （自由記述）	その他意見 （自由記述）
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 （選択）	遠隔臨場システムの名称 （自由記述）	遠隔臨場システムのメーカー名 （自由記述）	監督職員ＰＣとのセキュリティ上の通信可否 （つながる or つながらない）
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	（株）Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

別紙様式－４

様式－６(1)　　年月日：

Ｖ　Ｅ　提　案　書

（発注者）　殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏　名 ＴＥＬ ＦＡＸ

ＶＥ提案の概要

注）記入欄が不足する場合には、様式－６(1)の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番　号	項　目　内　容	概算低減額：千円
概　算　低　減　額　合　計		

別紙様式－５

様式－６(2)

番　号		項　目　内　容	

（１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比

【現状】 ---------- 略図等	【改善案】 ---------- 略図等

（２）提案理由

（３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）

（４）品質保証の証明（品質保証書の添付等）

（５）その他

別紙様式－６

様式－６(3)

番　　号		項目内容	

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

【 現　状 】　　単位：千円						【 改善案 】　　単位：千円						摘　　要
名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	名　　称	規　格	単位	数　　量	単　価	金　　額	

別紙様式－７

様式－６(4)

番　号		項目内容	

（１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

（２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－８

号
令和　　年　　月　　日

Ｖ　Ｅ　提　案　採　否　通　知　書

○　○　○　○　殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長　　印

特記仕様書「○　ＶＥ提案について」に基づき、令和　年　月　日付けで提出されましたＶＥ提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名： 契約締結日：	ＶＥ提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：

ＶＥ提案に対する「採否」及びその理由

番　号	項　　目　　内　　容	概算低減額：千円

（注）採否に関する問い合わせ先

別紙様式－９

様式－３３

年月日：

品　質　証　明　書

工事名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

品　質　証　明　記　事				
品　質　証　明　事　項	実　施　日	箇　　所	品質証明員氏名　印	記　　事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

別添様式－１０－１

テストハンマーによる強度推定調査票（１）

工事名	
受注者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定ＮＯ		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和　　年　　月　　日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	Ｎ/mm2	コンクリートの呼び強度	Ｎ/mm2
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から　　ｋｍ		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（　　）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（　　）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（　　）		

構造物位置図（１／５００００を標準とする）

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

別添様式－１０－２

テストハンマーによる強度推定調査票（２）

構造物名　（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

一般図、立面図等

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

別添様式－１０－３

テストハンマーによる強度推定調査票（３）

構造物名　（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

全景写真

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

別添様式－１０－４

テストハンマーによる強度推定調査票（４）

構造物名　（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

調査箇所	①	②	③	④	⑤
推定強度（N/mm2）					
反発硬度					
打撃方向					
（補正値）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
乾燥状態	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている	・乾燥 ・湿っている ・濡れている
（補正値）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
材齢	日	日	日	日	日
	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

推定強度結果の最大値	N/mm2
推定強度結果の最小値	N/mm2
推定強度結果の最大値と最小値の差	N/mm2

別添様式－１０－５

テストハンマーによる強度推定調査票（５）

構造物名　（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

強度測定箇所

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

別紙様式－１１

テストハンマーによる強度推定調査票（６）

－　コア採取による圧縮強度試験　－

コンクリートの圧縮試験結果

材齢 28 日圧縮強度試験　１本目の試験結果	
同　　２本目の試験結果	
同　　３本目の試験結果	
同　　３本の平均値	
〔備　考〕	

別紙様式－１２－１

ひび割れ調査票（１）

工事名	
受注者名	
構造物名	（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）
現場代理人名	
主任技術者名	
監理技術者名	
測定者名	

位置	測定ＮＯ		
構造物形式			
構造物寸法			
竣工年月日	令和　　年　　月　　日		
適用仕様書			
コンクリートの種類			
コンクリートの設計基準強度	Ｎ/mm2	コンクリートの呼び強度	Ｎ/mm2
海岸からの距離	海上、海岸沿い、海岸から　　ｋｍ		
周辺環境①	工場、住宅・商業地、農地、山地、その他（　　）		
周辺環境②	普通地、雪寒地、その他（　　）		
直下周辺環境	河川・海、道路、その他（　　）		

構造物位置図（１／５００００を標準とする）

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、資料提出

別紙様式－１２－２

ひび割れ調査票（２）

構造物一般図

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

別紙様式－１２－３

ひび割れ調査票（３）

ひび割れ	有，無	本数：１～２本，３～５本，多数
		ひび割れ総延長　　約　　m
		最大ひび割れ幅（〇で囲む） 0.2㎜以下，0.3㎜以下， 0.4㎜以下，0.5㎜以下， 0.6㎜以下，0.8㎜以下， ＿＿＿＿mm
		発生時期（〇で囲む） 数時間～１日，数日，数 10 日以上，不明
		規則性：有，無
		形態：網状，表層，貫通，表層 or 貫通
		方向：主鉄筋方向，直角方向，両方向， 鉄筋とは無関係

別紙様式－１２－４

ひび割れ調査票（４）

ひび割れ発生状況のスケッチ図

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

別紙様式－１２－５

ひび割れ調査票（５）

構造物名　（工種・種別・細別等構造物が判断出来る名称）

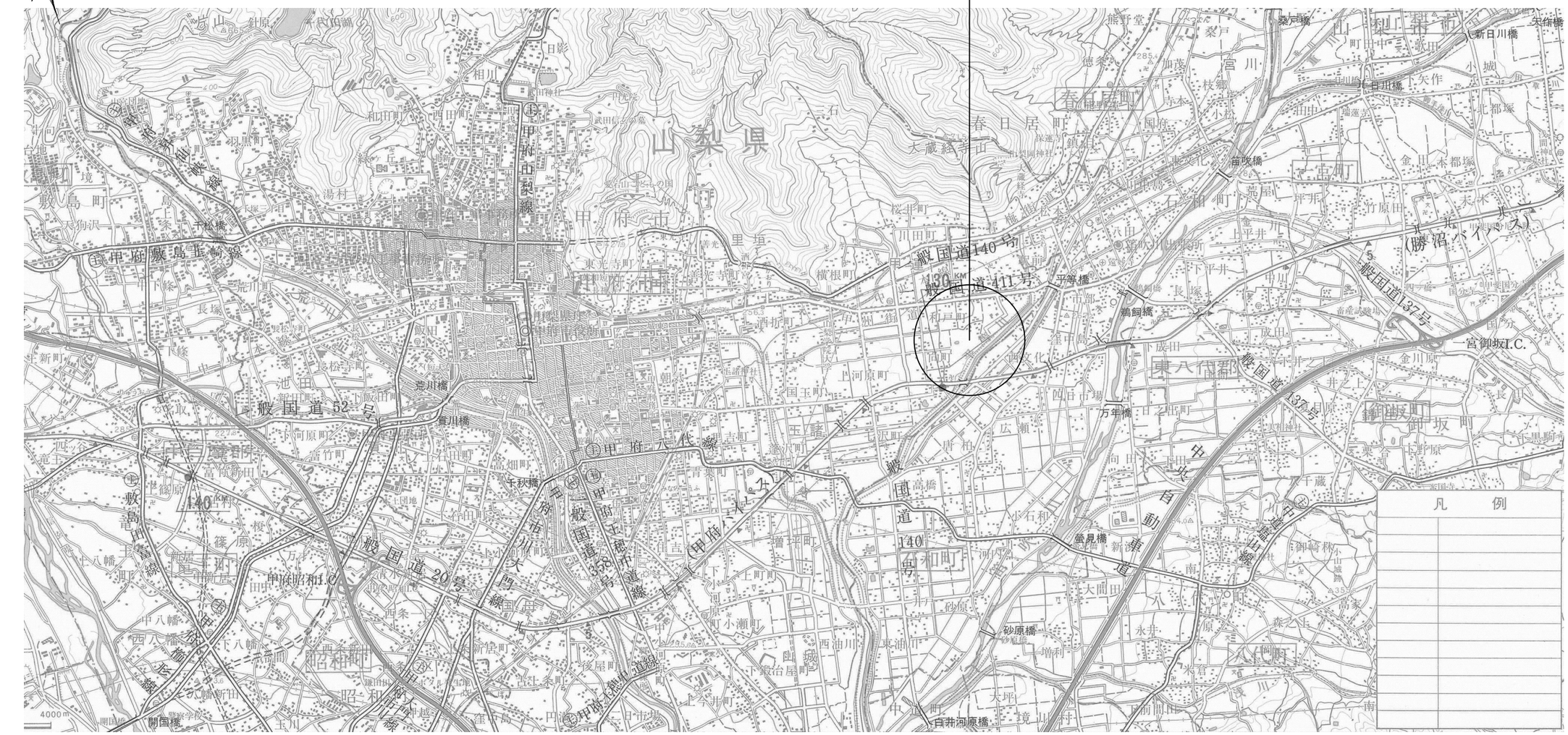
ひび割れ発生箇所の写真

添付しない場合は
（別添資料－〇参照）と記入し、
資料提出

位　置　図

S=1:50,000

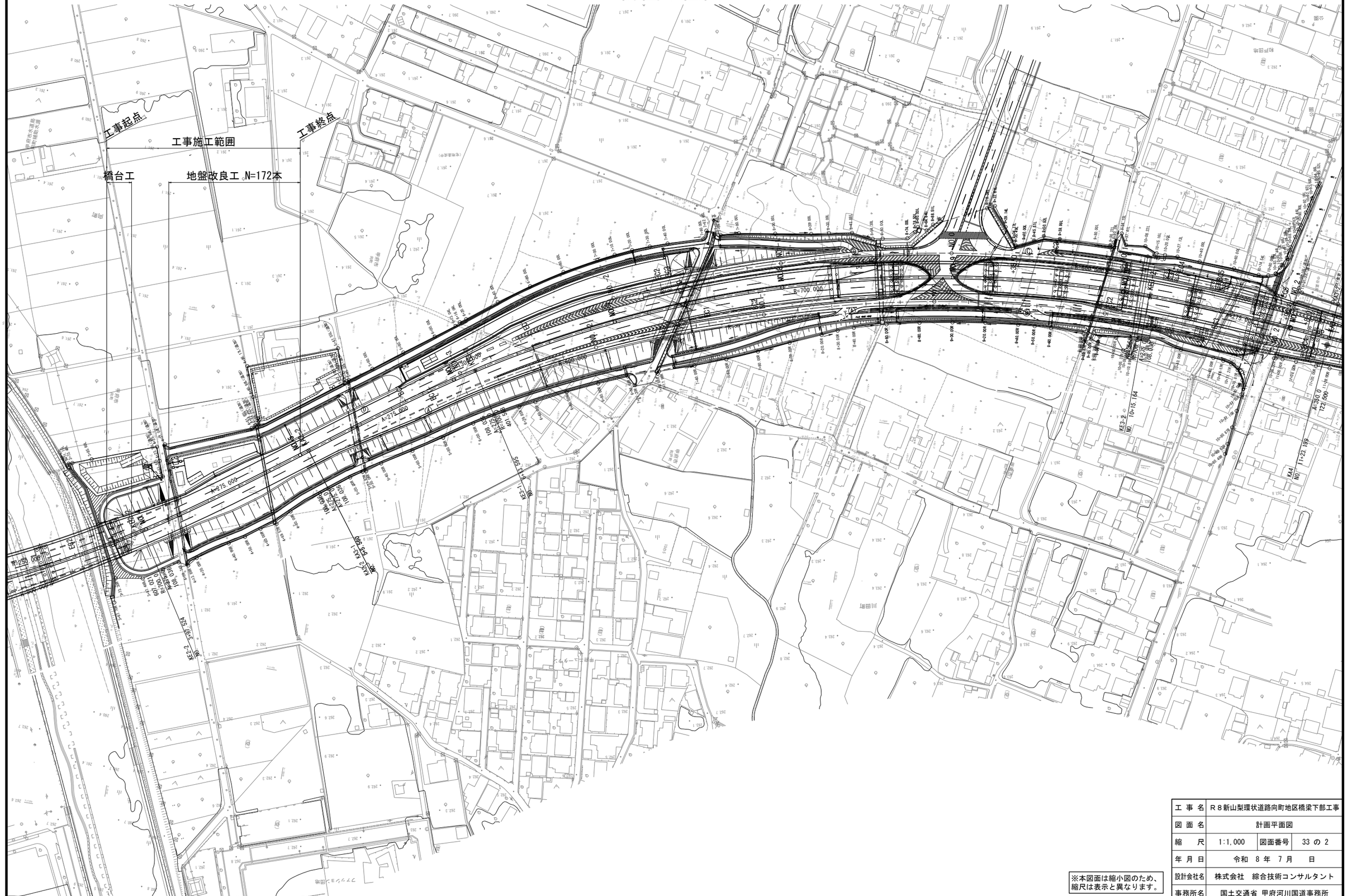
施工箇所
山梨県甲府市向町地先



工　事　名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事								
図　面　名	位　置　図								
縮　　尺	1:50,000	図面番号	33 の 1						
年　月　日	令和　8 年　7 月　　日								
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社 株式会社　綜合技術コンサルタント								
所長		副所長		課長		専門官		設計	
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所								

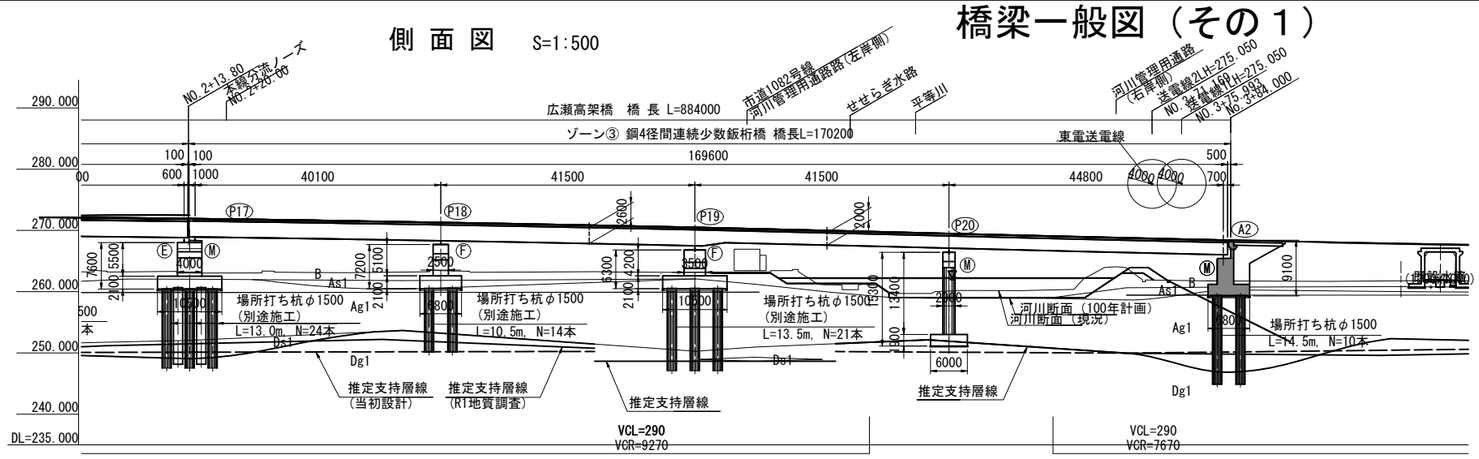
計画平面図

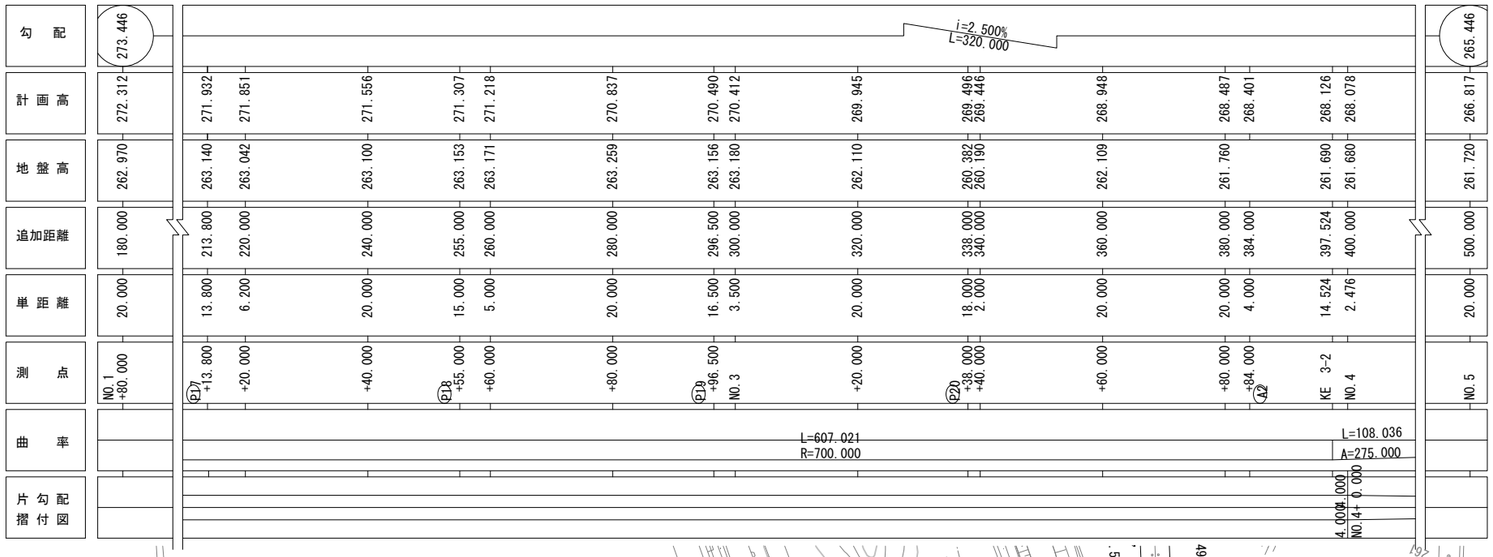
S=1:1000


工事起点
工事終点
工事施工範囲
橋台工
地盤改良工 N=172本
A=275.000
R=700.000
R=250.000
R=700.000
R=250.000
R=700.000
R=700.000
R=700

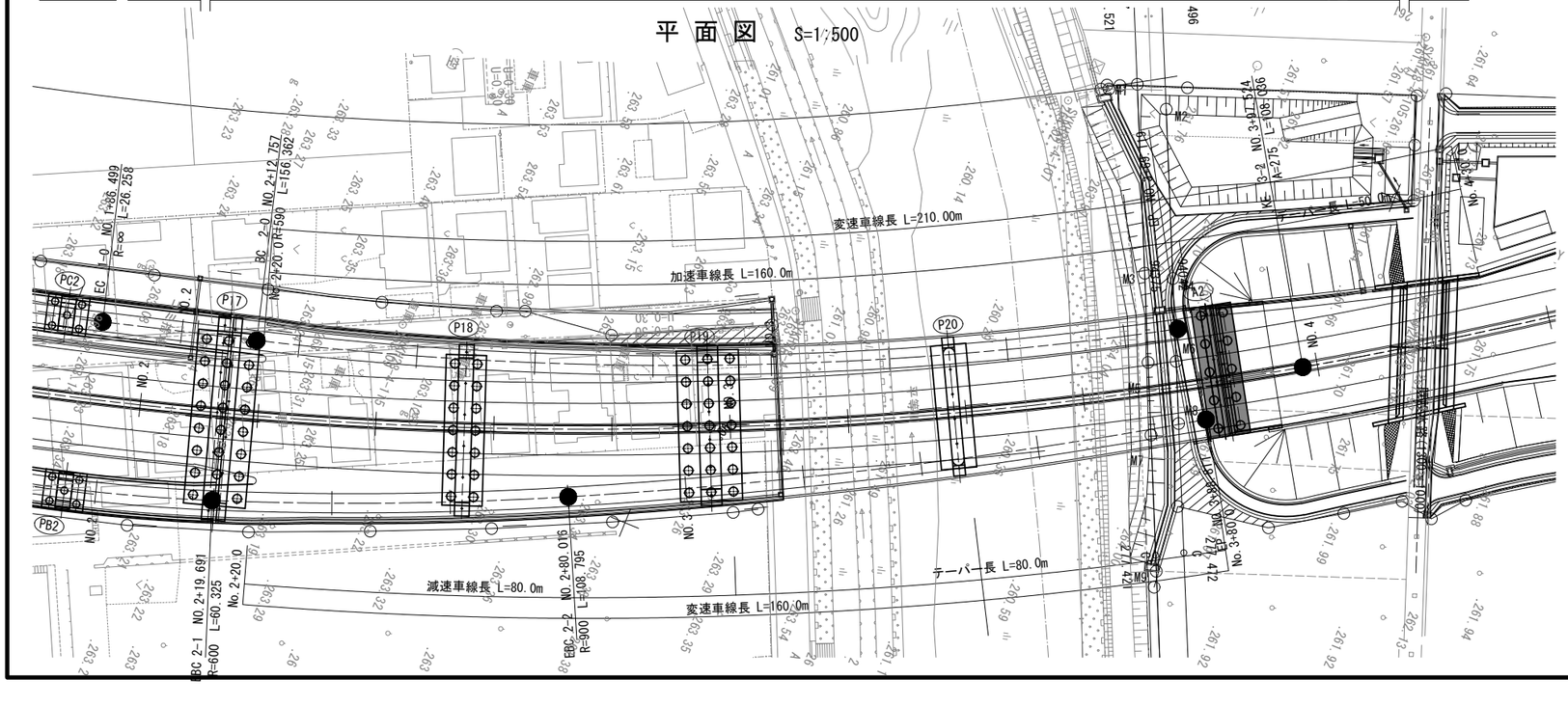
橋梁一般図（その１）

側面図 S=1:500

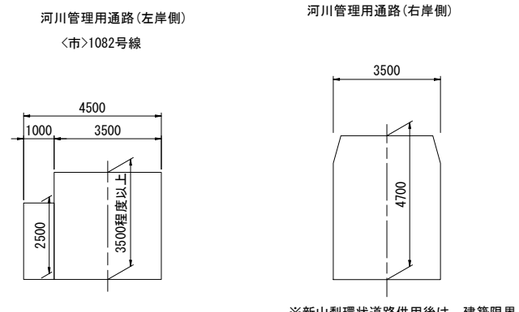




平面図 S=1:500



交差物件 S=1:100



※新山梨環状道路供用後は、建築限界が2.0m未満となるため車両の通行は不可となる。

凡例

Bs	盛土・表土
As1	沖積第一砂質土層
Ag1	沖積第一砂礫土層
Ds1	洪積第一砂質土層
Dg1	洪積第一砂礫土層

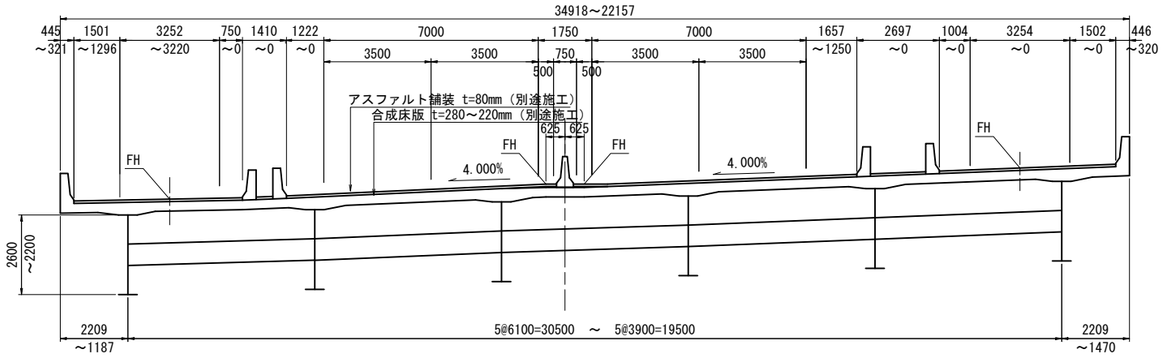
設計条件		
橋長		L＝170.200m
道路規格		第3種 第1級（設計速度V=80km/h）
活荷重		B活荷重
形式	上部構造	鋼4径間連続少数鈑桁
	下部構造	橋脚：張出式橋脚　橋台：逆T式橋台
	基礎	P17～P19,A2：場所打ち杭φ1500、P20：直接基礎
桁長		L＝169.600m
支間長		40.1 m + 41.5 m +41.5 m + 44.8 m
幅員	総幅員	34.918 m ～ 22.157 m
	有効幅員	15.763 m + 17.714 m ～ 11.991 m + 8.725 m
斜角		90° 00′ 00″
平面線形		R=700
縦断勾配		i = 2.500%
横断勾配		i＝4.000%
耐震設計条件	耐震性能	耐震性能２（レベル２地震動）
	地域補正係数	CZ=1.0,CⅠZ=1.0,CⅡZ=1.0（Ａ２地域）
	地盤種別	Ⅰ種地盤、Ⅱ種地盤
設計水平震度		レベル１　kh=0.20、kh=0.25
舗装		アスファルト舗装　t=80mm
床版		鋼・コンクリート合成床版　t=280mm～220mm
使用材料 上部構造	コンクリート	σck=30N/mm2（床版），σck=30N/mm2（壁高欄）
	鋼材	SM520, SM490Y, SM400, SS400
	鉄筋	SD345
使用材料 下部構造	コンクリート	σck=30N/mm２（躯体），σck=24N/mm ２(底版)
	鉄筋	SD345
使用材料 基礎	コンクリート	σck=24N/mm2（呼び強度30N/mm2）
	鉄筋	SD345
適用示方書		道路橋示方書・同解説　Ⅰ～Ⅴ 編（平成29年11月）
		鋼道路橋疲労設計便覧（令和2年11月）
		道路橋支承便覧（平成30年12月）
		杭基礎設計便覧（令和2年9月）
		鋼道路橋設計ガイドライン（案）（平成10年5月）
		土木構造物設計マニュアル（案）（平成11年11月）
		設計要領第二集（平成28年8月）

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	橋梁一般図（その１）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 3
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

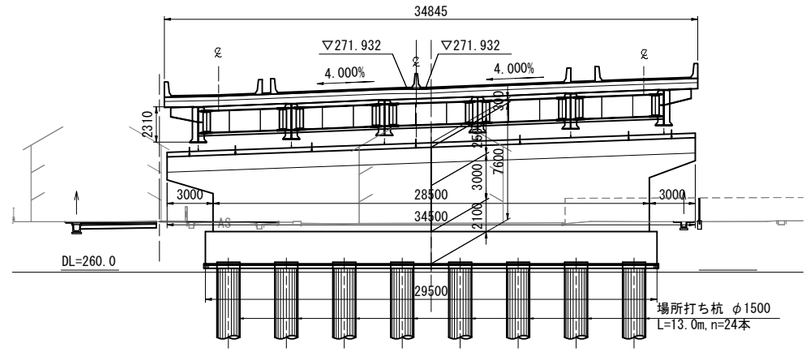
橋梁一般図（その２）

標準断面図　S=1:100

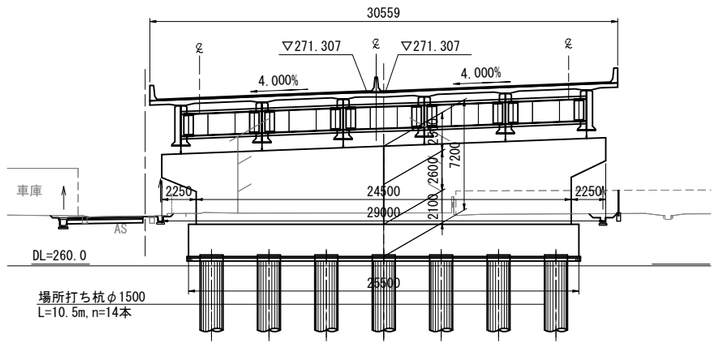


下部構造断面図　S=1:200

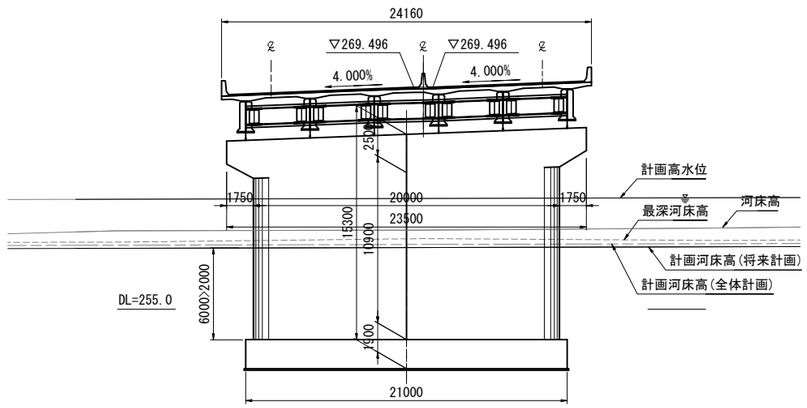
P17橋脚（別途施工）



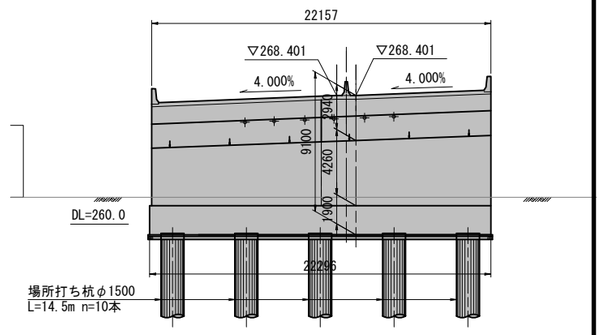
P18橋脚（別途施工）



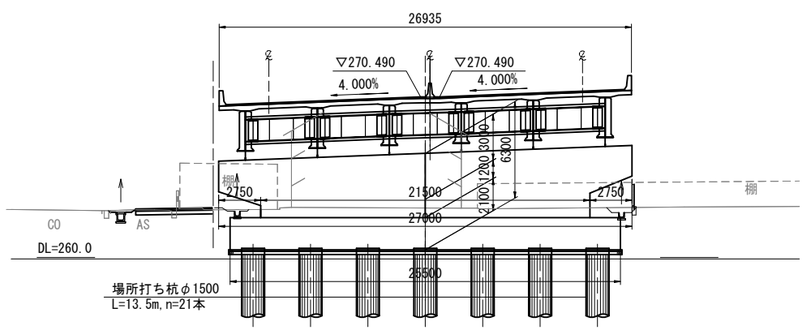
P20橋脚（別途施工）



A2橋台

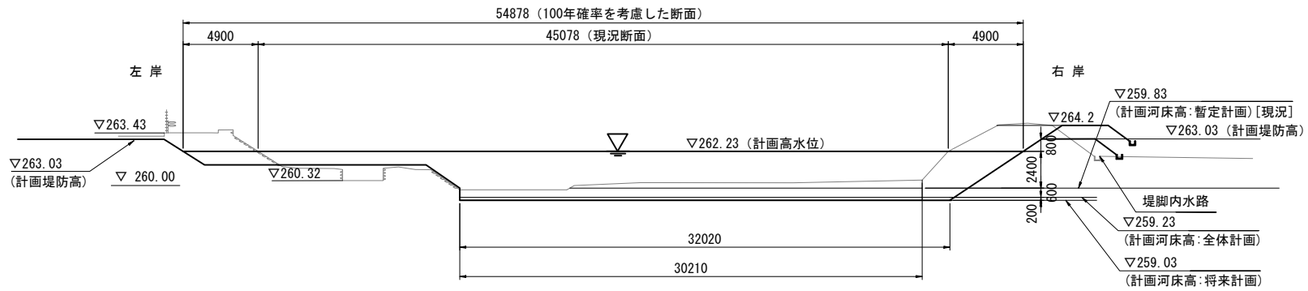


P19橋脚（別途施工）



一級河川　平等川　標準断面図　S=1:200

計画高水流量　Q=350m3 /sec

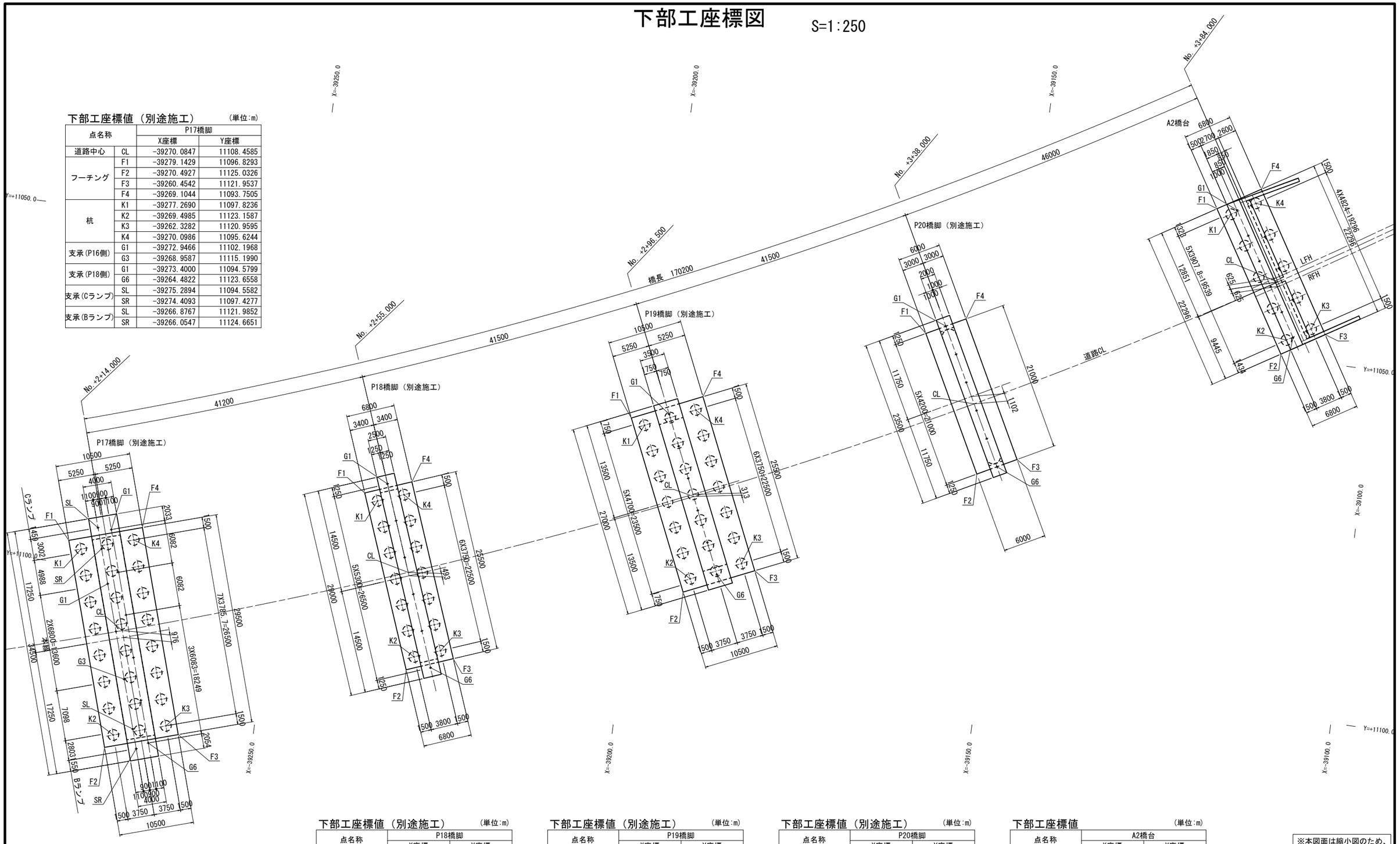


工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	橋梁一般図（その２）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 4
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

下部工座標図

S=1:250



下部工座標値（別途施工）　（単位:m）

点名称		P17橋脚	
		X座標	Y座標
道路中心	CL	-39270.0847	11108.4585
フーチング	F1	-39279.1429	11096.8293
	F2	-39270.4927	11125.0326
	F3	-39260.4542	11121.9537
	F4	-39269.1044	11093.7505
杭	K1	-39277.2690	11097.8236
	K2	-39269.4985	11123.1587
	K3	-39262.3282	11120.9595
	K4	-39270.0986	11095.6244
支承(P16側)	G1	-39272.9466	11102.1968
	G3	-39268.9587	11115.1990
支承(P18側)	G1	-39273.4000	11094.5799
	G6	-39264.4822	11123.6558
支承(Cランプ)	SL	-39275.2894	11094.5582
	SR	-39274.4093	11097.4277
支承(Bランプ)	SL	-39266.8767	11121.9852
	SR	-39266.0547	11124.6651

下部工座標値（別途施工）　（単位:m）

点名称		P18橋脚	
		X座標	Y座標
道路中心	CL	-39231.2613	11095.2955
フーチング	F1	-39238.7219	11084.9932
	F2	-39229.8303	11108.8928
	F3	-39223.4571	11106.5217
	F4	-39232.3486	11082.6221
杭	K1	-39236.7930	11085.8760
	K2	-39228.9475	11106.9639
	K3	-39225.3860	11105.6389
	K4	-39233.2315	11084.5510
支承	G1	-39235.7096	11083.3390
	G6	-39226.4694	11108.1758

下部工座標値（別途施工）　（単位:m）

点名称		P19橋脚	
		X座標	Y座標
道路中心	CL	-39192.8175	11079.6808
フーチング	F1	-39202.8932	11069.8480
	F2	-39192.6012	11093.1788
	F3	-39182.9944	11088.9409
	F4	-39193.2864	11065.6102
杭	K1	-39200.9154	11070.6150
	K2	-39191.8342	11091.2010
	K3	-39184.9723	11088.1739
	K4	-39194.0534	11067.5880
支承	G1	-39197.6862	11068.6440
	G6	-39188.2014	11090.1449

下部工座標値（別途施工）　（単位:m）

点名称		P20橋脚	
		X座標	Y座標
道路中心	CL	-39155.3664	11061.8157
フーチング	F1	-39163.3380	11052.8681
	F2	-39153.7387	11071.5458
	F3	-39148.4023	11068.8031
	F4	-39158.0016	11050.1255
支承	G1	-39160.6698	11051.4968
	G6	-39151.0705	11070.1744

下部工座標値　（単位:m）

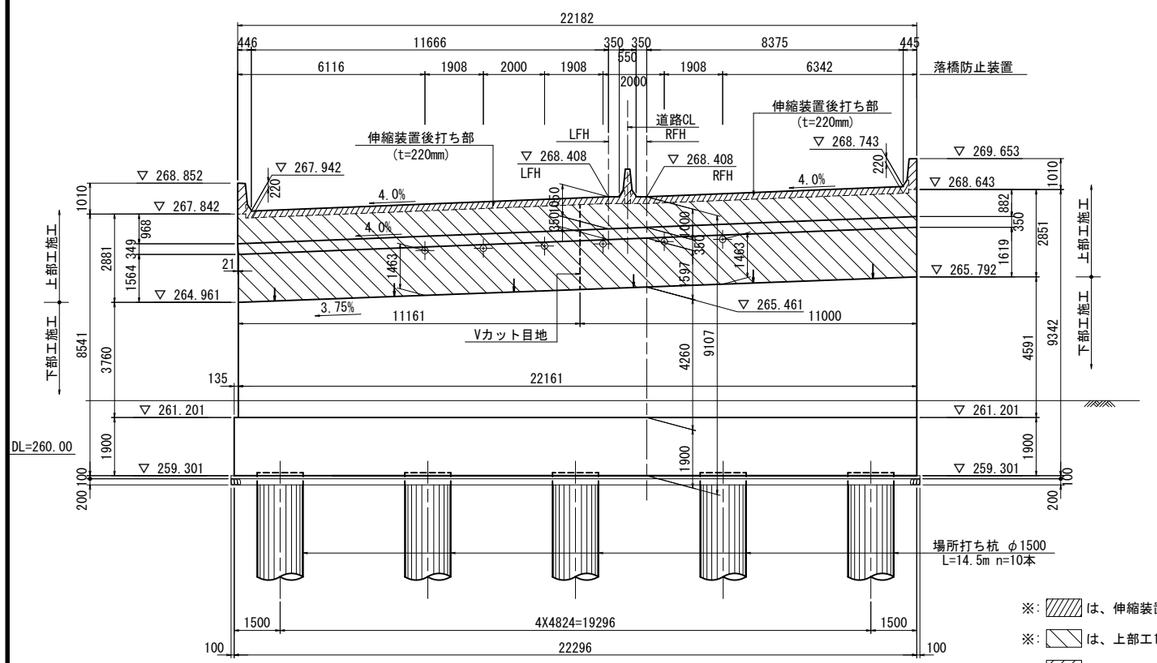
点名称		A2橋台	
		X座標	Y座標
道路中心	CL	-39115.1736	11039.4600
フーチング	F1	-39124.9583	11030.3446
	F2	-39113.4866	11049.4625
	F3	-39107.6558	11045.9637
	F4	-39119.1275	11026.8458
杭	K1	-39122.9003	11030.8590
	K2	-39112.9722	11047.4045
	K3	-39109.7138	11045.4493
	K4	-39119.6419	11028.9038
支承	G1	-39122.1341	11030.1924
	G6	-39112.0809	11046.9464

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事
図面名	下部工座標図
縮尺	1:250
図面番号	33 の 5
年月日	令和 8 年 7 月 日
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所

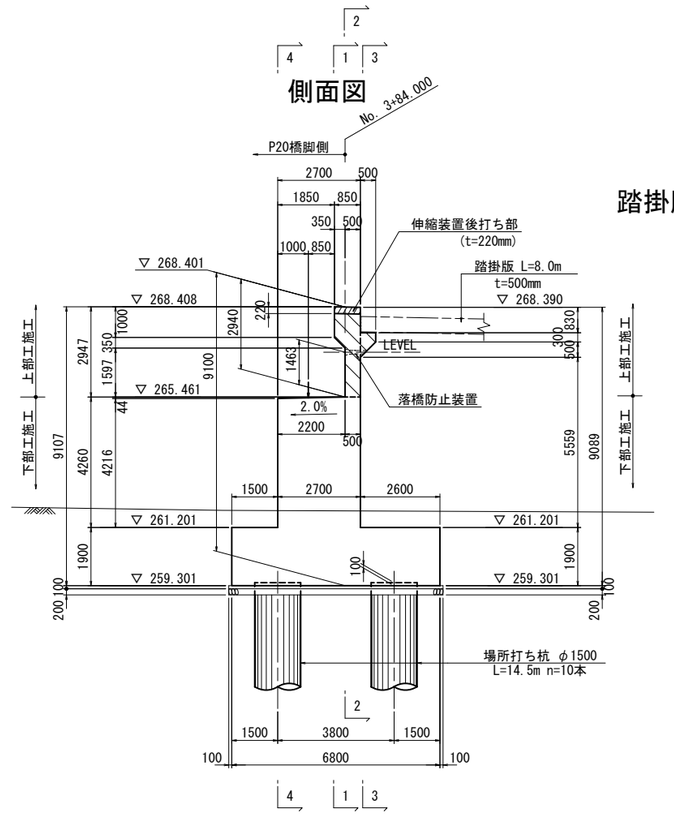
Ａ２橋台構造一般図（その１） S=1:100

正面図(1-1)

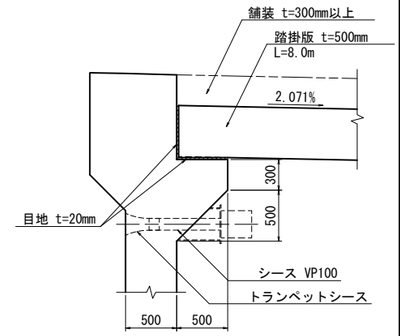


※: ▨ は、伸縮装置後打ち部とする。
※: ▧ は、上部工1次施工とする。
※: ▨ は、上部工2次施工とする。

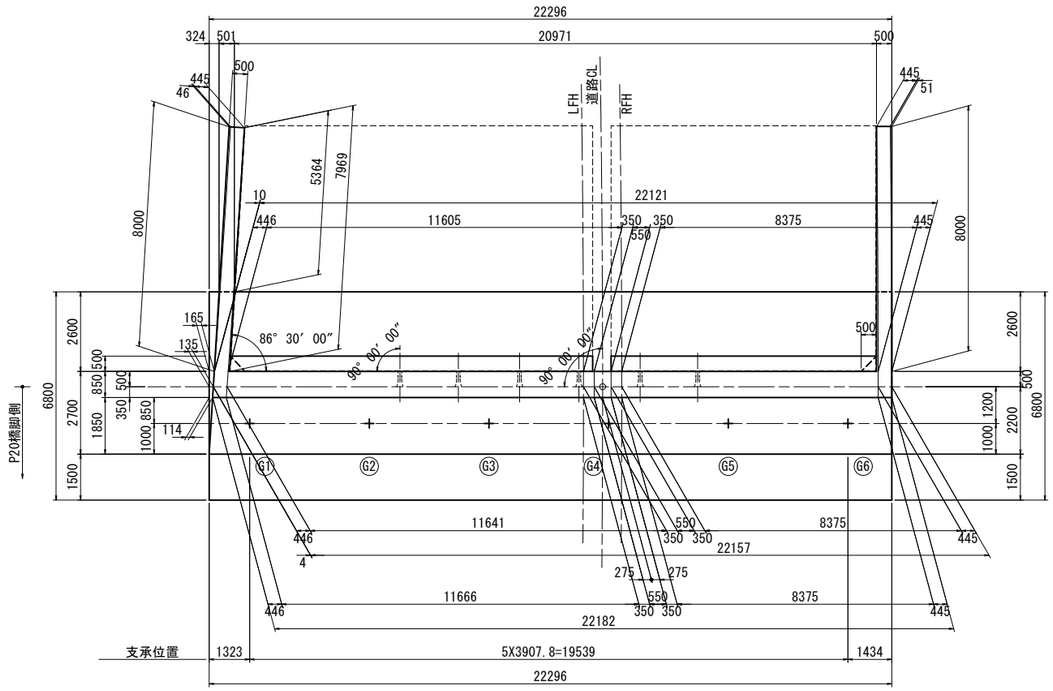
側面図



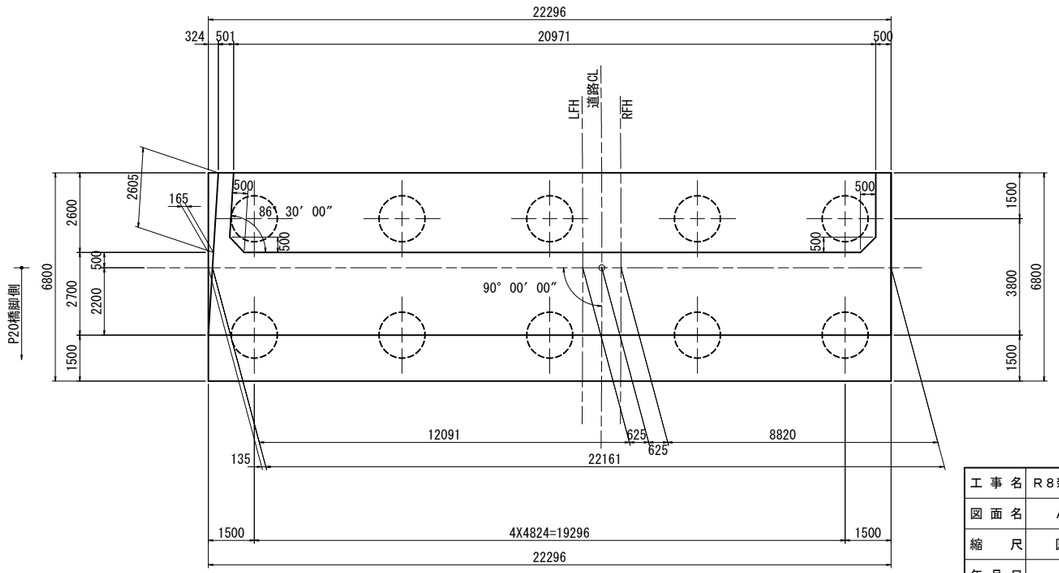
踏掛版受台側面図（別途施工）S=1:30



平面図



基礎平面図

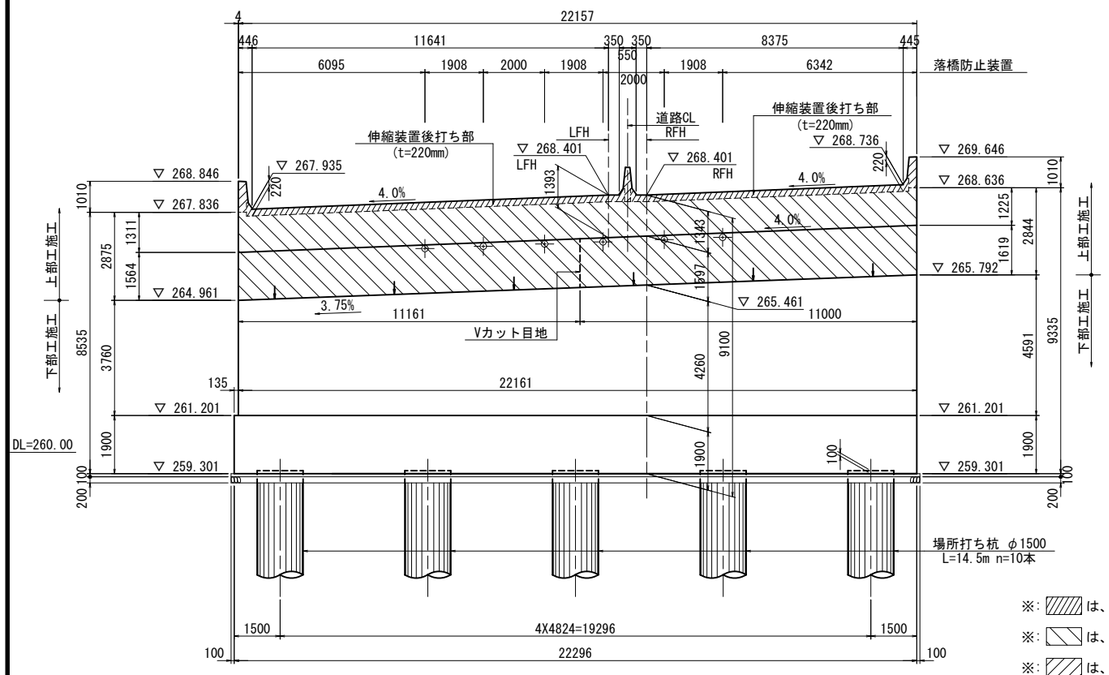


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台構造一般図（その１）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 6
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

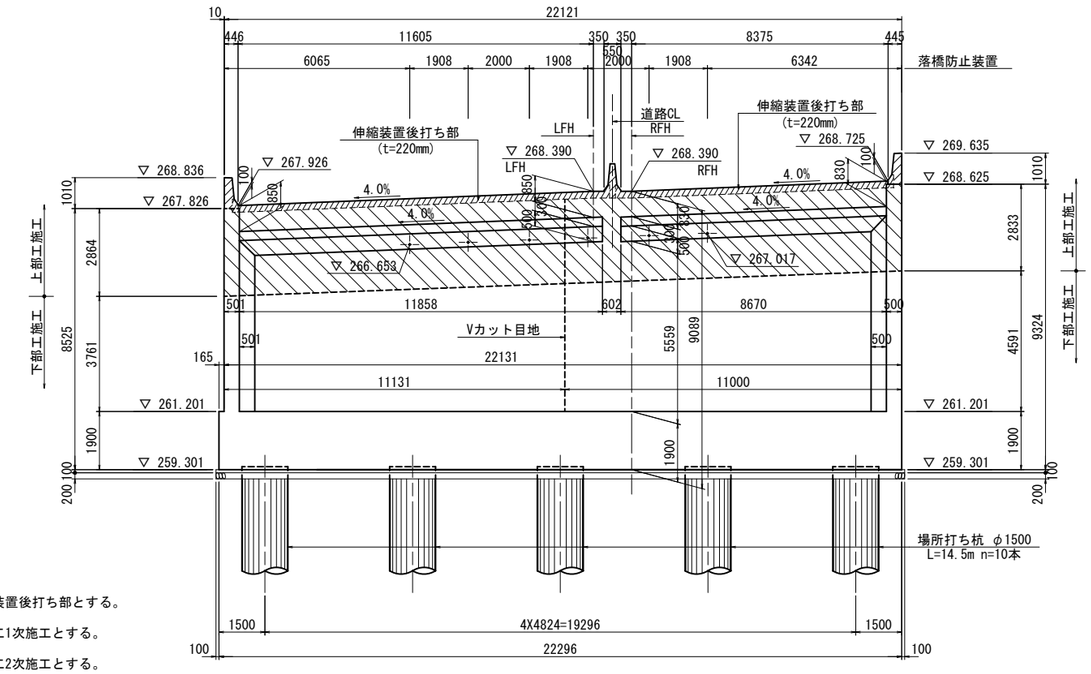
Ａ２橋台構造一般図（その２）　S=1:100

2-2
(No. 3+84.000)

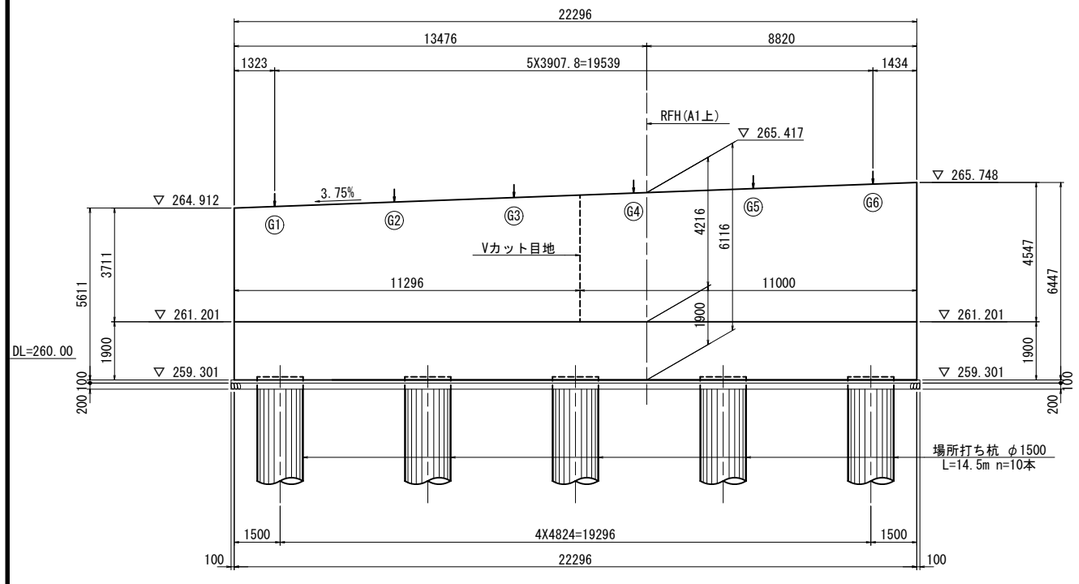


※: ▨ は、伸縮装置後打ち部とする。
※: ▧ は、上部工1次施工とする。
※: ▨ は、上部工2次施工とする。

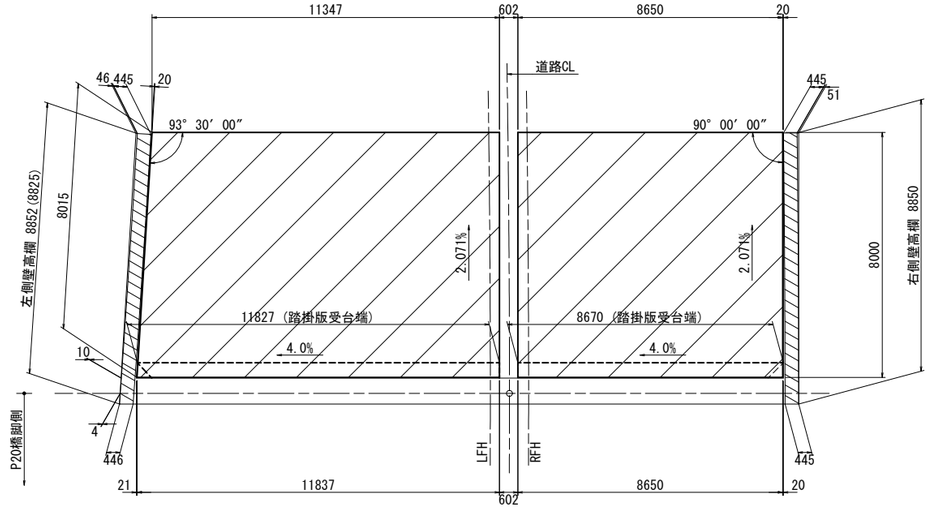
背面図(3-3)



竪壁前面図(4-4)

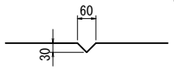


踏掛版平面図（別途施工）



※:()内の数値は左側壁高欄内側寸法を示す。

Vカット目地詳細図
S=1:10



材料表

使用区分	コンクリート	鉄筋
躯体	σck=30N/mm2	SD345
底版	σck=24N/mm2	SD345
場所打ち杭	σck=24N/mm2 (呼び強度σck=30N/mm2)	SD345
均しコンクリート	σck=18N/mm2	

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

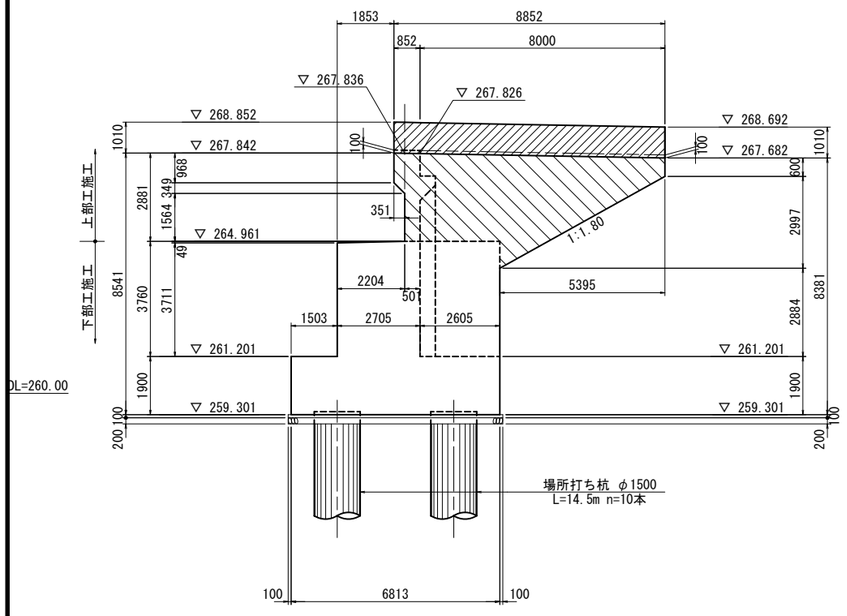
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台構造一般図（その２）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 7
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台構造一般図（その３）S=1:100

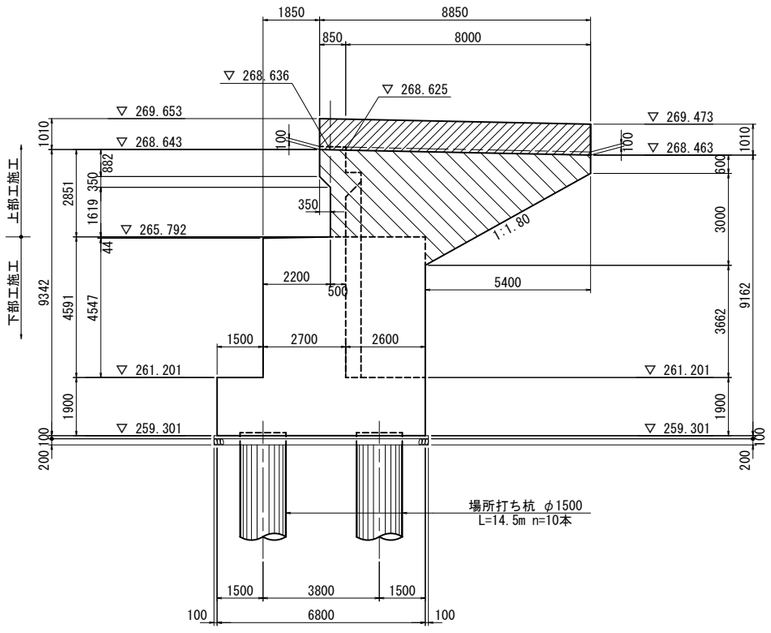
※:▨は、上部工1次施工とする。

※:▨は、上部工2次施工とする。

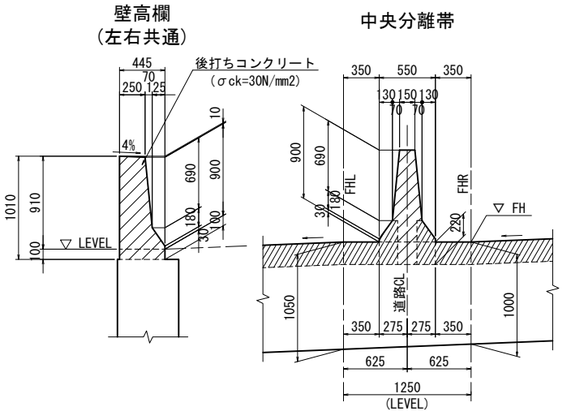
左翼壁



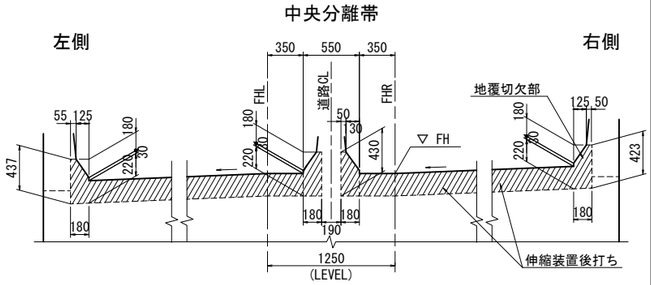
右翼壁



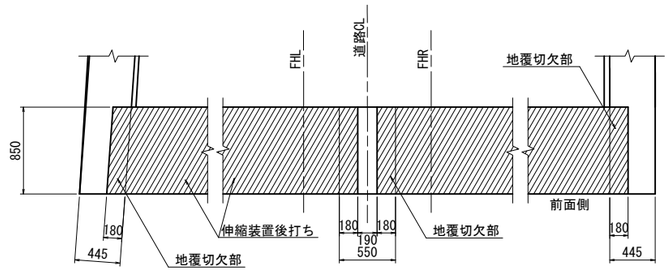
壁高欄詳細図 S=1:30



伸縮装置後打ち詳細図（別途施工） S=1:30

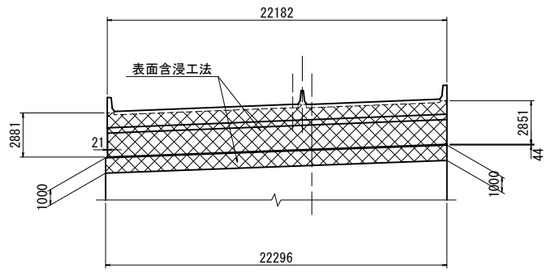


平面図

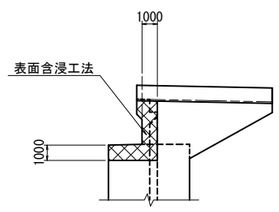


コンクリート塗装範囲（別途施工） S=1:200

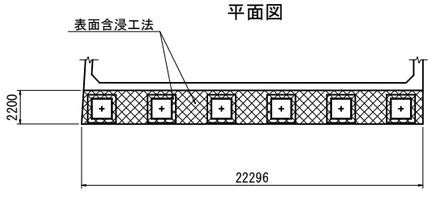
正面図



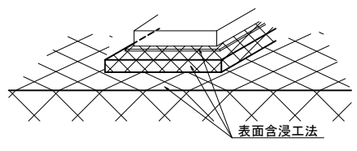
側面図(左右)



平面図



橋座、支承台座部



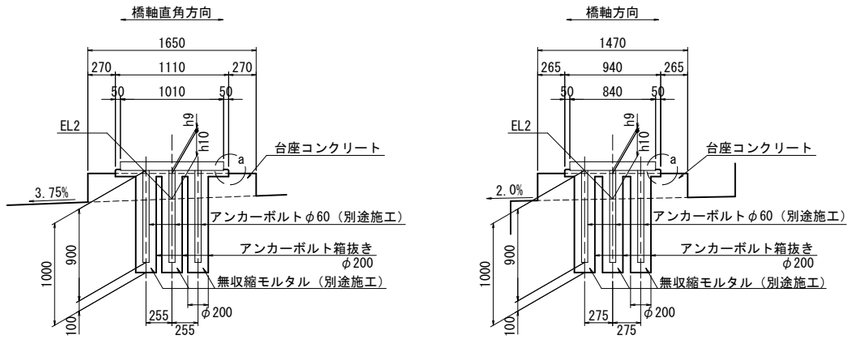
※:台座コンクリートの表面保護は
沓座モルタルを含む。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台構造一般図（その３）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 8
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

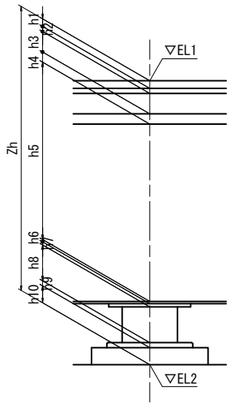
Ａ２橋台構造一般図（その４）

支承箱抜き詳細図　S=1:30
G1～G6

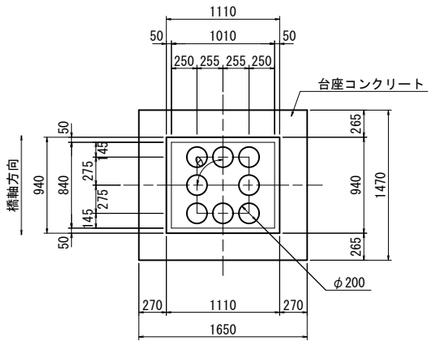


構造高表

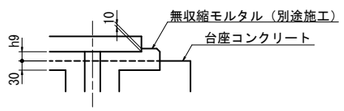
		G1	G2	G3	G4	G5	G6
路面計画高	EL1	267.991	268.147	268.303	268.426	268.565	268.722
舗装厚	h1	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080
調整コンクリート厚	h2	－	－	－	0.030	－	－
床版厚	h3	0.220	0.220	0.220	0.220	0.220	0.220
ハンチ厚	h4	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160
主桁高	h5	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000
下フランジ厚	h6	0.032	0.028	0.031	0.030	0.031	0.038
ソールプレート厚	h7	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033	0.033
支承高	h8	0.225	0.225	0.225	0.225	0.225	0.225
沓座モルタル厚	h9	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
台座高	h10	0.230	0.243	0.250	0.197	0.219	0.222
合計	Zh	3.010	3.019	3.029	3.005	2.998	3.008
下部工天端高	EL2	264.981	265.128	265.274	265.421	265.567	265.714
支承設置角	(θ)	90° 00′ 00″	90° 00′ 00″	90° 00′ 00″	90° 00′ 00″	90° 00′ 00″	90° 00′ 00″
支承設置座標	X	-39122.1341	-39120.1234	-39118.1127	-39116.1020	-39114.0914	-39112.0809
	Y	11030.1924	11033.5434	11036.8942	11040.2450	11043.5957	11046.9464



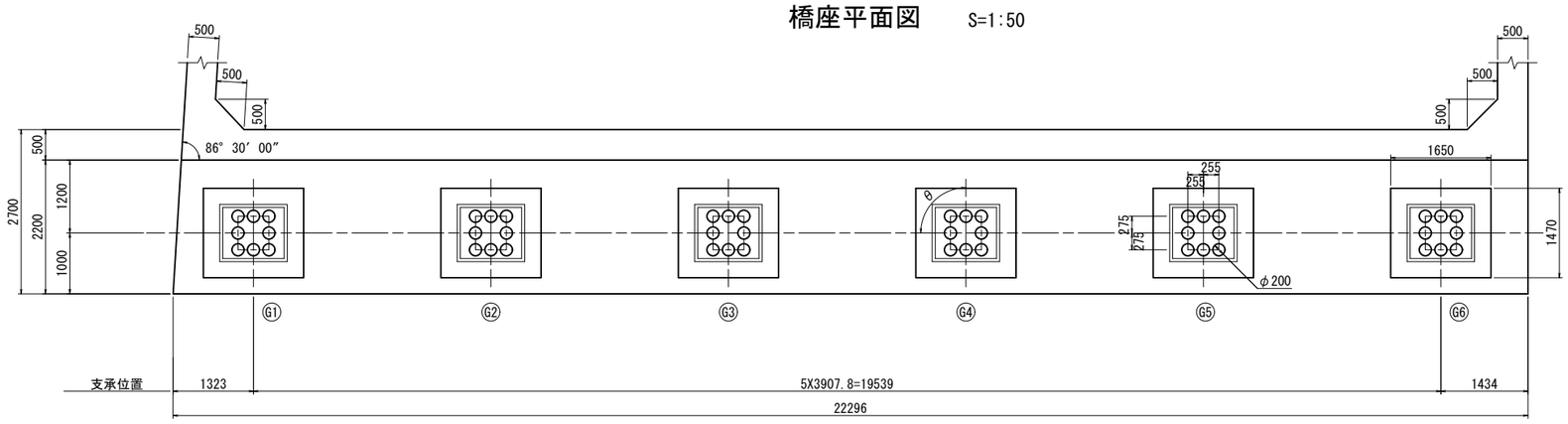
平面図



"a"部詳細図　S=1:10



橋座平面図　S=1:50

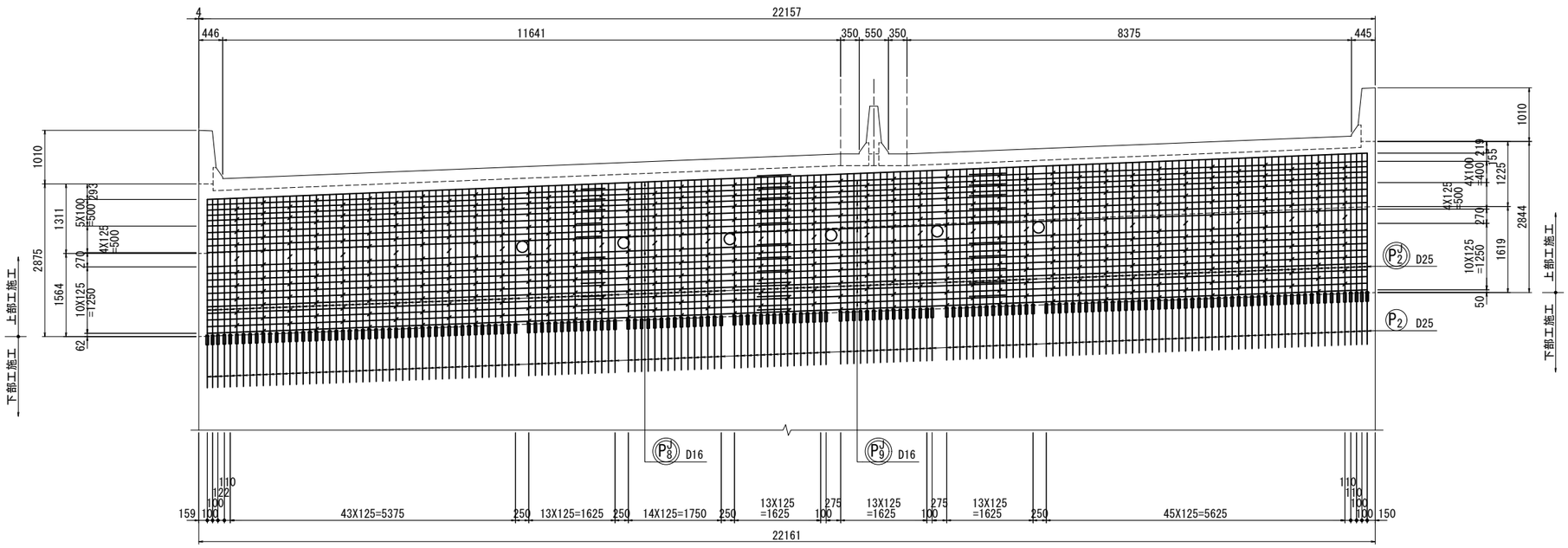


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

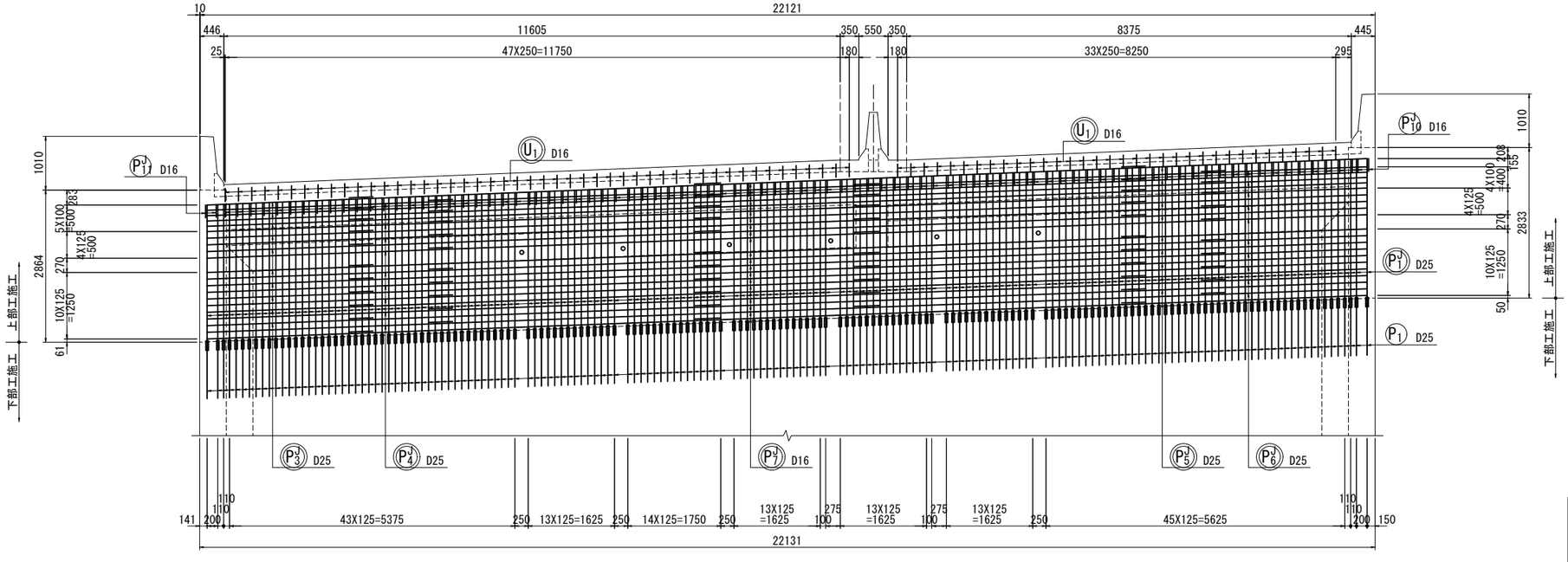
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台構造一般図（その４）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 9
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台配筋図（その１）　S=1:50

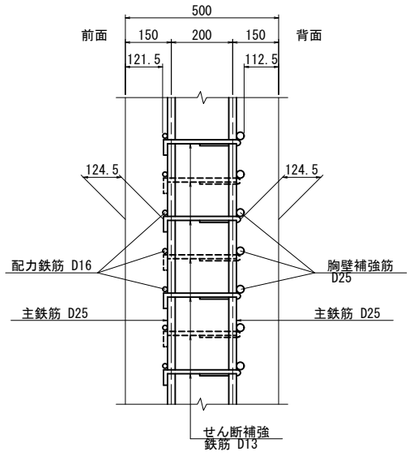
1-1



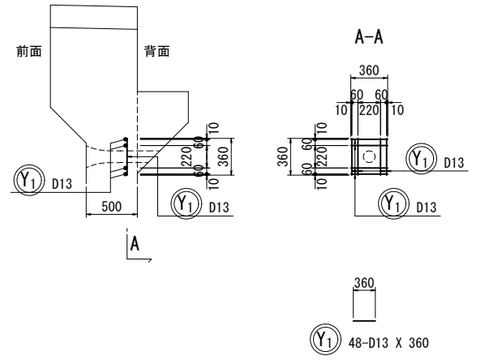
2-2



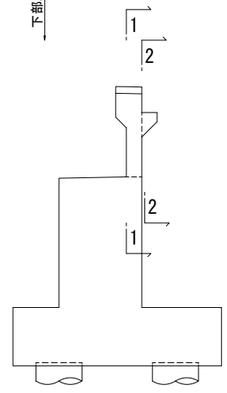
かぶり詳細図 S=1:10
パラペット（別途施工）



落橋防止用心鉄筋配置図（別途施工）
（6個所）　S=1:30



位置図



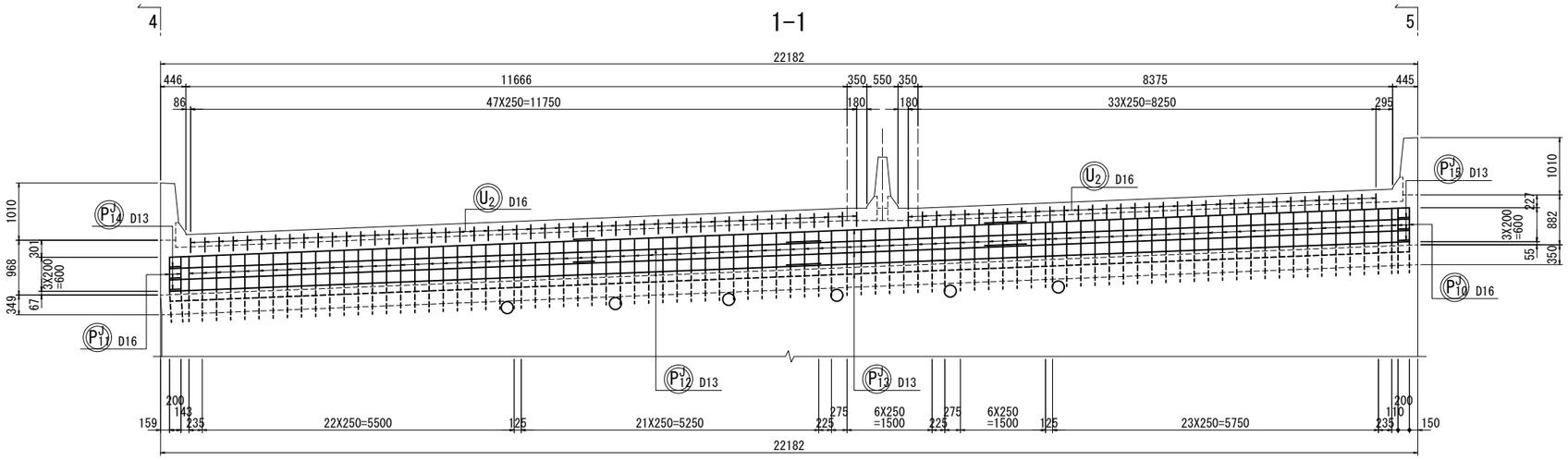
注1) ◎ は上部工1次施工を示す。
注2) 機械式継手箇所は信頼性の高い方法による
全数検査を実施し，全数合格であることを確認する。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

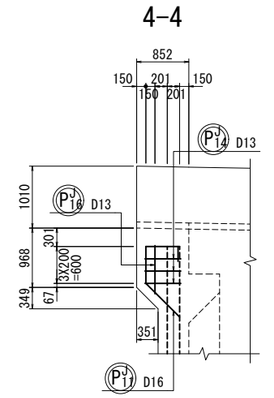
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その１）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 10
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台配筋図（その２）　S=1:50

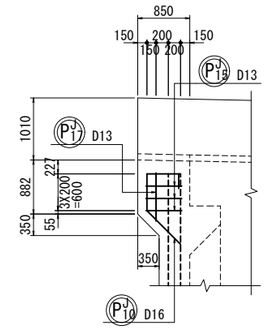
1-1



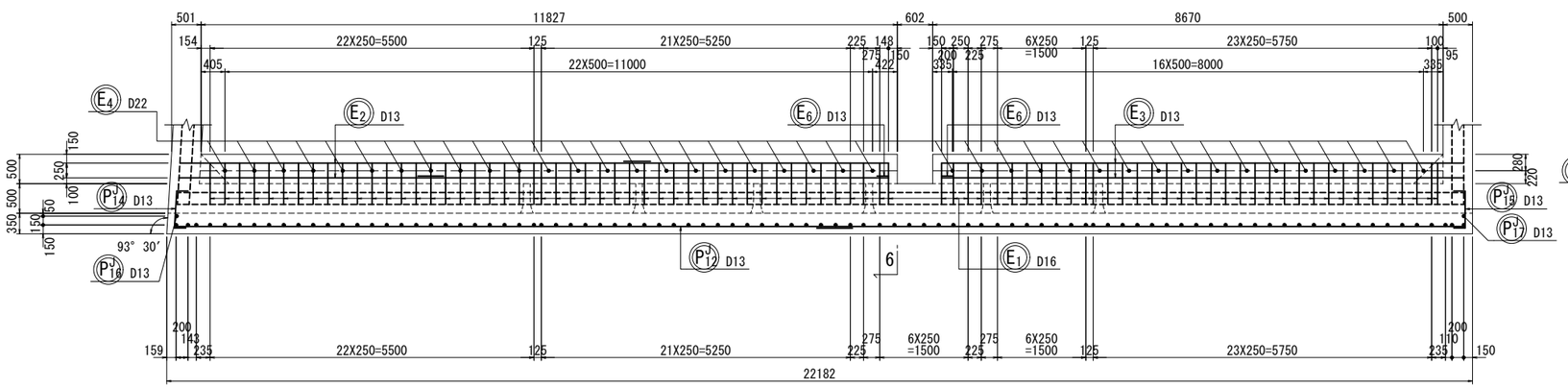
4-4



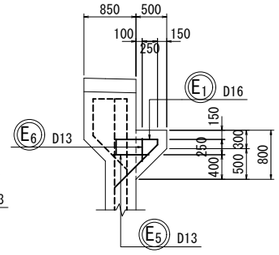
5-5



2-2

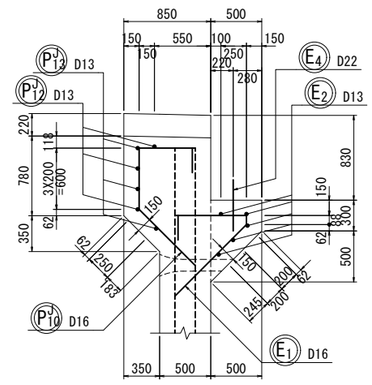


6-6



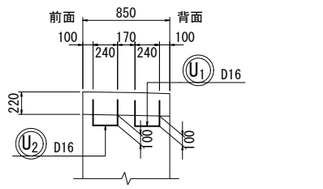
頂部及び受台詳細図（別途施工）

S=1:30

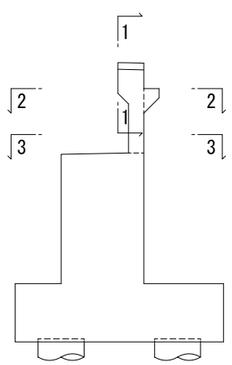


伸縮装置アンカー筋（別途施工）

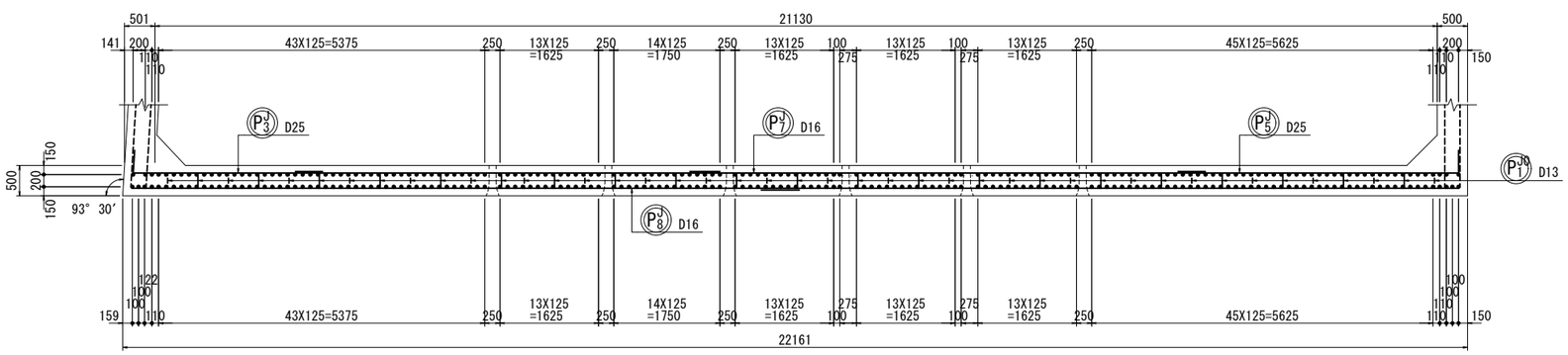
S=1:30



位置図



3-3



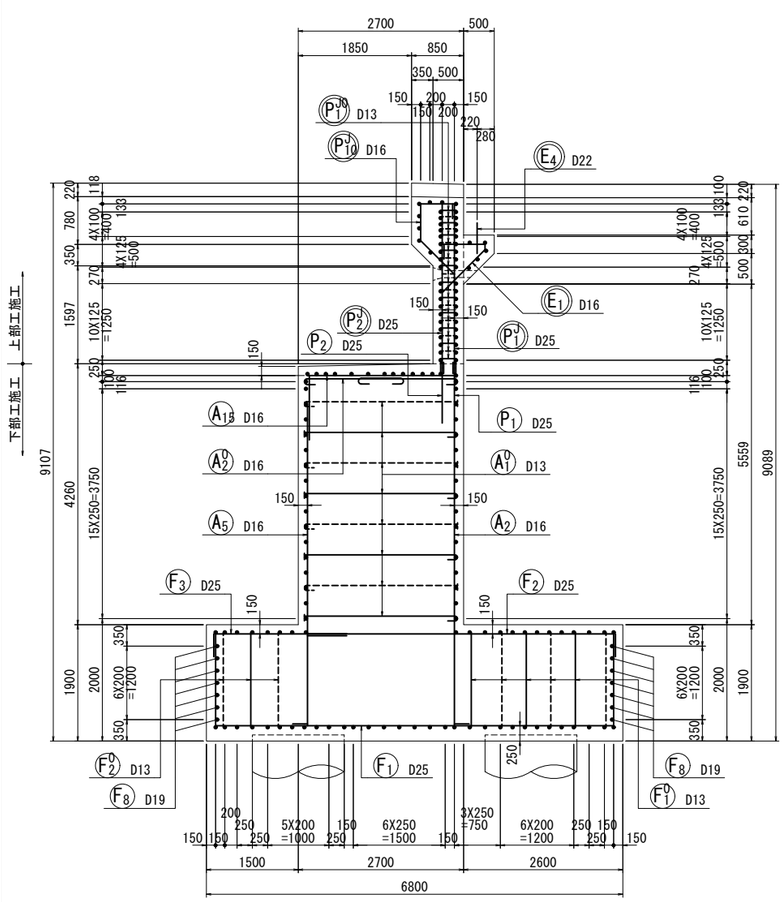
注1) ◯ は上部工1次施工を示す。
注2) 機械式継手箇所は信頼性の高い方法による
全数検査を実施し，全数合格であることを確認する。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その２）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 11
年月日	令和 ８ 年 ７ 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台配筋図（その３）　S=1:50

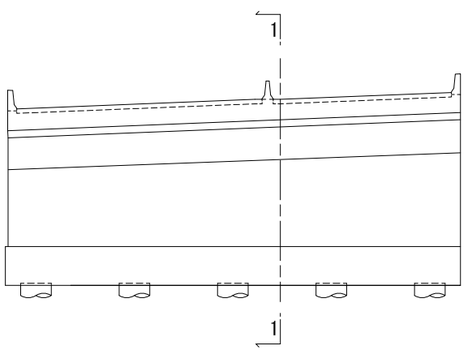
1-1

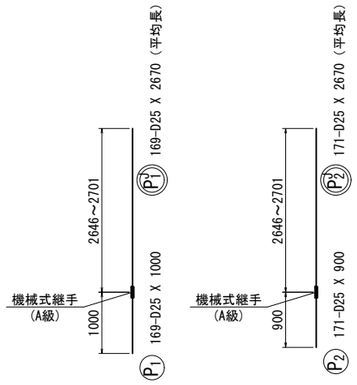


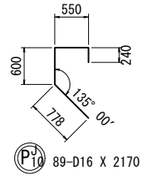
上部工施工

下部工施工

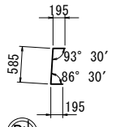
位置図



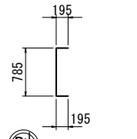




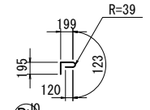
(P_J10) 89-D16 X 2170



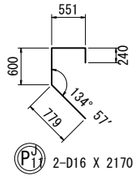
(P_J14) 3-D13 X 980



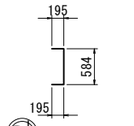
(P_J16) 1-D13 X 1180



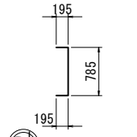
(P_J10) 451-D13 X 640



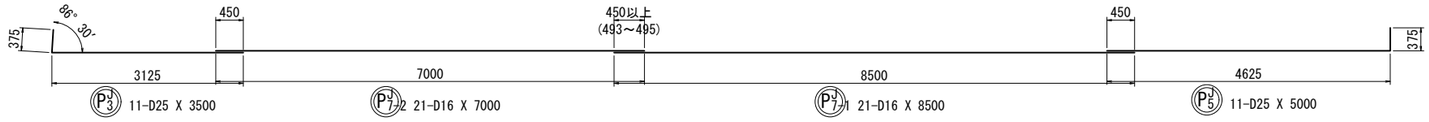
(P_J11) 2-D16 X 2170



(P_J15) 3-D13 X 970



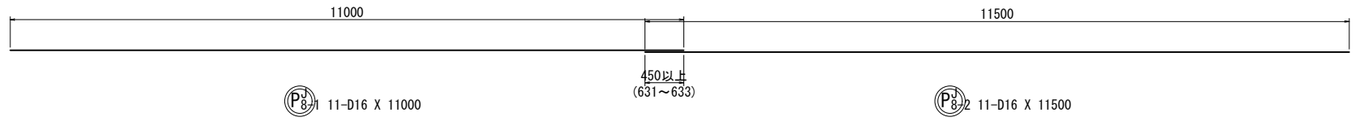
(P_J17) 1-D13 X 1180



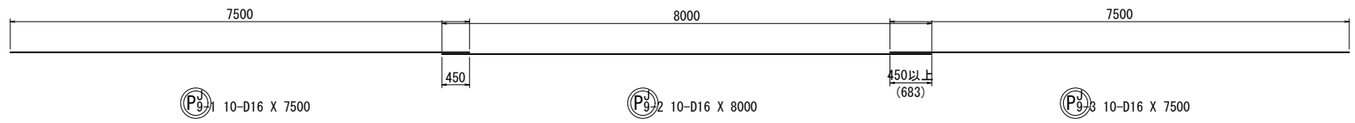
(P_J3) 11-D25 X 3500　(P_J7-2) 21-D16 X 7000　(P_J7-1) 21-D16 X 8500　(P_J5) 11-D25 X 5000



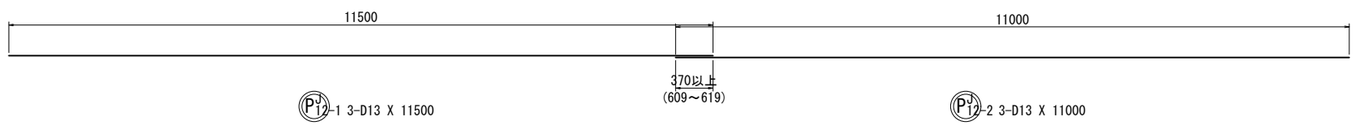
(P_J4) 10-D25 X 5000　(P_J7-1) D16　(P_J7-2) D16　(P_J6) 10-D25 X 3500



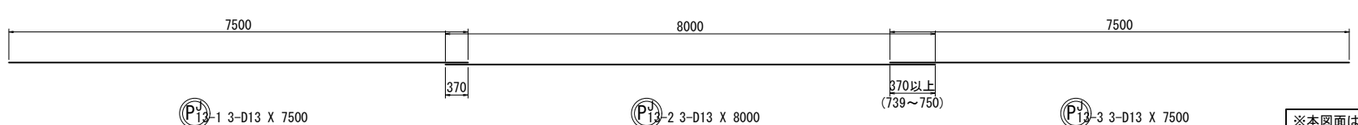
(P_J8-1) 11-D16 X 11000　(P_J8-2) 11-D16 X 11500



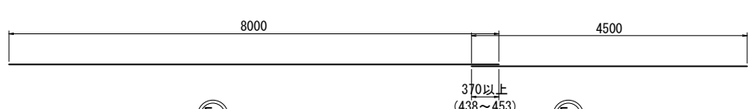
(P_J9-1) 10-D16 X 7500　(P_J9-2) 10-D16 X 8000　(P_J9-3) 10-D16 X 7500



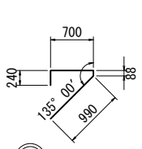
(P_J12-1) 3-D13 X 11500　(P_J12-2) 3-D13 X 11000



(P_J13-1) 3-D13 X 7500　(P_J13-2) 3-D13 X 8000　(P_J13-3) 3-D13 X 7500



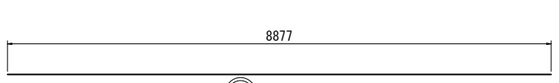
(E2-1) 5-D13 X 8000　(E2-2) 5-D13 X 4500



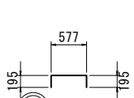
(E1) 84-D16 X 2020



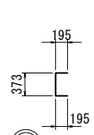
(E4) 40-D22 X 500



(E3) 5-D13 X 8880



(E5) 2-D13 X 970



(E6) 2-D13 X 760

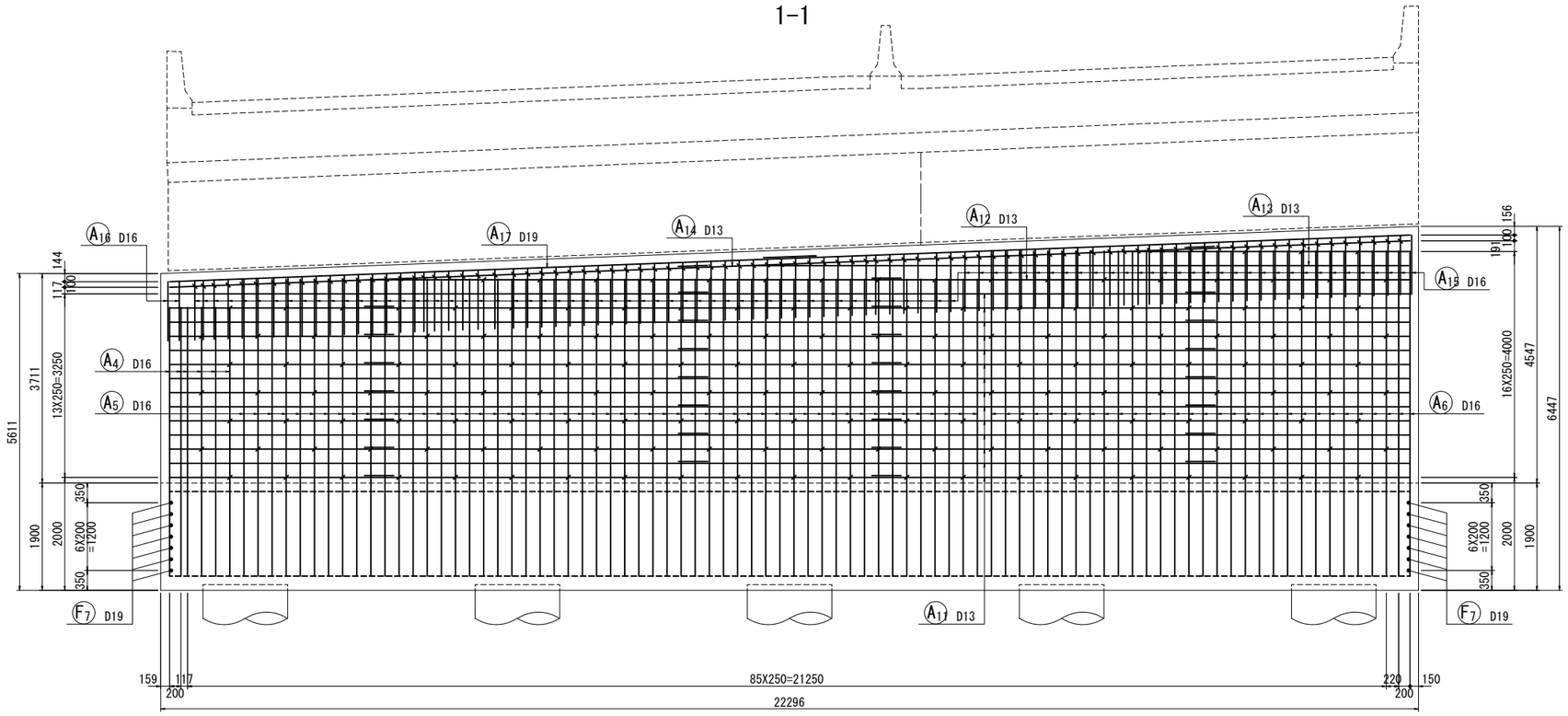
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

注1) ◯◯　は上部工1次施工を示す。
注2) 機械式継手箇所は信頼性の高い方法による全数検査を実施し，全数合格であることを確認する。

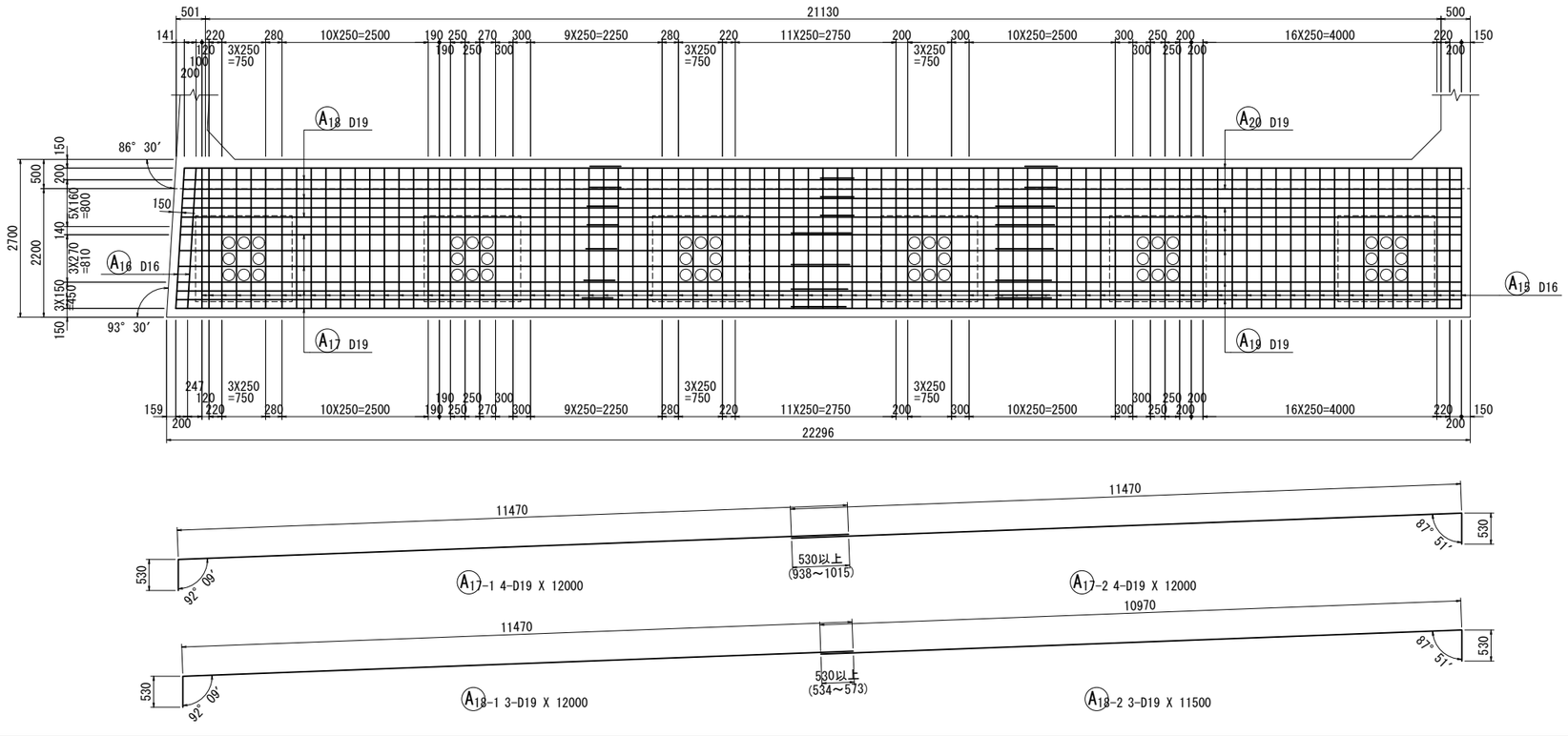
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その３）		
縮尺	1:50	図面番号	33 の 12
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台配筋図（その４）　S=1:50

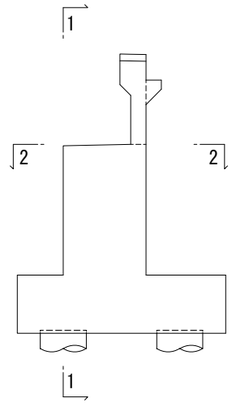
1-1



2-2

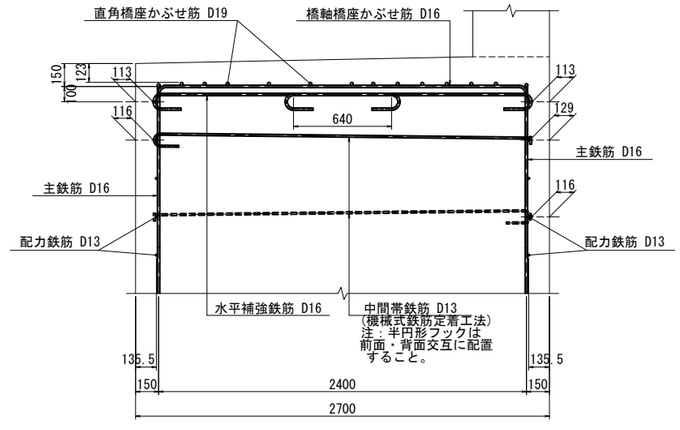


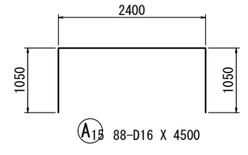
位置図

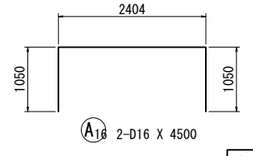


かぶり詳細図 S=1:20

竪壁





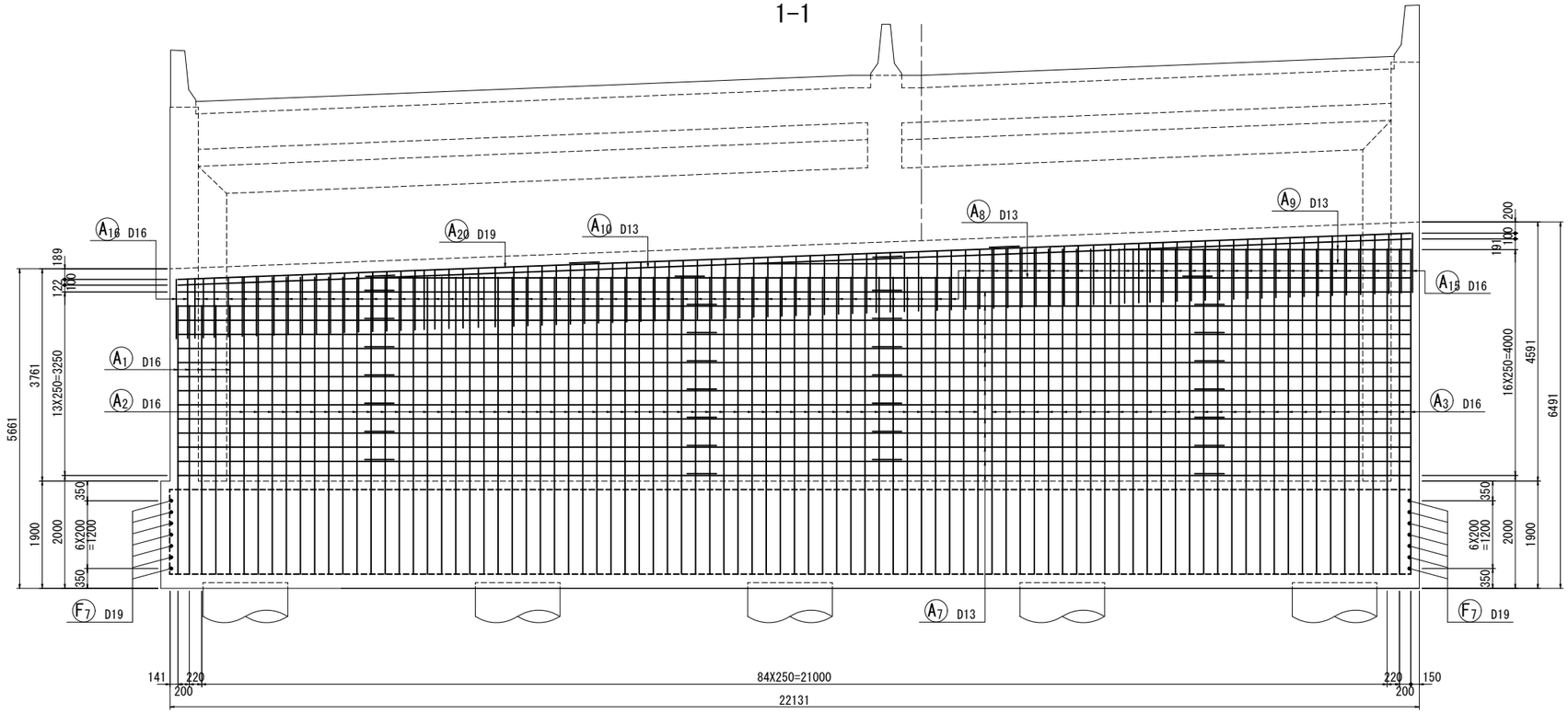


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

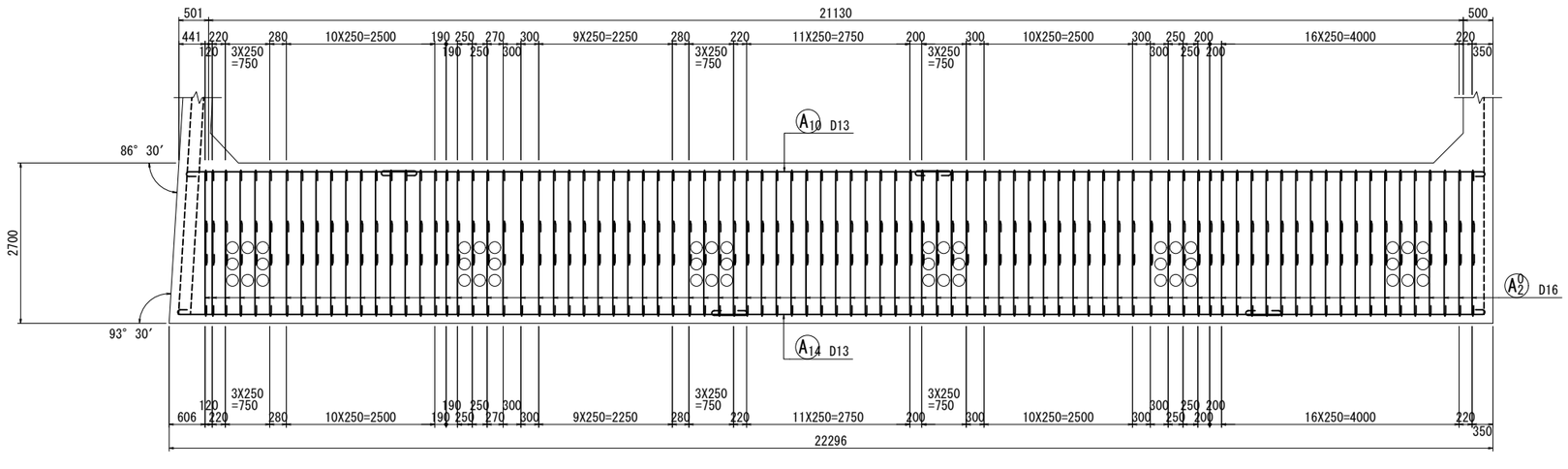
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その４）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 13
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

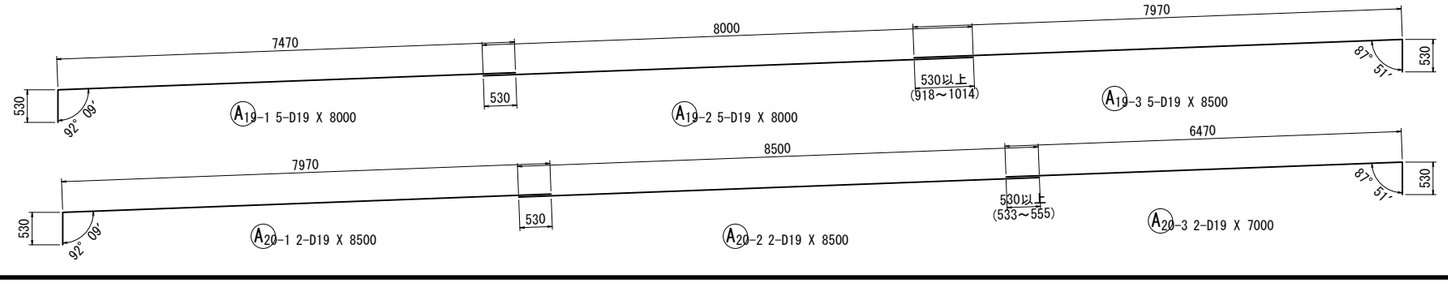
Ａ２橋台配筋図（その５）　S=1:50

1-1

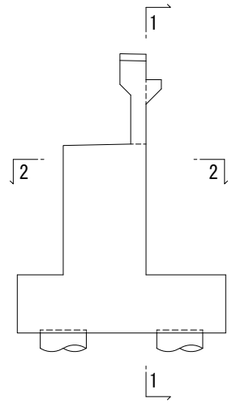


2-2





位置図

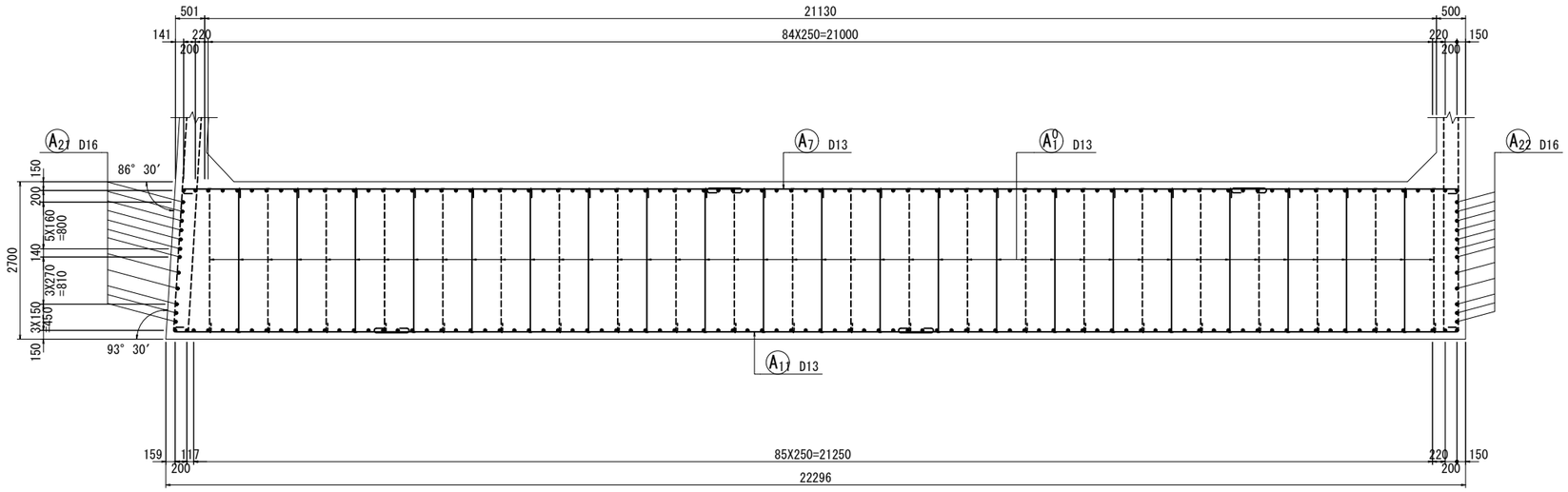


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

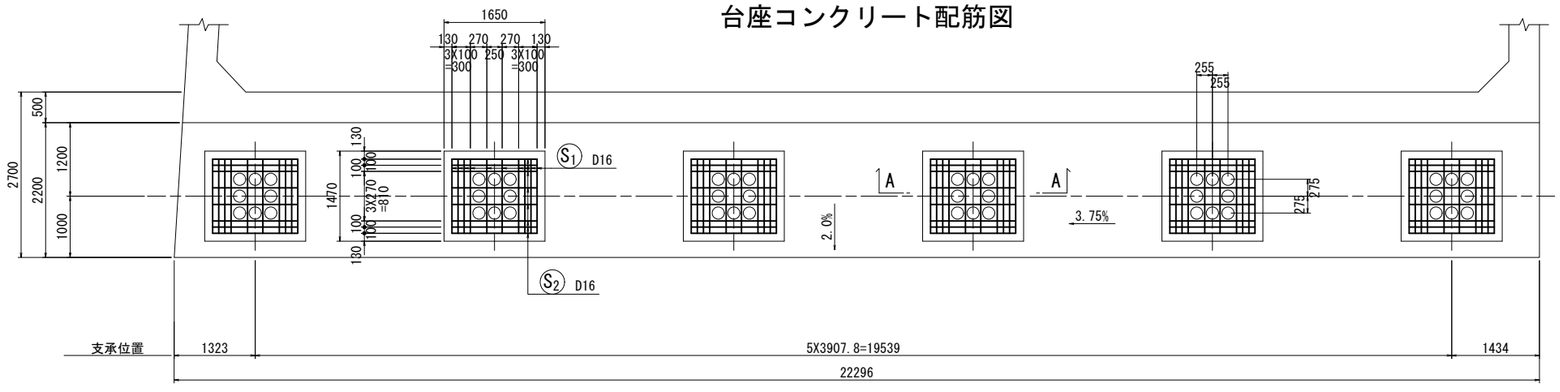
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その５）		
縮尺	1:50	図面番号	33 の 14
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台配筋図（その６）　S=1:50

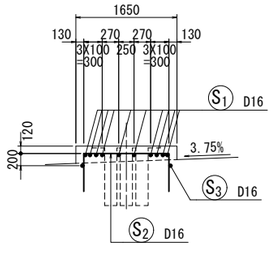
1-1

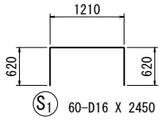


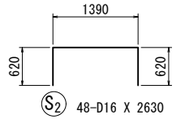
台座コンクリート配筋図

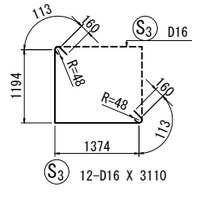


A-A

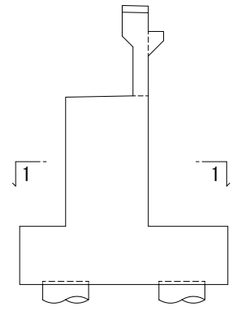








位置図

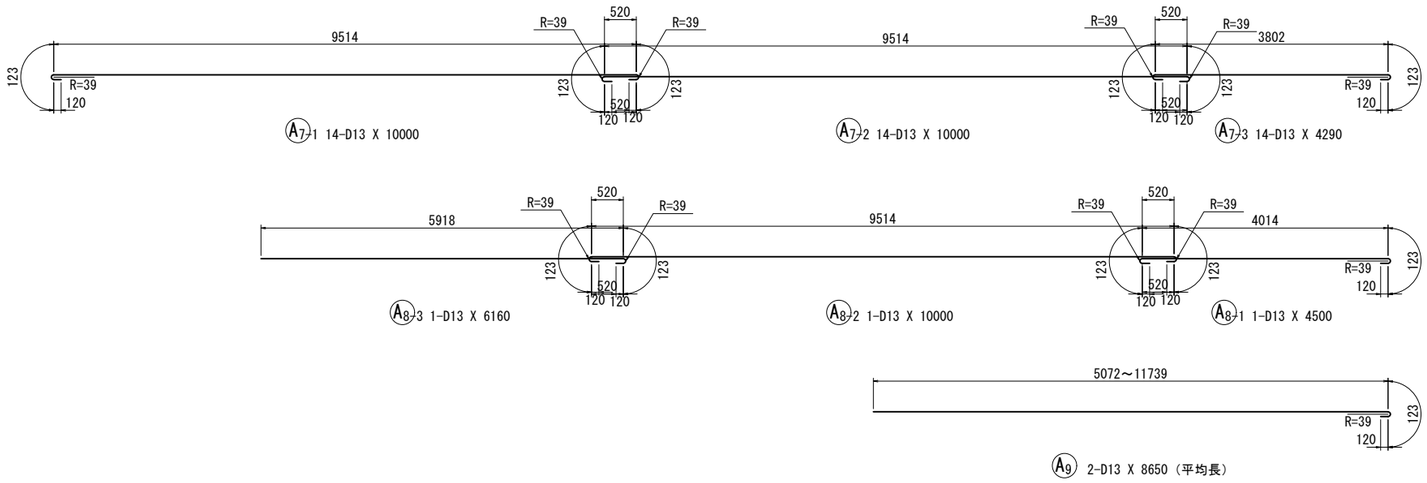


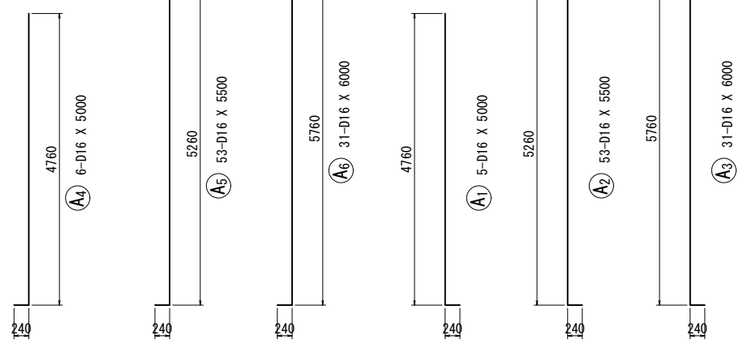
注）
1) 機械式鉄筋定着工法は、建設技術審査証明を
取得している定着工法を採用すること。
（図面表記は一例であり工法を指定するものではない）
2) 機械式鉄筋定着工法の鉄筋長は、
使用する工法の定着体に合わせて算出すること。
3) 施工者は、使用製品の性能と施工方法、
管理方法の承認を得て工事を実施すること。
4) 施工誤差15mmを考慮して、純かぶりは梁・柱105mm以上、
底版85mm以上とする。

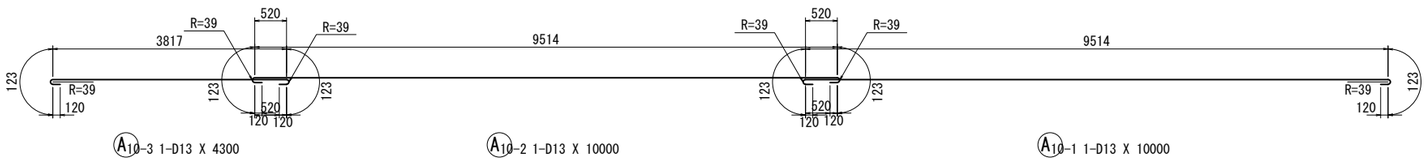
※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

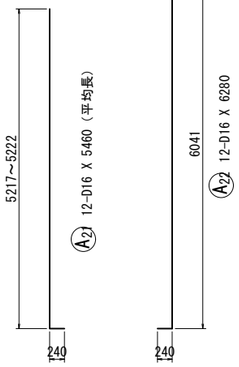
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その６）		
縮尺	1:50	図面番号	33 の 15
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

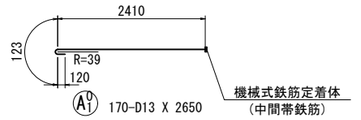
Ａ２橋台配筋図（その７）　S=1:50

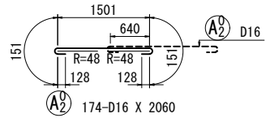


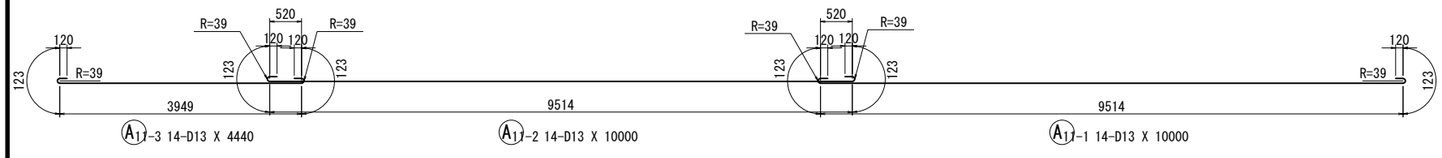


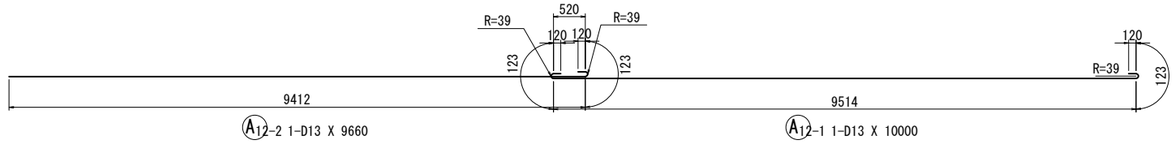


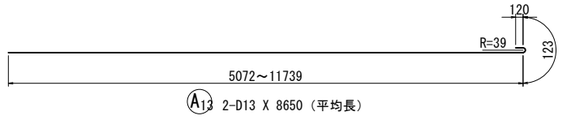


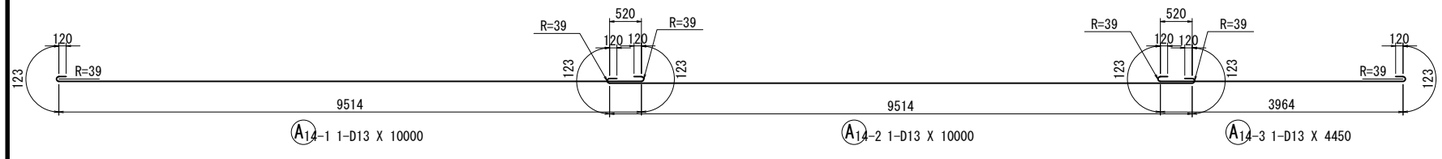












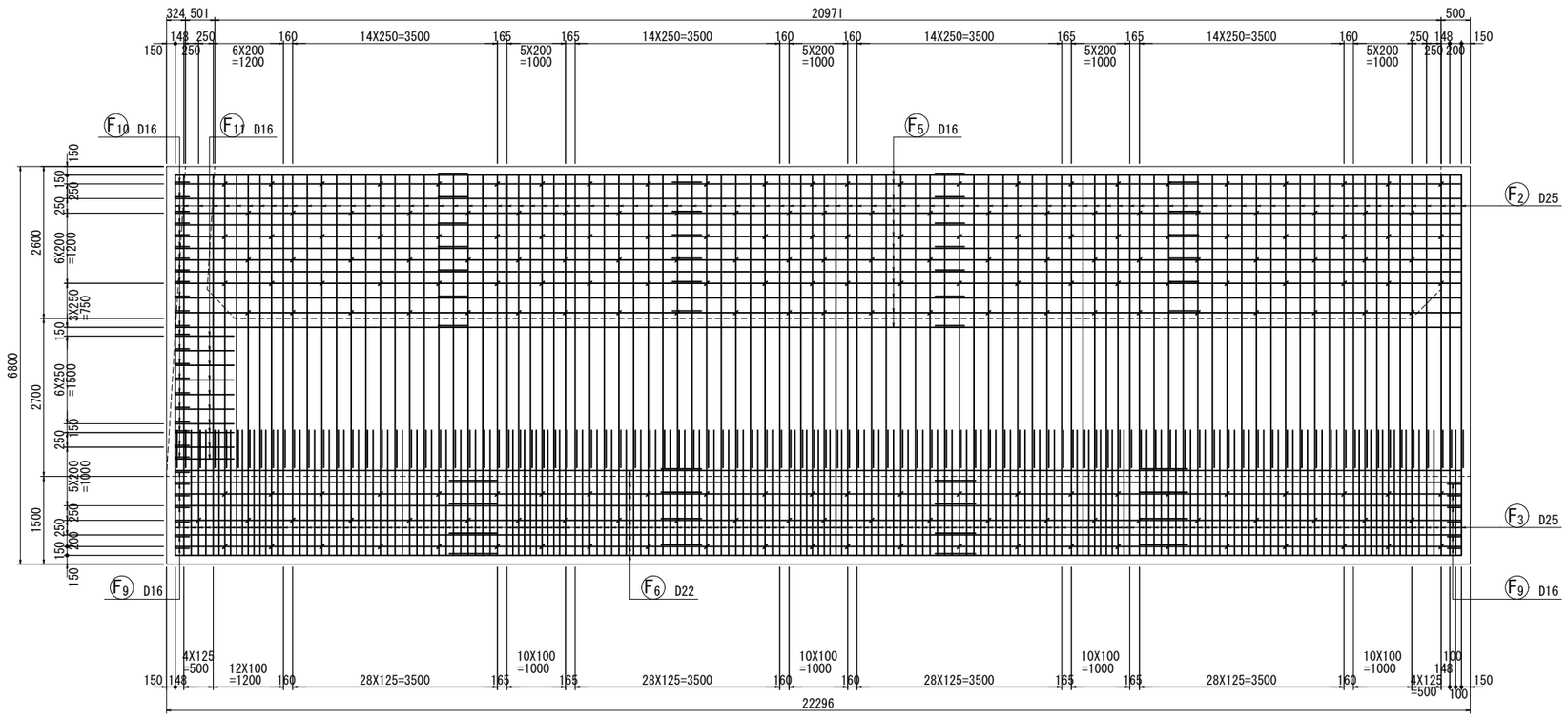
注）
1) 機械式鉄筋定着工法は、建設技術審査証明を取得している定着工法を採用すること。（図面表記は一例であり工法を指定するものではない）
2) 機械式鉄筋定着工法の鉄筋長は、使用する工法の定着体に合わせて算出すること。
3) 施工者は、使用製品の性能と施工方法、管理方法の承認を得て工事を実施すること。
4) 施工誤差15mmを考慮して、純かぶりは梁・柱105mm以上、底版85mm以上とする。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

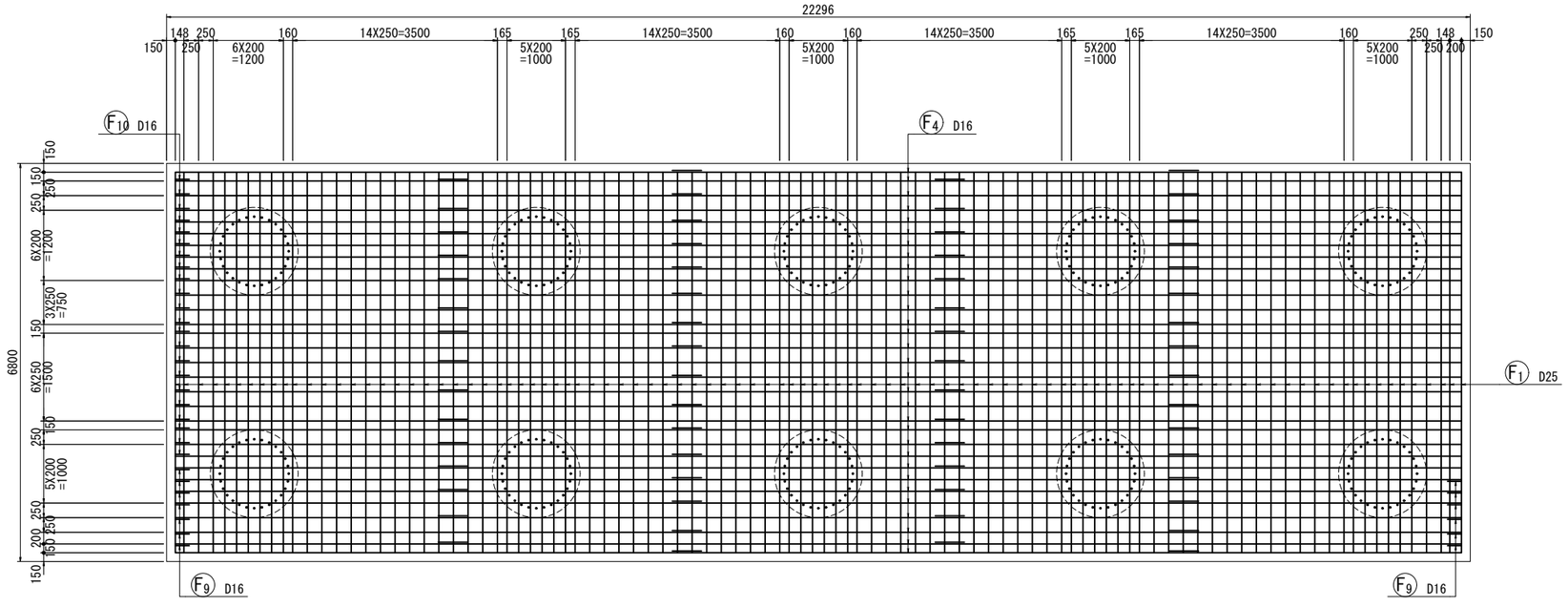
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その７）		
縮尺	1:50	図面番号	33 の 16
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台配筋図（その８）　S=1:50

1-1

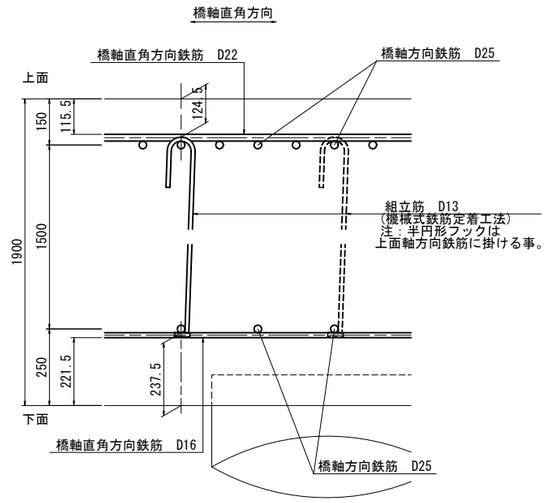


2-2

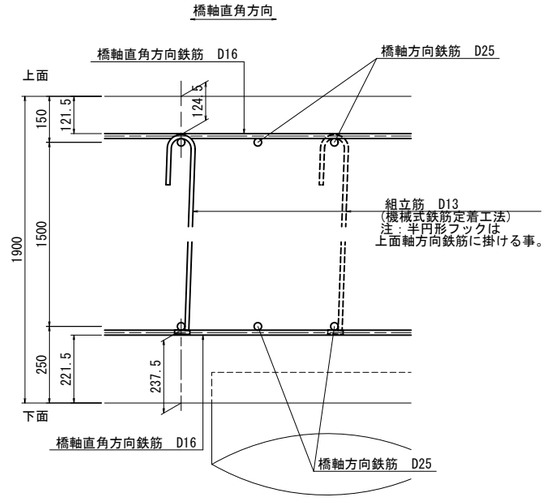


かぶり詳細図 S=1:10

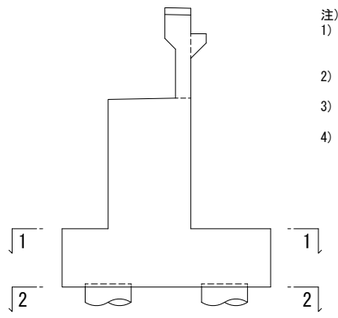
前フーチング



後フーチング



位置図

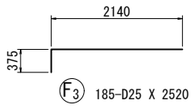


注）
1) 機械式鉄筋定着工法は、建設技術審査証明を
取得している定着工法を採用すること。
(図面表記は一例であり工法を指定するものではない)
2) 機械式鉄筋定着工法の鉄筋長は、
使用する工法の定着体に合わせて算出すること。
3) 施工者は、使用製品の性能と施工方法、
管理方法の承認を得て工事を実施すること。
4) 施工誤差15mmを考慮して、純かぶりは梁・柱105mm以上、
底版85mm以上とする。

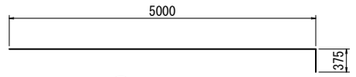
※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その８）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 17
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

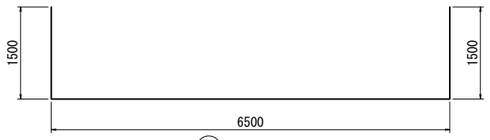
Ａ２橋台配筋図（その９）　S=1:50



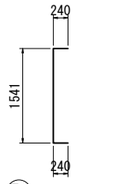
F3 185-D25 X 2520



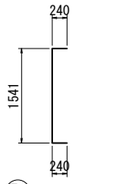
F2 98-D25 X 5380



F1 98-D25 X 9500



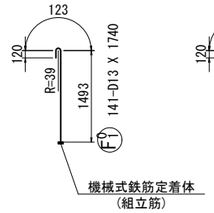
F9 13-D16 X 2020

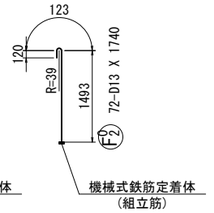


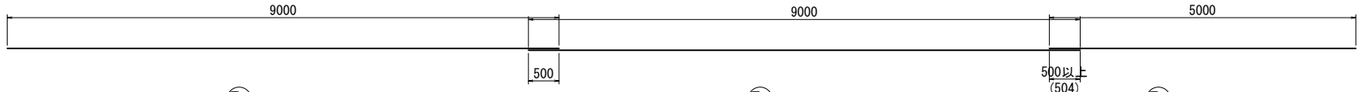
F10 22-D16 X 2020



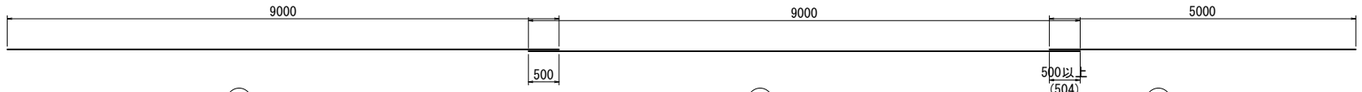
F11 10-D16 X 1000



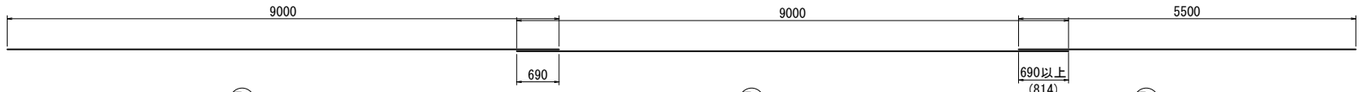




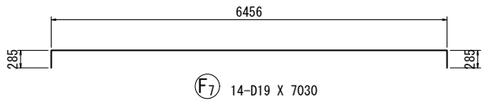
F41 31-D16 X 9000　F42 31-D16 X 9000　F43 31-D16 X 5000



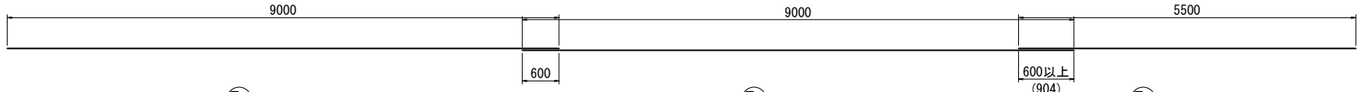
F51 13-D16 X 9000　F52 13-D16 X 9000　F53 13-D16 X 5000



F61 8-D22 X 9000　F62 8-D22 X 9000　F63 8-D22 X 5500



F7 14-D19 X 7030



F81 14-D19 X 9000　F82 14-D19 X 9000　F83 14-D19 X 5500

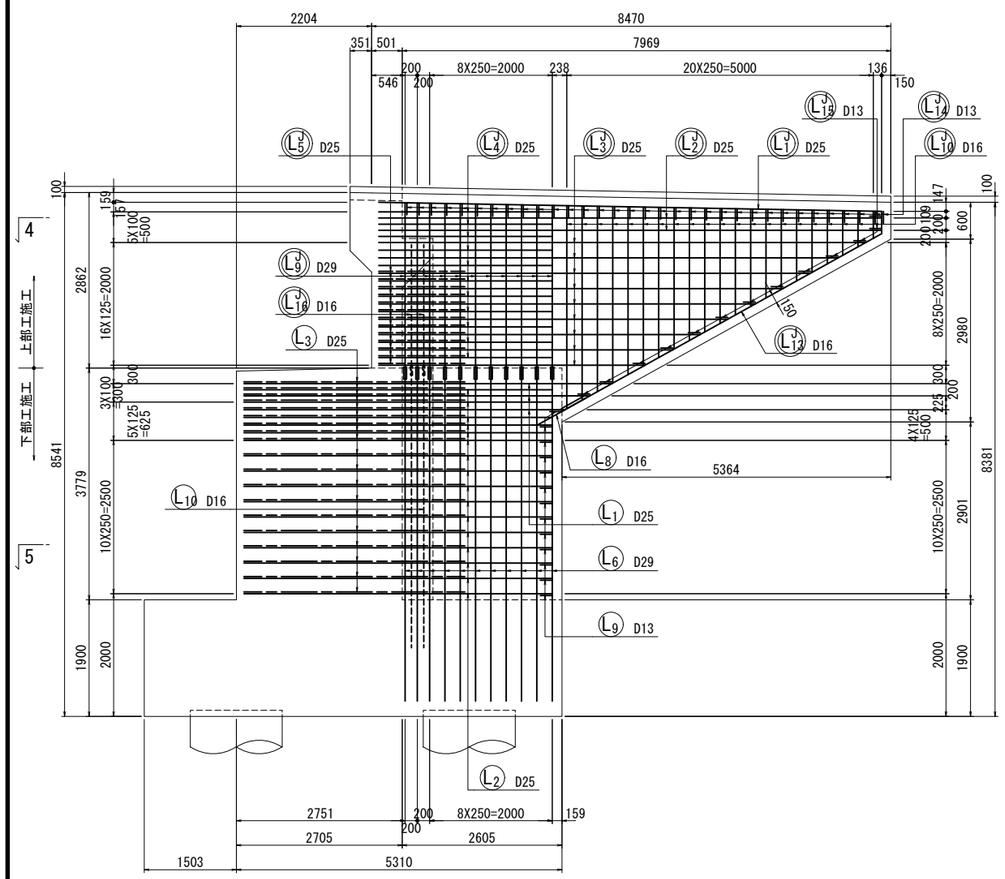
注）
1) 機械式鉄筋定着工法は、建設技術審査証明を
取得している定着工法を採用すること。
(図面表記は一例であり工法を指定するものではない)
2) 機械式鉄筋定着工法の鉄筋長は、
使用する工法の定着体に合わせて算出すること。
3) 施工者は、使用製品の性能と施工方法、
管理方法の承認を得て工事を実施すること。
4) 施工誤差15㎜を考慮して、純かぶりは梁・柱105㎜以上、
底版85㎜以上とする。

※本図面は縮小図のため、
縮尺は表示と異なります。

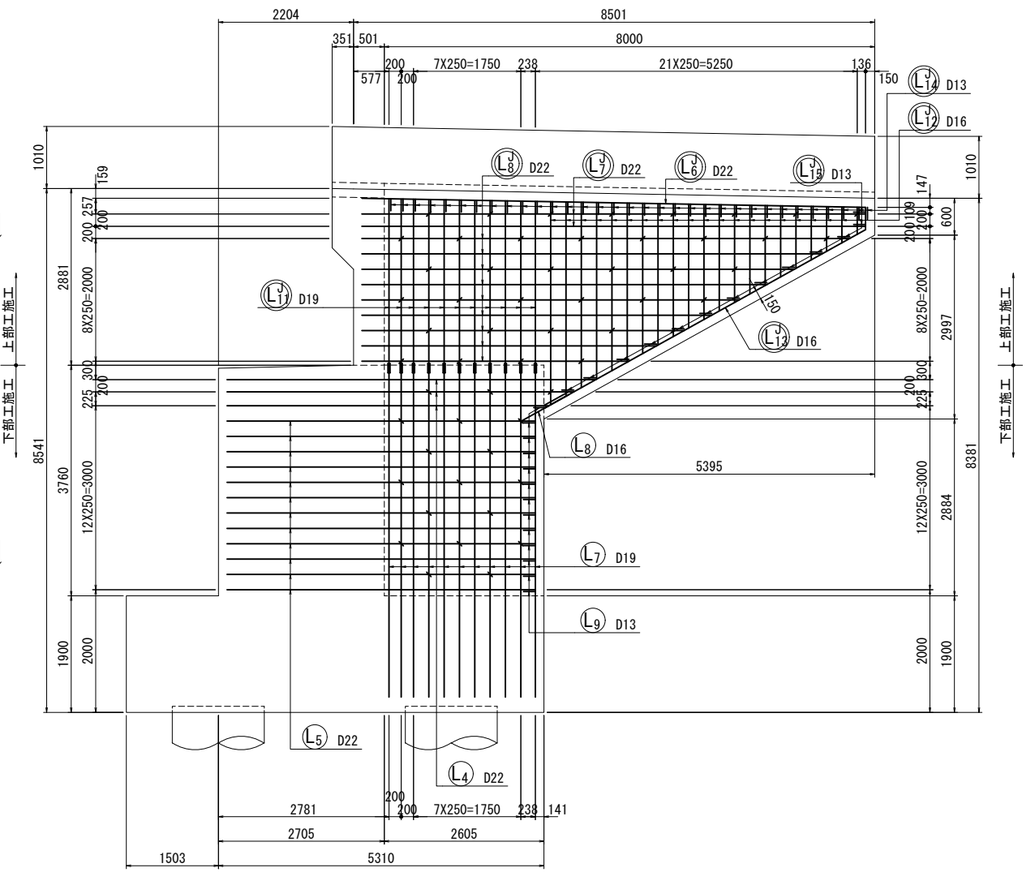
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その９）		
縮尺	1:50	図面番号	33 の 18
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台配筋図（その１０） S=1:50

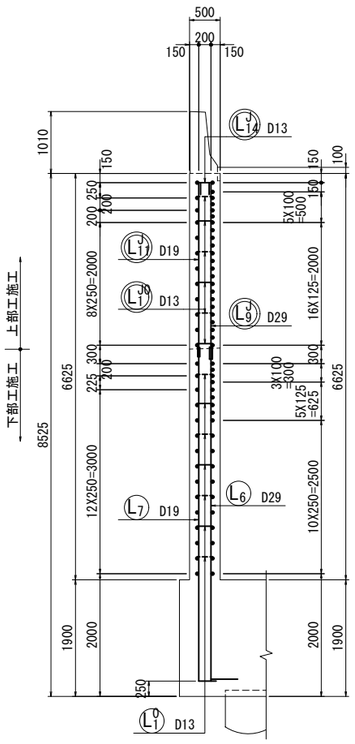
1-1



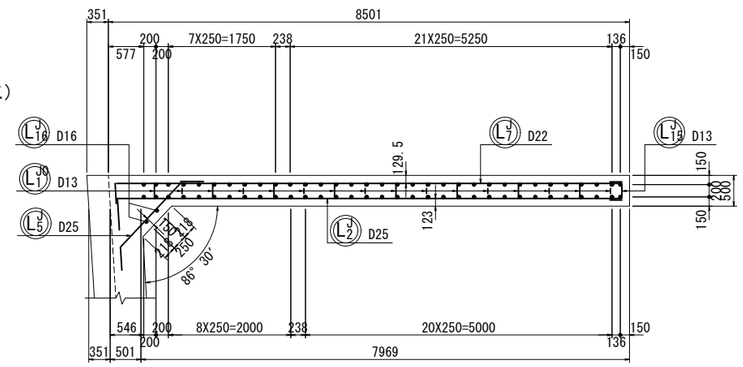
2-2



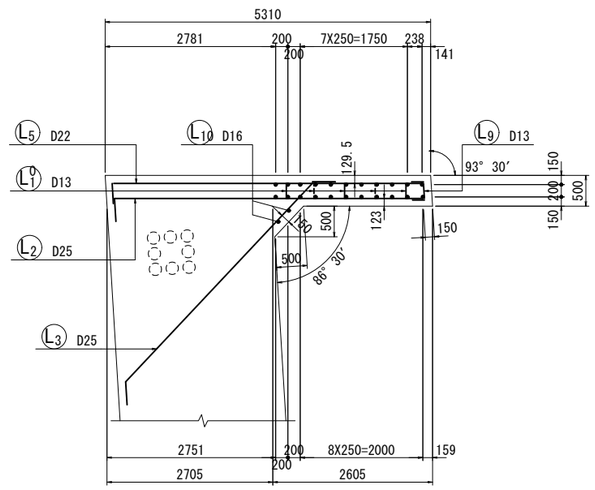
3-3



4-4



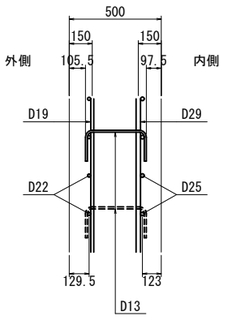
5-5



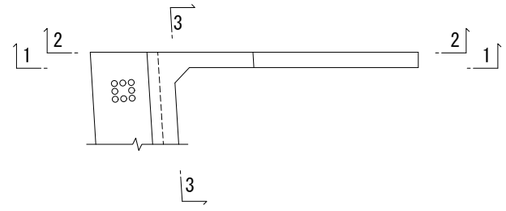
かぶり詳細図

S=1:20

左ウイング（別途施工）



位置図

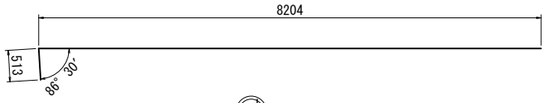


注1) ◎ は上部工1次施工を示す。
注2) 機械式継手箇所は信頼性の高い方法による
全数検査を実施し，全数合格であることを確認する。

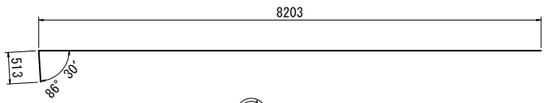
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その１０）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 19
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

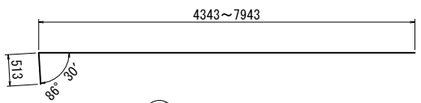
Ａ２橋台配筋図（その１１）　S=1:50



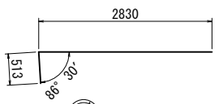
L1 1-D25 X 8720



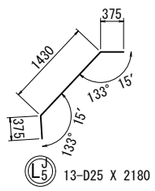
L2 2-D25 X 8720



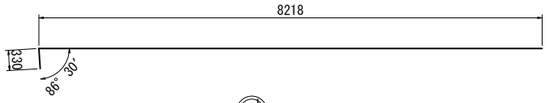
L3 9-D25 X 6660（平均長）



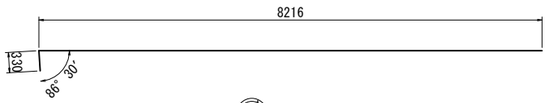
L4 11-D25 X 3340



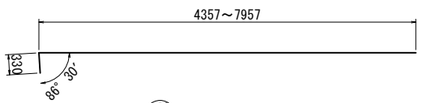
L5 13-D25 X 2180



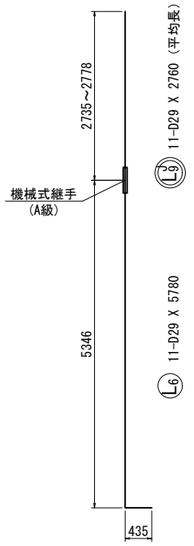
L6 1-D22 X 8550



L7 2-D22 X 8550

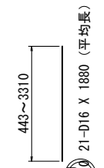


L8 9-D22 X 6490（平均長）

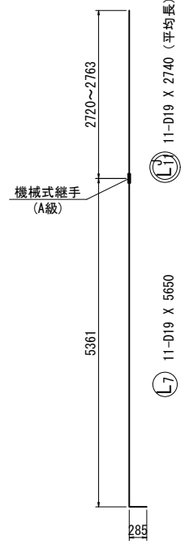


L9 11-D29 X 2760（平均長）

L6 11-D29 X 5780

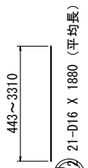


L10 21-D16 X 1880（平均長）

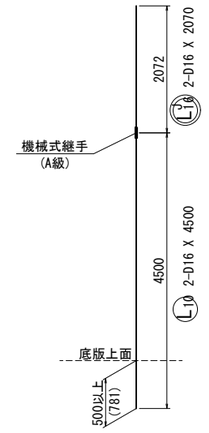


L7 11-D19 X 2740（平均長）

L7 11-D19 X 5650

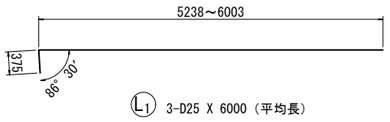


L12 21-D16 X 1880（平均長）



L13 2-D16 X 2070

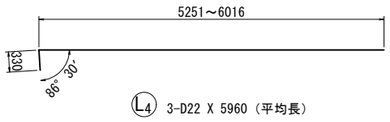
L10 2-D16 X 4500



L1 3-D25 X 6000（平均長）



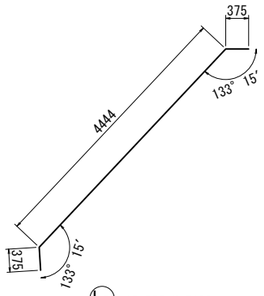
L2 16-D25 X 5400



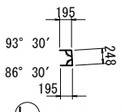
L4 3-D22 X 5960（平均長）



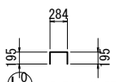
L5 12-D22 X 5360



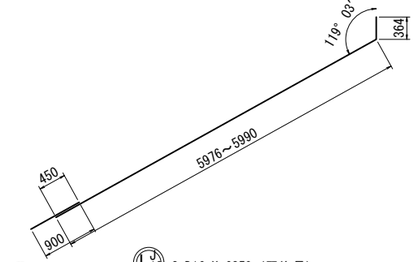
L3 19-D25 X 5190



L9 13-D13 X 640

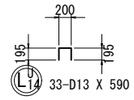


L9 17-D13 X 670

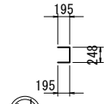


L8 2-D16 X 900

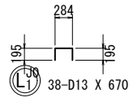
L13 2-D16 X 6350（平均長）



L14 33-D13 X 590



L15 13-D13 X 640



L17 38-D13 X 670

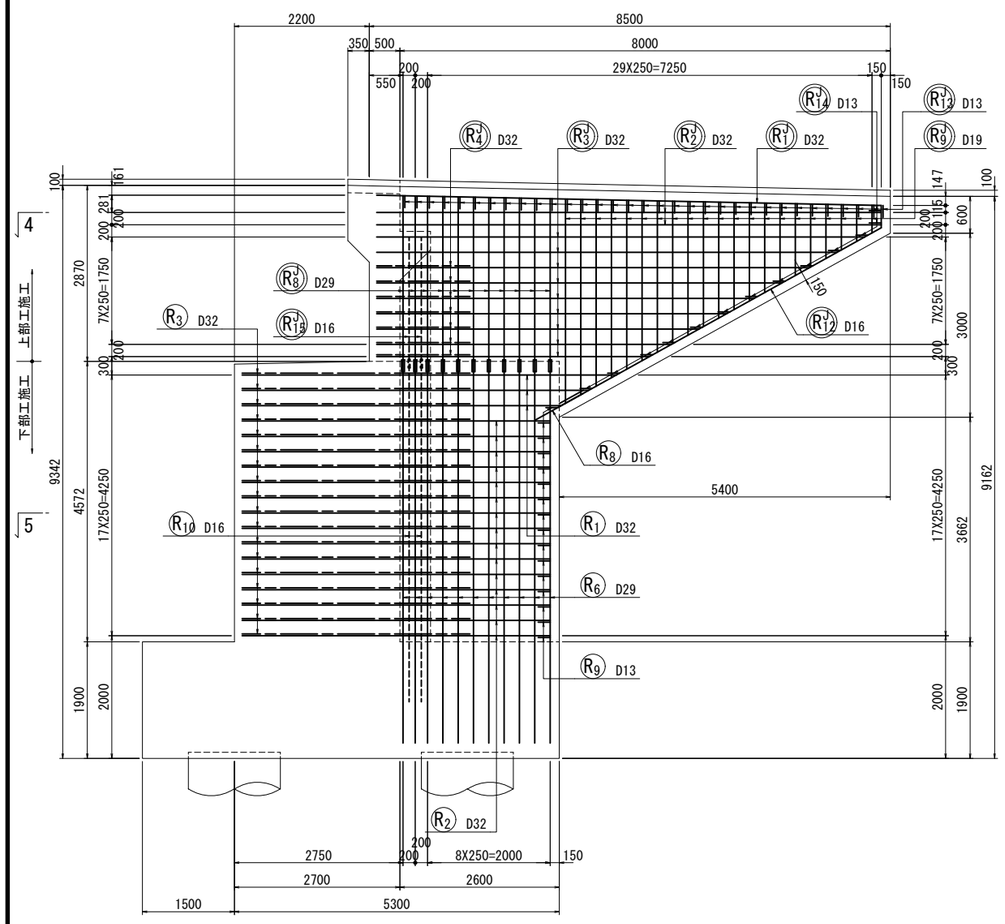
注1) ◎　は上部工1次施工を示す。
注2) 機械式継手箇所は信頼性の高い方法による
全数検査を実施し，全数合格であることを確認する。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

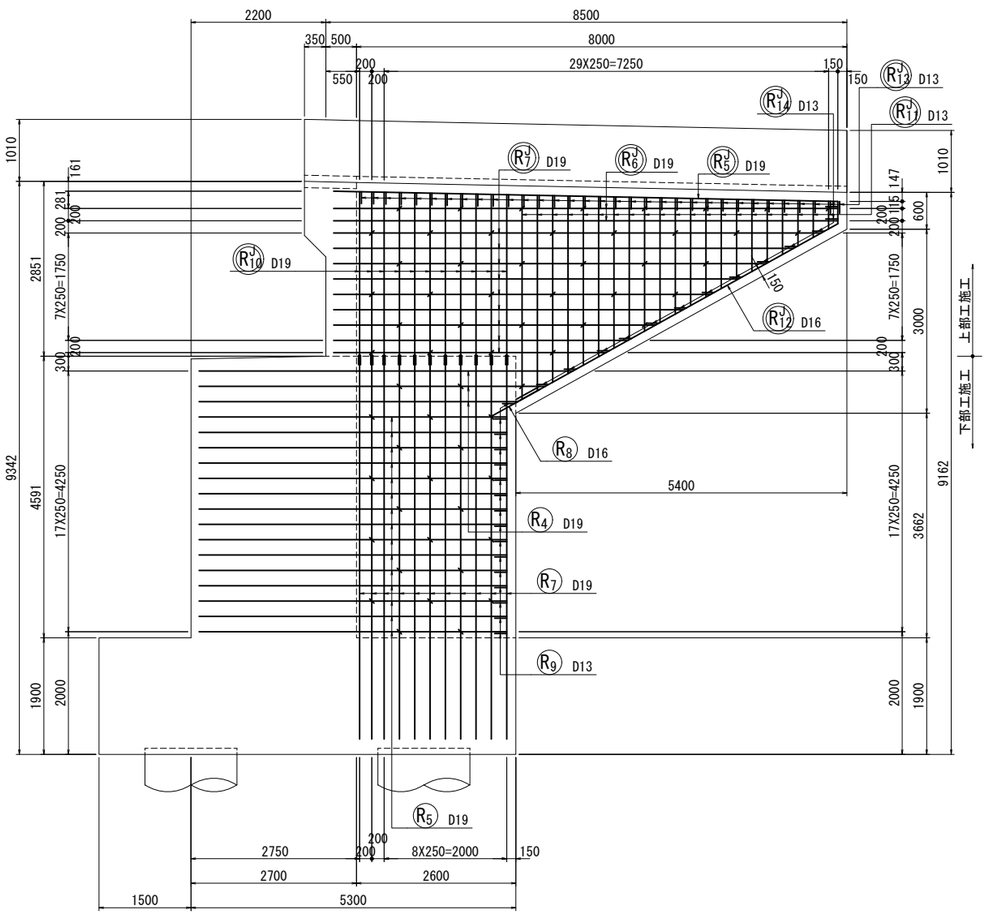
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その１１）		
縮尺	1:50	図面番号	33 の 20
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

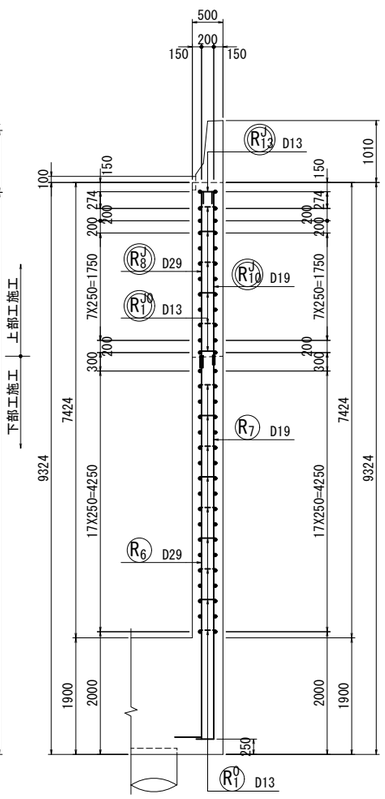
Ａ２橋台配筋図（その１２）　S=1:50

1-1



2-2

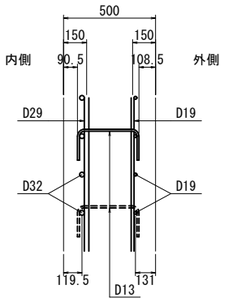




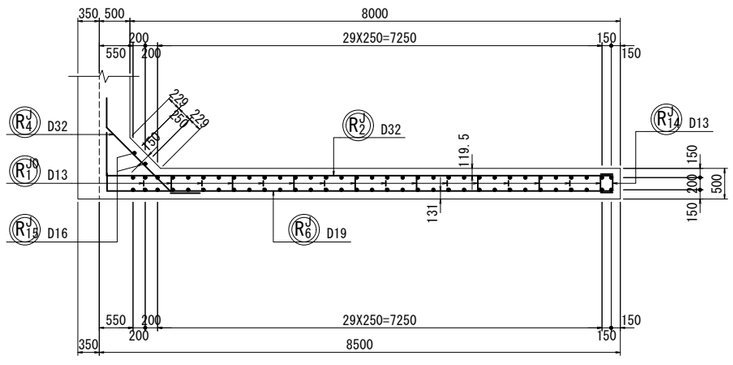
かぶり詳細図

S=1:20

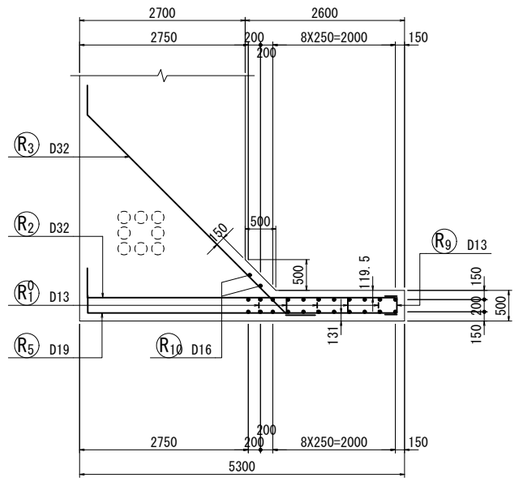
右ウイング（別途施工）



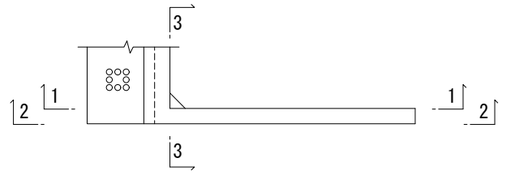
4-4



5-5



位置図

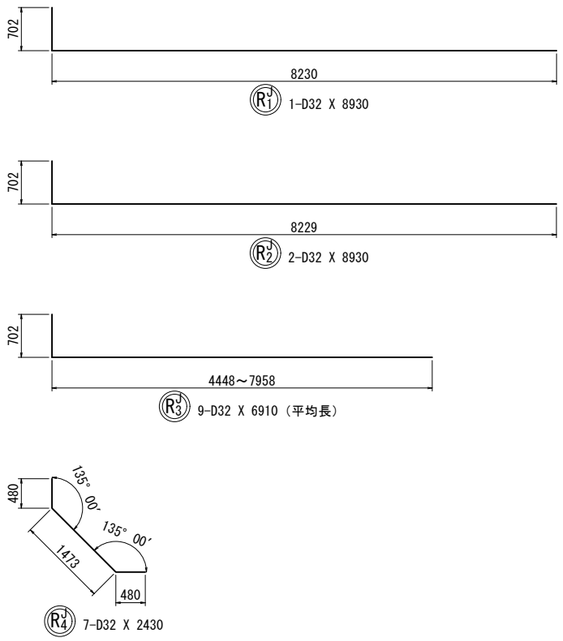


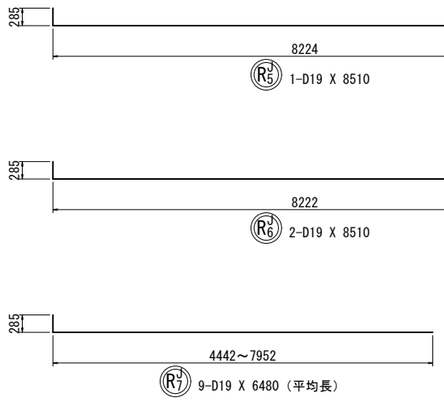
注1)◎　は上部工1次施工を示す。
注2) 機械式継手箇所は信頼性の高い方法による
全数検査を実施し，全数合格であることを確認する。

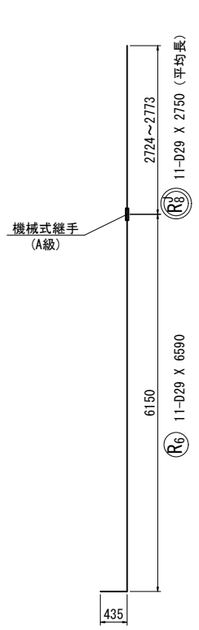
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

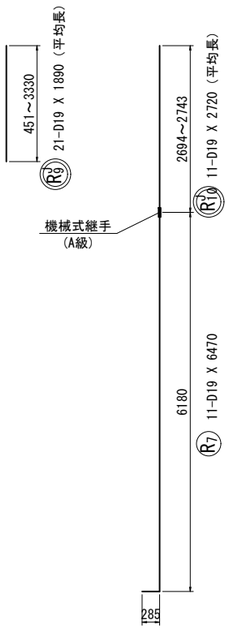
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その１２）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 21
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

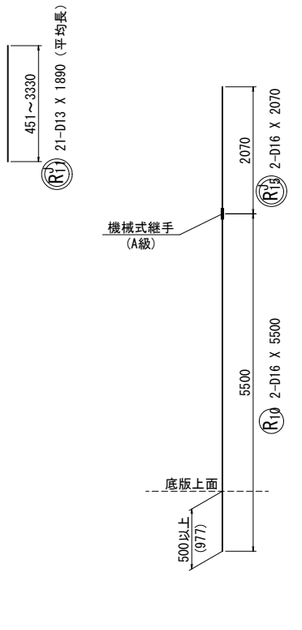
Ａ２橋台配筋図（その１３）　S=1:50

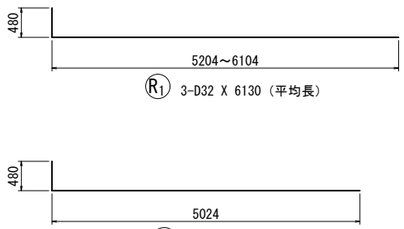


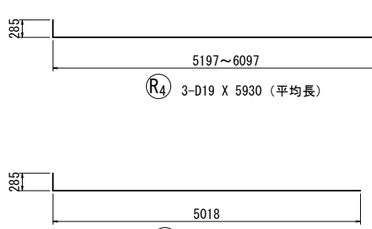


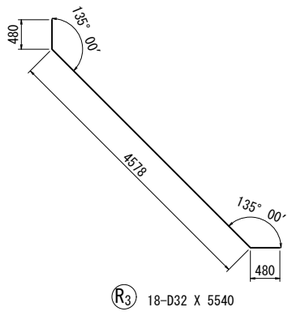


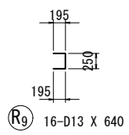


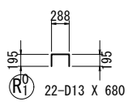


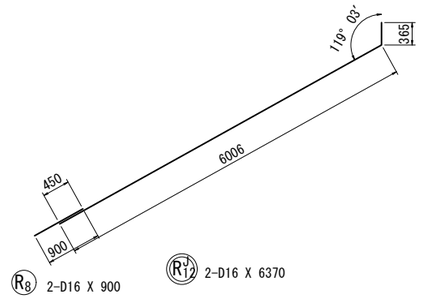


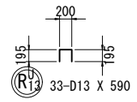


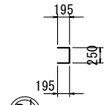


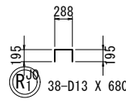












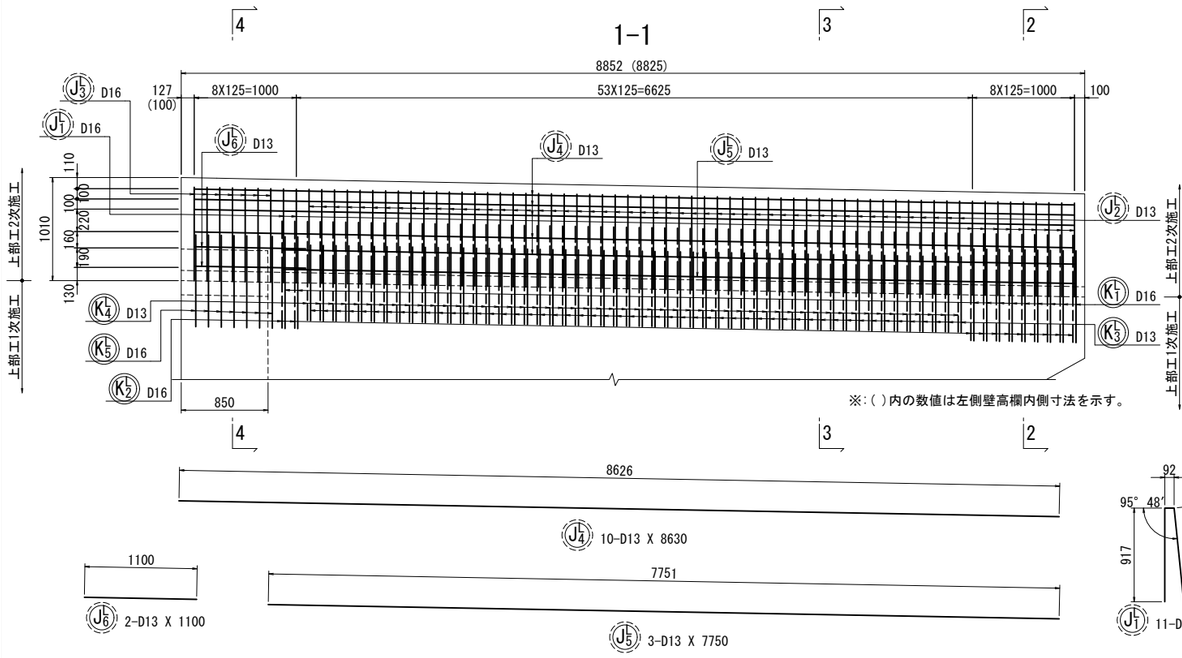
注1)◯　は上部工1次施工を示す。
注2) 機械式継手箇所は信頼性の高い方法による
全数検査を実施し，全数合格であることを確認する。

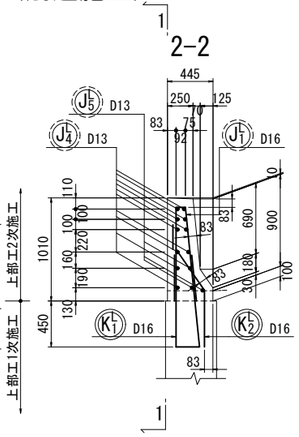
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その１３）		
縮尺	1:50	図面番号	33 の 22
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

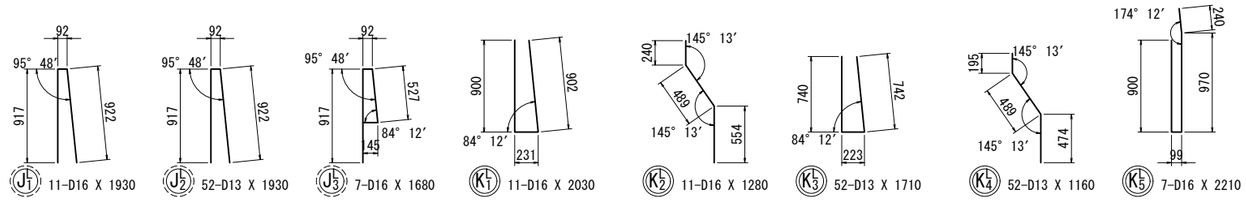
※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

Ａ２橋台配筋図（その１４）　S=1:30

左側壁高欄（別途施工）

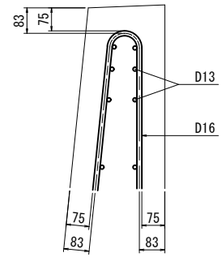




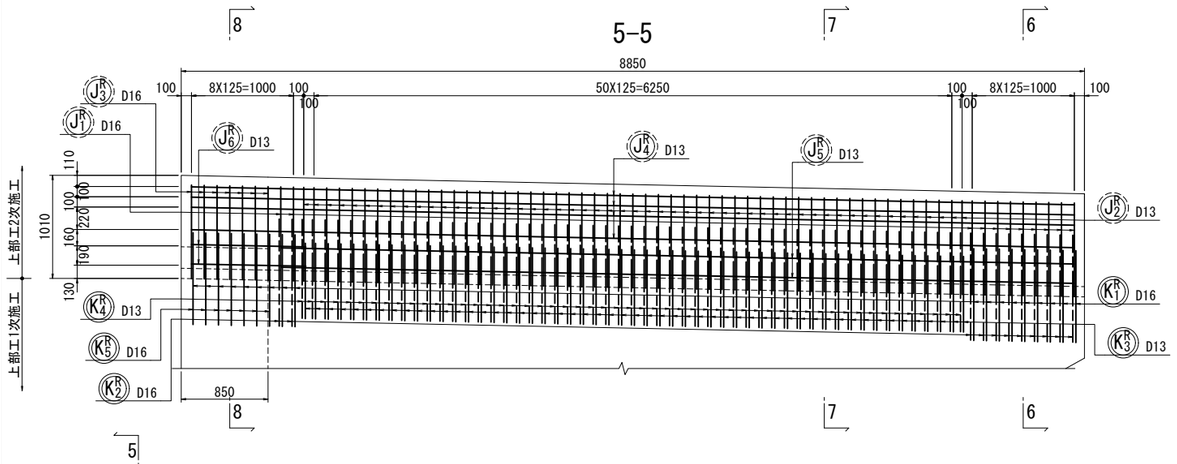


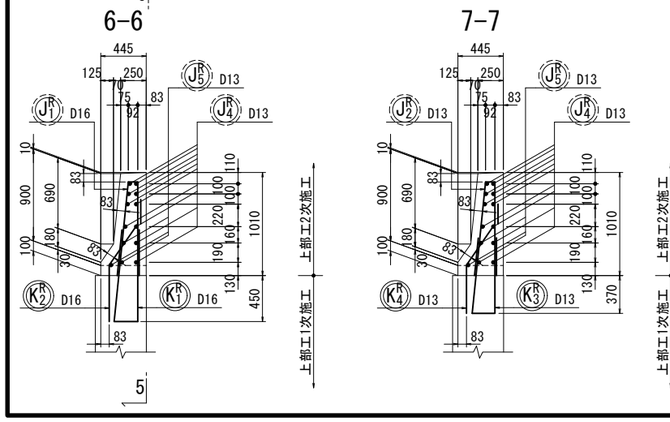
かぶり詳細図　S=1:10

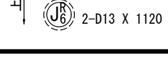
左右壁高欄（別途施工）



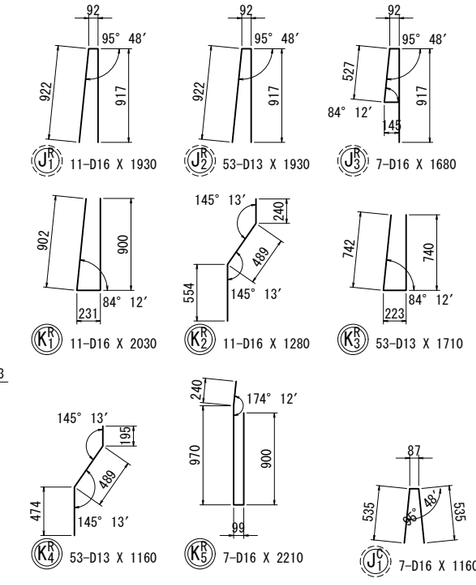
右側壁高欄（別途施工）

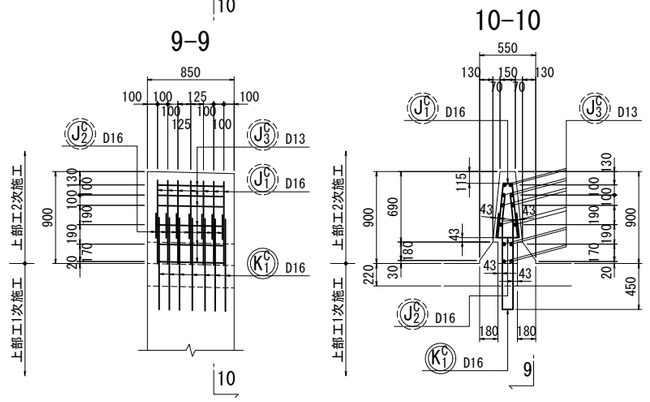






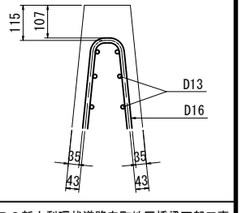
中央分離帯（別途施工）





かぶり詳細図　S=1:10

中央分離帯（別途施工）



注）◯　は上部工1次施工を示す。
◯　は上部工2次施工を示す。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その１４）		
縮尺	図示	図面番号	33 の 23
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台配筋図（その１５）

鉄筋質量表 （下部工施工）

記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要	現場における加工の有無
P 1	D25	1000	169	3.98	3.98	673	(169)	無
P 2	〃	900	171	〃	3.58	612	(171)	無
						1285		
A 1	D16	5000	5	1.56	7.80	39		無
A 2	〃	5500	53	〃	8.58	455		無
A 3	〃	6000	31	〃	9.36	290		無
A 4	〃	5000	6	〃	7.80	47		無
A 5	〃	5500	53	〃	8.58	455		無
A 6	〃	6000	31	〃	9.36	290		無
A 7-1	D13	10000	14	0.995	9.95	139		無
A 7-2	〃	10000	14	〃	9.95	139		無
A 7-3	〃	4290	14	〃	4.27	60		無
A 8-1	〃	4500	1	〃	4.48	4		無
A 8-2	〃	10000	1	〃	9.95	10		無
A 8-3	〃	6160	1	〃	6.13	6		無
A 9	〃	8650	2	〃	8.61	17	(平均長)	無
A 10-1	〃	10000	1	〃	9.95	10		無
A 10-2	〃	10000	1	〃	9.95	10		無
A 10-3	〃	4300	1	〃	4.28	4		無
A 11-1	〃	10000	14	〃	9.95	139		無
A 11-2	〃	10000	14	〃	9.95	139		無
A 11-3	〃	4440	14	〃	4.42	62		無
A 12-1	〃	10000	1	〃	9.95	10		無
A 12-2	〃	9660	1	〃	9.61	10		無
A 13	〃	8650	2	〃	8.61	17	(平均長)	無
A 14-1	〃	10000	1	〃	9.95	10		無
A 14-2	〃	10000	1	〃	9.95	10		無
A 14-3	〃	4450	1	〃	4.43	4		無
A 15	D16	4500	88	1.56	7.02	618		無
A 16	〃	4500	2	〃	7.02	14		無
A 17-1	D19	12000	4	2.25	27.00	108		無
A 17-2	〃	12000	4	〃	27.00	108		無
A 18-1	〃	12000	3	〃	27.00	81		無
A 18-2	〃	11500	3	〃	25.88	78		無
A 19-1	〃	8000	5	〃	18.00	90		無
A 19-2	〃	8000	5	〃	18.00	90		
A 19-3	〃	8500	5	〃	19.13	96		無
A 20-1	〃	8500	2	〃	19.13	38		無
A 20-2	〃	8500	2	〃	19.13	38		無
A 20-3	〃	7000	2	〃	15.75	32		無
A 21	D16	5460	12	1.56	8.52	102	(平均長)	無
A 22	〃	6280	12	〃	9.80	118		無
						3987		
A0 1	D13	2650	170	0.995	2.64	449	※	無
A0 2	D16	2060	174	1.56	3.21	559		無
						1008		
S 1	D16	2450	60	1.56	3.82	229		無
S 2	〃	2630	48	〃	4.10	197		無
S 3	〃	3110	12	〃	4.85	58		無
						484		

記号	径	長さ	本数	単位質量	一本当り質量	質量	摘要	現場における加工の有無
F 1	D25	9500	98	3.98	37.81	3705		無
F 2	〃	5380	98	〃	21.41	2098		無
F 3	〃	2520	185	〃	10.03	1856		無
F 4-1	D16	9000	31	1.56	14.04	435		
F 4-2	〃	9000	31	〃	14.04	435		
F 4-3	〃	5000	31	〃	7.80	242		
F 5-1	〃	9000	13	〃	14.04	183		
F 5-2	〃	9000	13	〃	14.04	183		
F 5-3	〃	5000	13	〃	7.80	101		
F 6-1	D22	9000	8	3.04	27.36	219		
F 6-2	〃	9000	8	〃	27.36	219		
F 6-3	〃	5500	8	〃	16.72	134		
F 7	D19	7030	14	2.25	15.82	221		無
F 8-1	〃	9000	14	〃	20.25	284		
F 8-2	〃	9000	14	〃	20.25	284		
F 8-3	〃	5500	14	〃	12.38	173		
F 9	D16	2020	13	1.56	3.15	41		無
F 10	〃	2020	22	〃	3.15	69		無
F 11	〃	1000	10	〃	1.56	16		無
						10898		
F0 1	D13	1740	141	0.995	1.73	244	※	無
F0 2	〃	1740	72	〃	1.73	125	※	無
						369		
L 1	D25	6000	3	3.98	23.88	72	(平均長)	無
L 2	〃	5400	16	〃	21.49	344		無
L 3	〃	5190	19	〃	20.66	393		無
L 4	D22	5960	3	3.04	18.12	54	(平均長)	無
L 5	〃	5360	12	〃	16.29	195		無
L 6	D29	5780	11	5.04	29.13	320	(11)	無
L 7	D19	5650	11	2.25	12.71	140	(11)	無
L 8	D16	900	2	1.56	1.40	3		無
L 9	D13	640	13	0.995	0.64	8		無
L 10	D16	4500	2	1.56	7.02	14	(2)	
						1543		
L0 1	D13	670	17	0.995	0.67	11		無
						11		
R 1	D32	6130	3	6.23	38.19	115	(平均長)	無
R 2	〃	5500	15	〃	34.27	514		無
R 3	〃	5540	18	〃	34.51	621		無
R 4	D19	5930	3	2.25	13.34	40	(平均長)	無
R 5	〃	5300	15	〃	11.93	179		無
R 6	D29	6590	11	5.04	33.21	365	(11)	無
R 7	D19	6470	11	2.25	14.56	160	(11)	無
R 8	D16	900	2	1.56	1.40	3		無
R 9	D13	640	16	0.995	0.64	10		無
R 10	D16	5500	2	1.56	8.58	17	(2)	
						2024		
R0 1	D13	680	22	0.995	0.68	15		無
						15		
						(機械式継手箇所)		

(SD345)	合 計	D32	1250 kg
〃		D29	685 kg (22)
〃		D25	9753 kg (340)
〃		D22	821 kg
〃		D19	2240 kg (22)
〃		D16	5213 kg (4)
〃		D13	1662 kg
	総質量		21624 kg (388)

機械式鉄筋定着体数量表(下部工施工)

	箇所数					
	L≦1m	1m<L≦2m	2m<L≦3m	3m<L≦4m	4m<L≦5m	5m<L≦6m
D13	−	213	170	−	−	−
D16	−	−	−	−	−	−
D19	−	−	−	−	−	−
D22	−	−	−	−	−	−
D25	−	−	−	−	−	−
D29	−	−	−	−	−	−
小計	−	213	170	−	−	−
合計						383

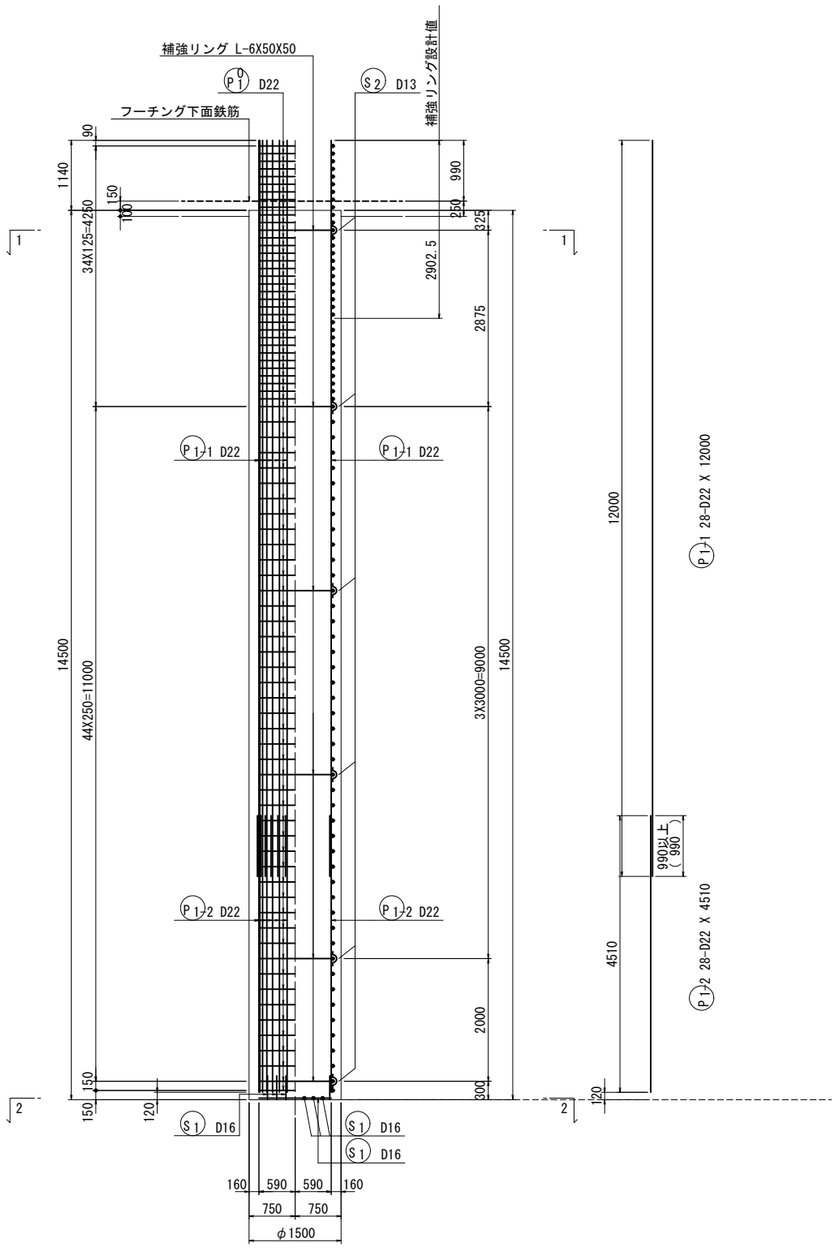
機械式鉄筋定着体形状図

鉄筋部分を斜めにして定着体を掛けられる鉄筋に完全に掛けること

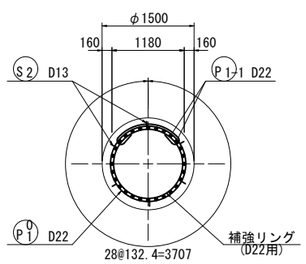
注)
1) 機械式鉄筋定着工法は、建設技術審査証明を取得している定着工法を採用すること。
(図面表記は一例であり工法を指定するものではない)
2) 機械式鉄筋定着工法の鉄筋長は、使用する工法の定着体に合わせて算出すること。
3) 施工者は、使用製品の性能と施工方法、管理方法の承認を得て工事を実施すること。
4) 施工誤差15mmを考慮して、純かぶりは梁・柱105mm以上、底版85mm以上とする。
5) ※ は機械式定着体箇所を示す。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台配筋図（その１５）		
縮尺	—	図面番号	33 の 24
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社 綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

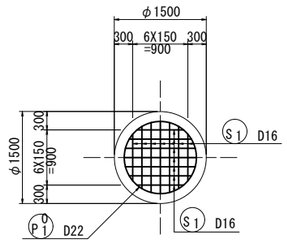
Ａ２橋台場所打ち杭配筋図 S=1:50



1-1



2-2

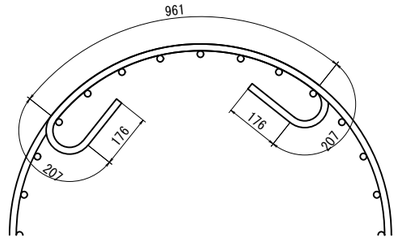




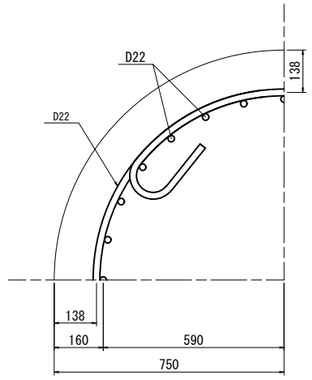
S1 14-D16 X 1790（平均長）

種 別	径	本数	a
S 1-1	D16	4	772
-2	D16	4	1023
-3	D16	4	1147
-4	D16	2	1186
平均長		14	1010

継手部詳細図 S=1:10



かぶり詳細図 S=1:10



鉄筋質量表

記号	径	長 さ	本 数	単位質量	一本当り質量	質 量	摘 要	現場における加工の有無
P 1-1	D22	12000	28	3.04	36.48	1021		
P 1-2	〃	4510	28	〃	13.71	384		無
						1405		
P0 1	D22	5570	80	3.04	16.93	1354	○	無
						1354		
S 1	D16	1790	14	1.56	2.79	39	（平均長）	無
S 2	D13	300	26	0.995	0.30	8	く	無
						47		
				杭1本当り質量	杭本数	一基当たり質量		
(SD345)		合 計 D22		2759 kg	X10	27590 kg		
〃		D16		39 kg	X10	390 kg		
〃		D13		8 kg	X10	80 kg		
		総質量		2806 kg	X10	28060 kg		

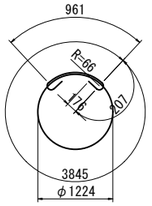
補強リング・固定金具

（杭1本当り）

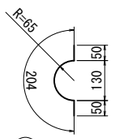
種別	長 さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質 量 (kg)	摘 要
L-6X50X50(D22用)	3638	6	4.43	16.1	97	補強リング
Uボルト(D22用)	-	168	-	-	-	主鉄筋と補強リングの固定

※Uボルト規格
D22用、SS400、変形時荷重30kN以上
「場所打ちコンクリート杭の鉄筋かご無溶接工法　設計・施工に関するガイドライン」に準拠

スペーサー詳細図 S=1:10



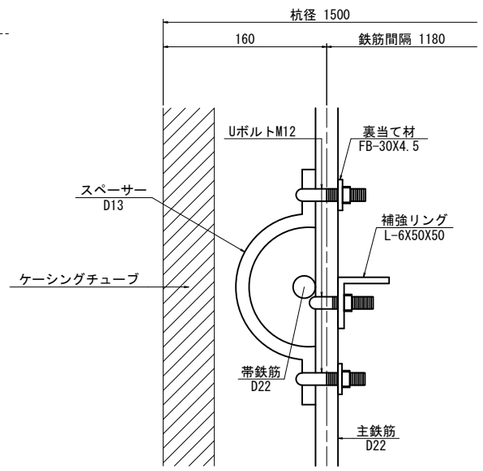
P0 1 80-D22 X 5570



S2 26-D13 X 300

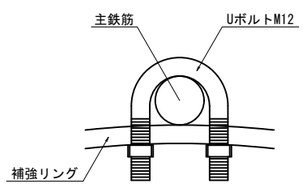
＊ 継手位置は千鳥に配置する。

スペーサー詳細図 S=1:3



＊ スペーサーは1断面あたり4箇所を固定する。
ただし杭頭最上段のみ6ヶ所を固定する。
1交差箇所につき、上下1箇所ずつ金具で固定。

固定金具参考図



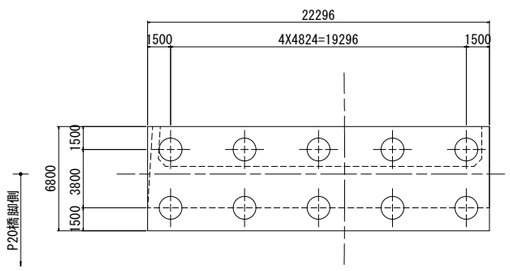
＊ Uボルト又は同等品
主鉄筋と補強リングは、全数金具で固定。

スペーサー用固定金具

（杭1本当り）

種別	長 さ (mm)	本数	単位質量 (kg/m)	1本当り質量 (kg)	質 量 (kg)	摘 要
Uボルト(D22用)	-	52	-	-	-	スペーサーと主鉄筋の固定 裏当て材含む

杭配置図 S=1:200

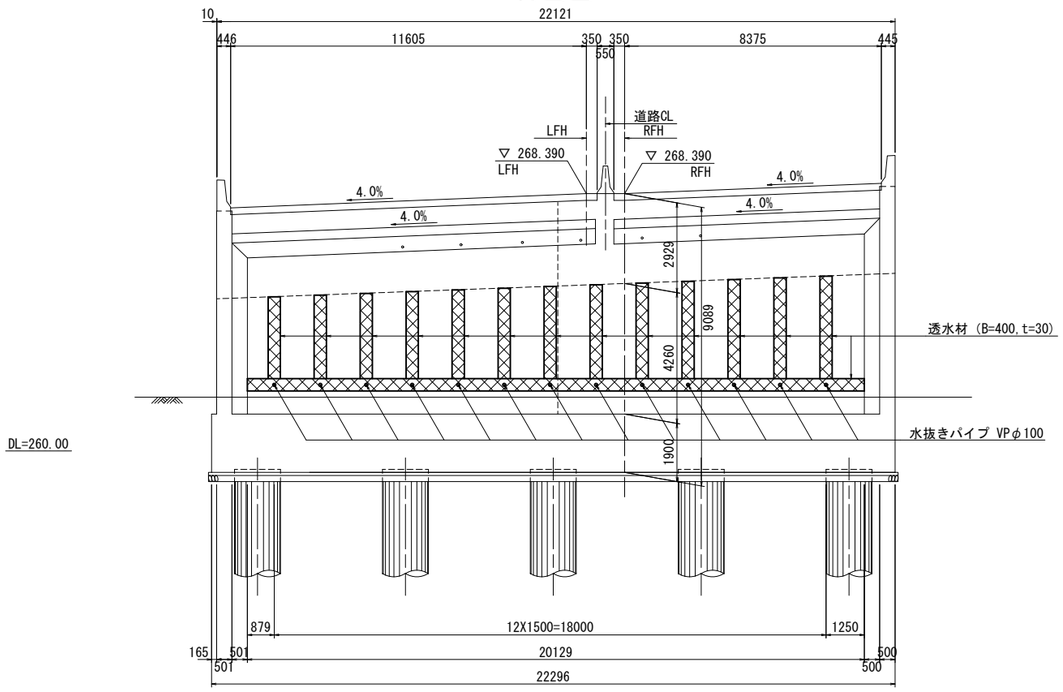


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

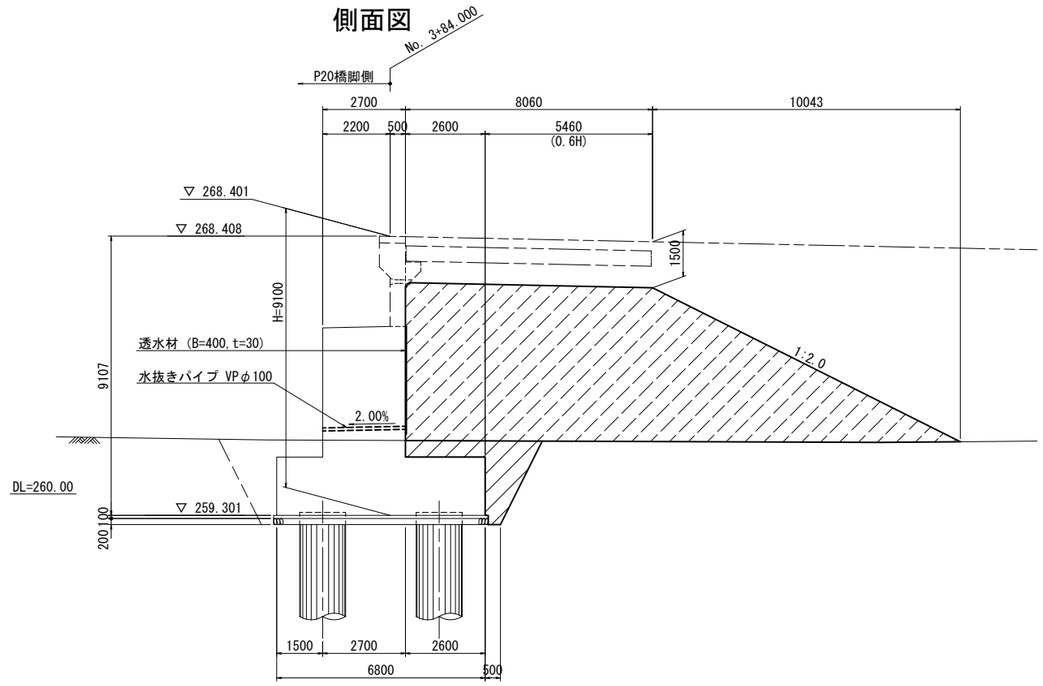
工 事 名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図 面 名	Ａ２橋台場所打ち杭配筋図		
縮 尺	図 示	図面番号	33 の 25
年 月 日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

Ａ２橋台背面アプローチ部詳細図　S=1:100

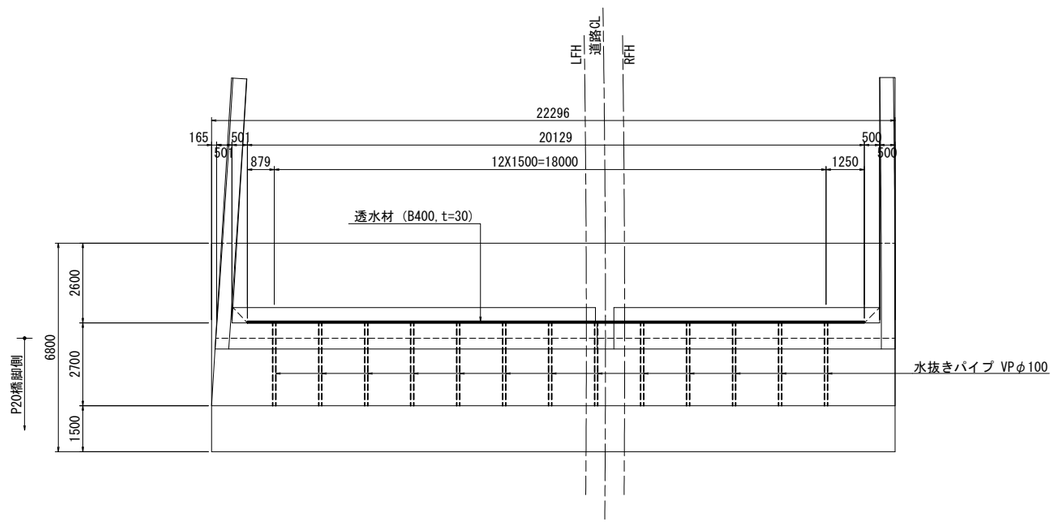
背面図



側面図



平面図

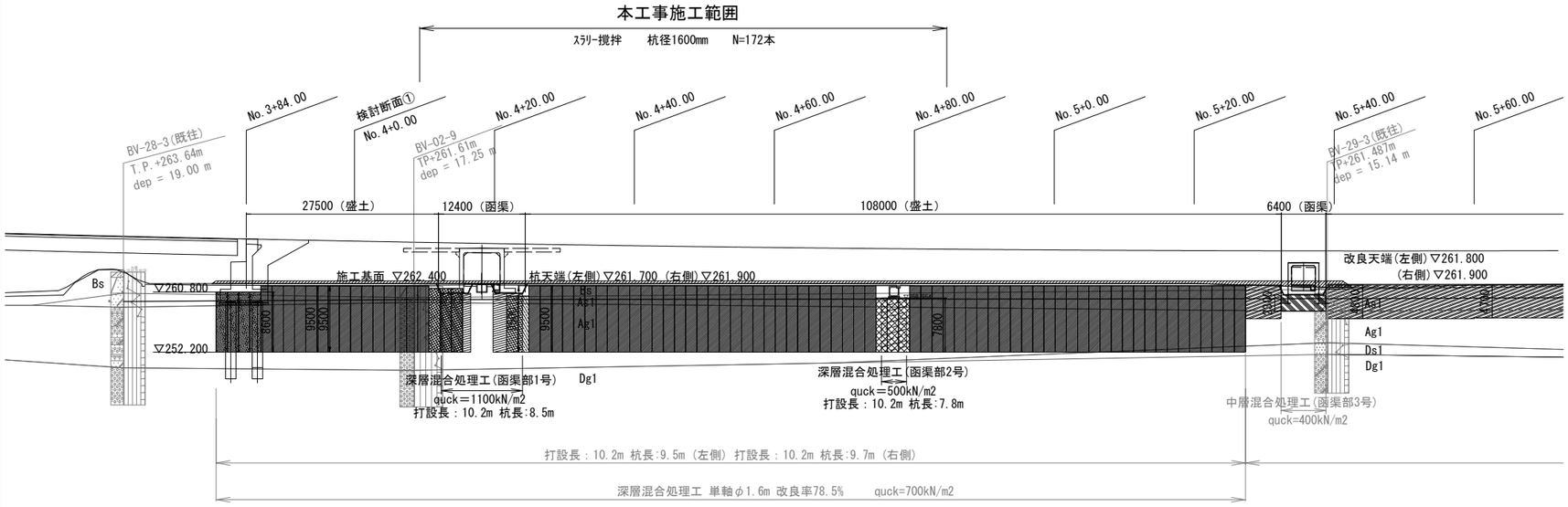


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

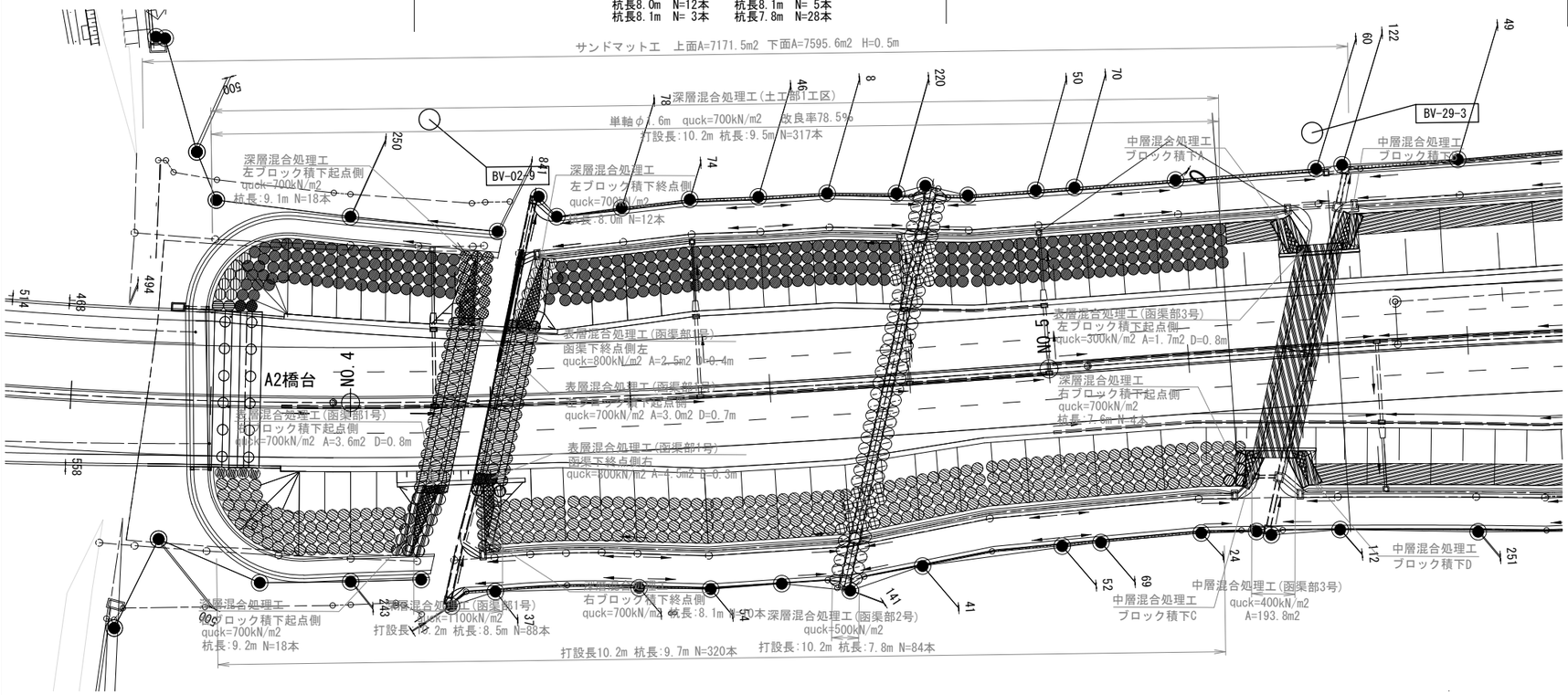
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	Ａ２橋台背面アプローチ部詳細図		
縮尺	1:100	図面番号	33 の 26
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	株式会社　綜合技術コンサルタント		
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

地盤改良工一般図

側面図　S=1:400



平面図　S=1:400

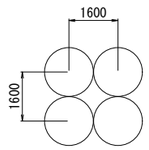


凡　例

深層混合処理工(土工部１工区)左側 盛土法尻左　quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端261.700m 改良下端252.200m　杭長：9.5m　別途施工	深層混合処理工（盛土法尻）	中層混合処理工(パワーブレンダー工法) quck=300kN/m2 改良率100% 盛土法尻左　改良天端261.800m 盛土法尻右　改良天端261.900m	中層混合処理工（盛土法尻）	
深層混合処理工(土工部１工区)右側 盛土法尻右　quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端261.900m 改良下端252.200m　杭長：9.7m　別途施工		中層混合処理工ブロック積下A 左ブロック積下起点側(函渠3号) quck=300kN/m2 改良率100% 改良天端261.188m　改良下端257.000m	中層混合処理工（ブロック積下）	
A2橋台隣接部左 quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端260.800m 改良下端252.200m　杭長：8.6m　別途施工		中層混合処理工ブロック積下B 左ブロック積下終点側(函渠3号) quck=300kN/m2 改良率100% 改良天端260.336m　改良下端257.000m		
A2橋台隣接部右 quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端261.000m 改良下端252.200m　杭長：8.8m　別途施工		中層混合処理工ブロック積下C 右ブロック積下起点側(函渠3号) quck=300kN/m2 改良率100% 改良天端259.765m　改良下端257.000m		
深層混合処理工(函渠部1号) quck=1100kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端260.633m 改良下端252.200m　杭長：8.5m　N=88本	深層混合処理工（函渠下）	中層混合処理工ブロック積下D 右ブロック積下終点側(函渠3号) quck=300kN/m2 改良率100% 改良天端260.400m　改良下端257.000m		別途施工
深層混合処理工(函渠部2号) quck=500kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端259.954m 改良下端252.200m　杭長：7.8m　N=84本		中層混合処理工（函渠部3号） （パワーブレンダー工法） quck=400kN/m2 改良率100% 改良天端260.376m　改良下端258.076m	中層混合処理工（函渠下）	
左ブロック積下起点側(函渠1号) quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端261.303m 改良下端252.200m　杭長：9.1m　別途施工	深層混合処理工（ブロック積下）	表層混合処理工(函渠部1号) 左ブロック積下起点側(改良土埋戻し) quck=700kN/m2 改良率100% 改良天端261.303m　改良下端260.633m	改良土埋戻し（ブロック積下）	
左ブロック積下終点側(函渠1号) quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端260.218m 改良下端252.200m　杭長：8.0m　N=12本		表層混合処理工(函渠部1号) 右ブロック積下起点側(改良土埋戻し) quck=700kN/m2 改良率100% 改良天端261.391m　改良下端260.633m		
右ブロック積下起点側(函渠1号) quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端261.391m 改良下端252.200m　杭長：9.2m　別途施工		表層混合処理工(函渠部3号) 左ブロック積下起点側(改良土埋戻し) quck=300kN/m2 改良率100% 改良天端261.188m　改良下端260.376m		別途施工
右ブロック積下終点側(函渠1号) quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端260.303m 改良下端252.200m　杭長：8.1m　別途施工		表層混合処理工(函渠部1号) 函渠下終点側右(改良土埋戻し) quck=800kN/m2 改良率100% 改良天端260.633m　改良下端260.218m	改良土埋戻し（函渠下）	
右ブロック積下起点側(函渠3号) quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端259.765m 改良下端252.200m　杭長：7.6m　別途施工		表層混合処理工(函渠部1号) 函渠下終点側右(改良土埋戻し) quck=800kN/m2 改良率100% 改良天端260.633m　改良下端260.303m		別途施工
左ブロック積下終点側(函渠1号) quck=1100kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端260.218m 改良下端252.200m　杭長：8.1m　N=3本	深層混合処理工（函渠下兼ブロック積下）	高圧噴射撹拌工(三重管工法) quck=700kN/m2 注入長8.6m 土被長1.6m N=8本 別途施工	高圧噴射撹拌	
右ブロック積下終点側(函渠1号) quck=1100kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端260.303m 改良下端252.200m　杭長：8.1m　N=5本		高圧噴射撹拌工(三重管工法) quck=700kN/m2 注入長8.8m 土被長1.4m N=2本 別途施工		
法尻部（函渠2号） quck=700kN/m2 改良率78.5% 施工基面262.400m　改良天端259.954m 改良下端252.200m　杭長：7.8m　N=28本	深層混合処理工（盛土法尻函渠下）			

深層混合処理工法配置図

（機械撹拌式）



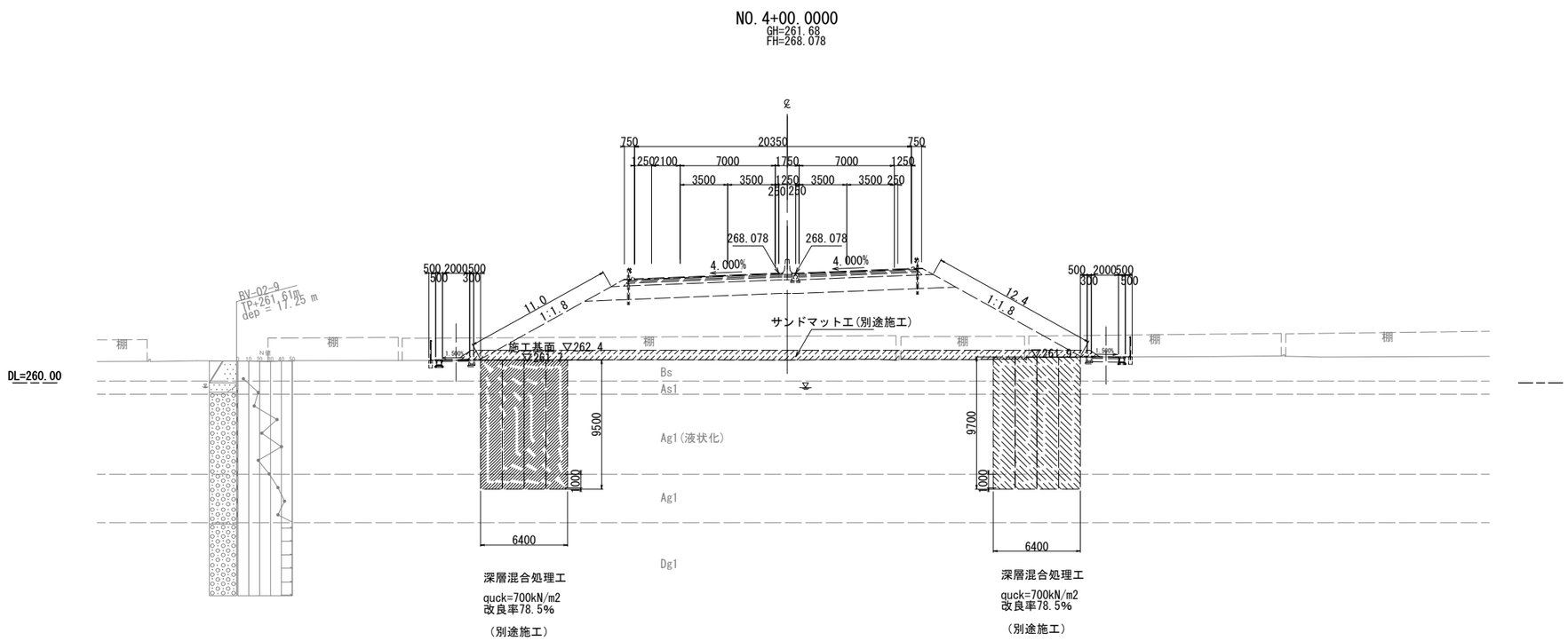
単軸φ1.6m
改良率78.5%
設計一軸圧縮強度
函渠部1号下 quck= 1100kN/m2
函渠部2号下 quck= 500kN/m2
土工部法尻　quck= 700kN/m2

注意
- 固化材添加量は現場室内配合試験を実施し、決定すること。
- ブロック積基礎標高は想定であるため，
 ブロック積基礎下面まで改良土により埋め戻しを行うこと。
- 函渠部1,2,4号のブロック積は今後実施されるブロック積の詳細設計に基づき、
 改良範囲及び改良強度を見直す必要がある。

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	地盤改良工一般図		
縮尺	1:400	図面番号	33 の 27
年月日	令和　8 年　7 月　日		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

地盤改良工標準断面図　S=1：200

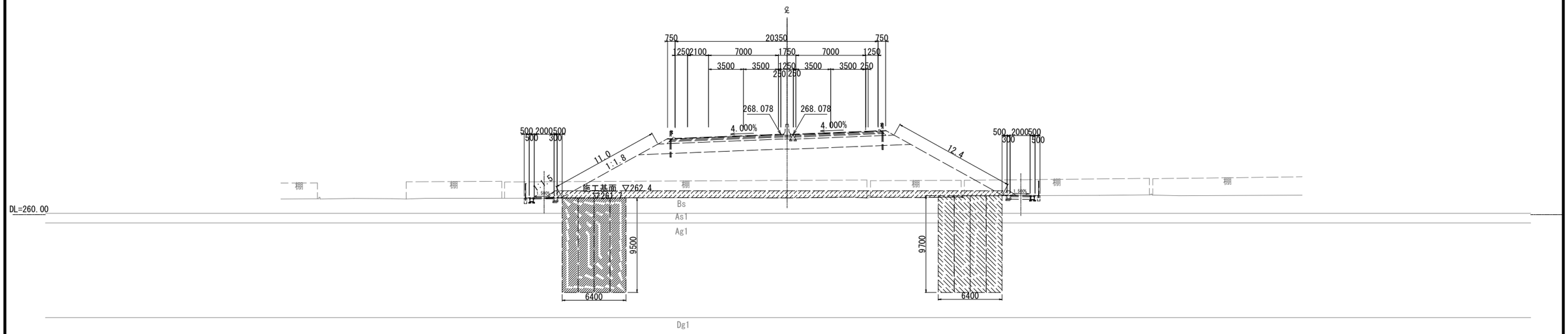


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

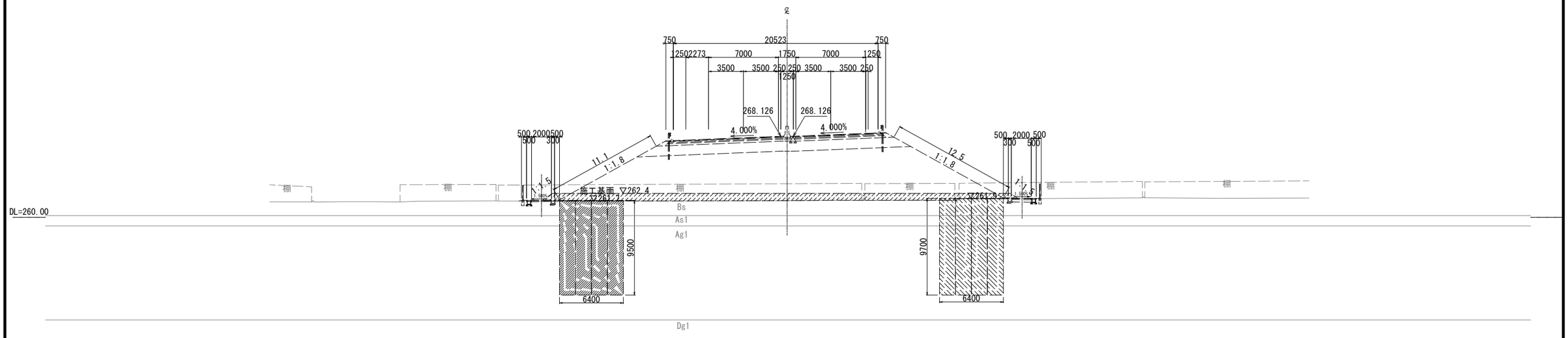
工事名	R８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	地盤改良工標準断面図		
縮尺	1:200	図面番号	33 の 28
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

地盤改良工横断図（１） S=1：200

NO.4+00.0000
GH=261.68
FH=268.078



NO.3+97.5240
KE 1-2
GH=261.67
FH=268.126

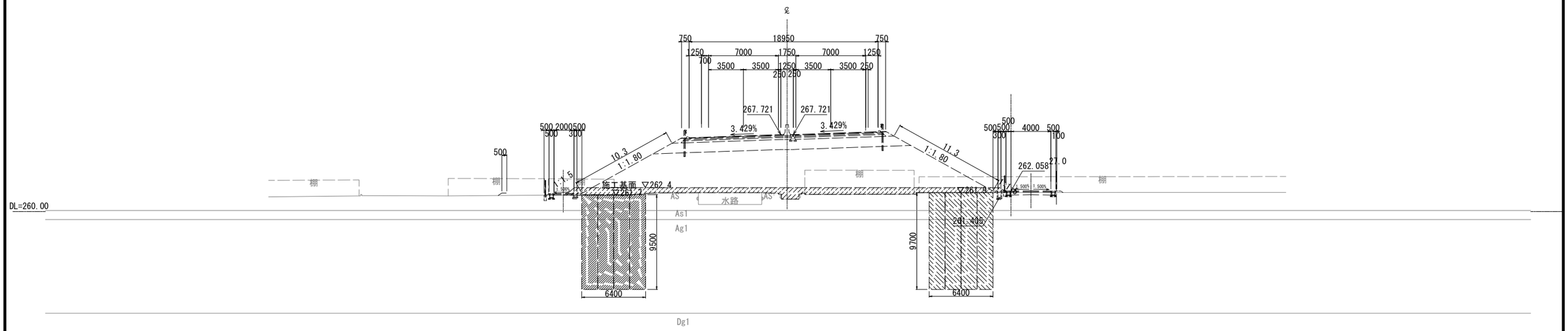


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

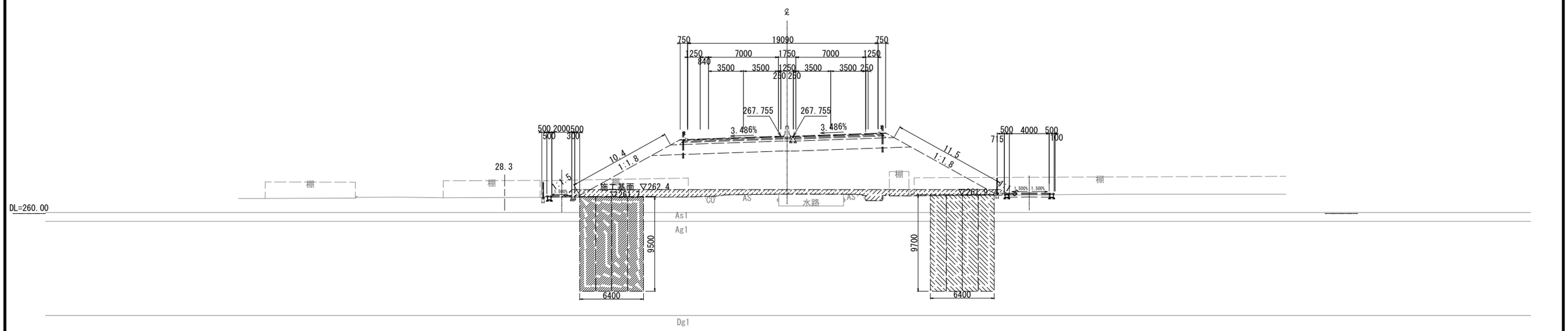
工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	地盤改良工横断図（１）		
縮尺	1：200	図面番号	33 の 29
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

地盤改良工横断図（２） S=1：200

NO.4+20.0000
GH=261.25
FH=267.721



NO.4+18.0000
GH=261.94
FH=267.755

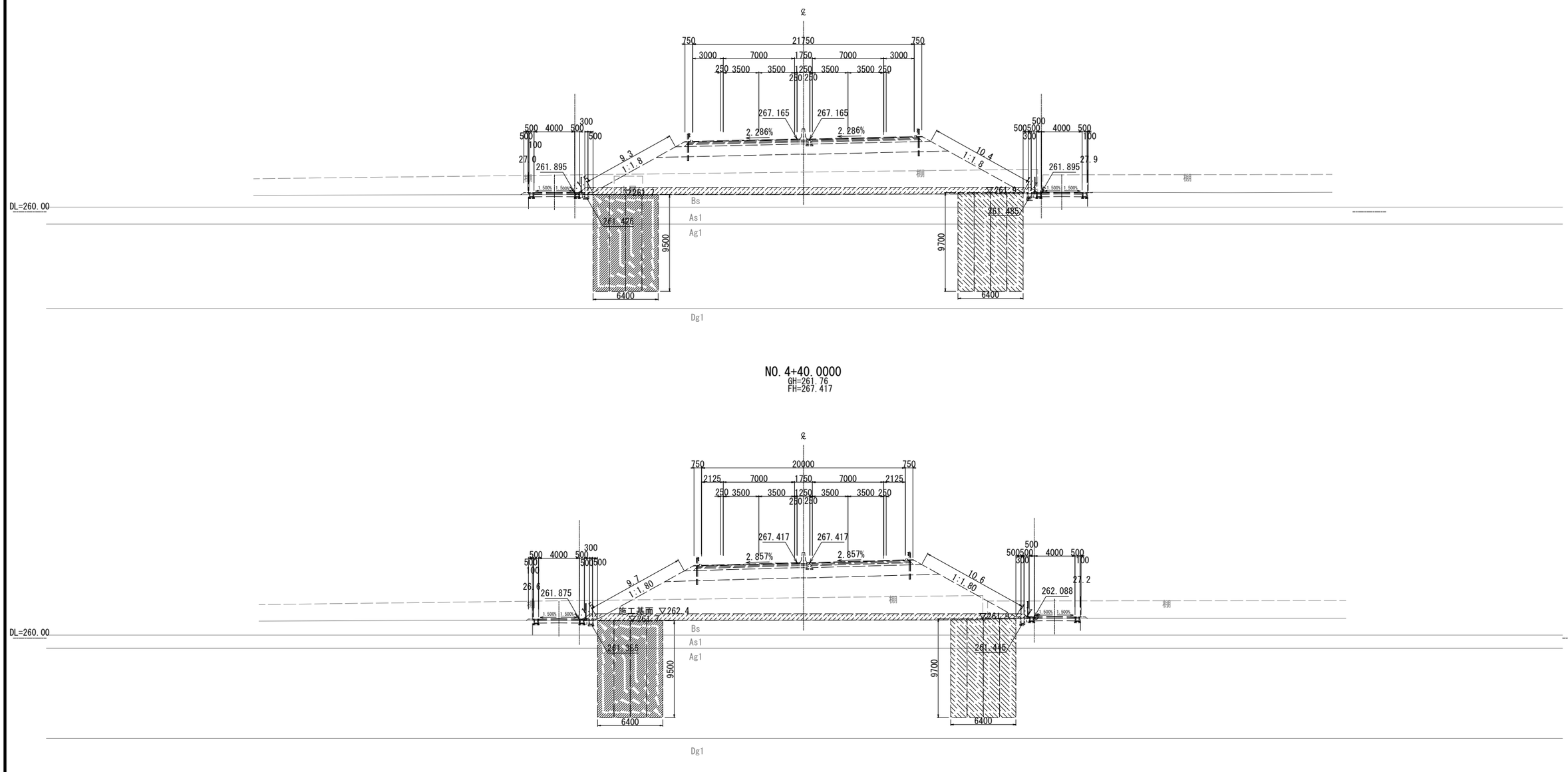


※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	R８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	地盤改良工横断図（２）		
縮尺	1：200	図面番号	33 の 30
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

地盤改良工横断図（３）　S=1：200

NO. 4+60. 0000
GH=261. 72
FH=267. 165

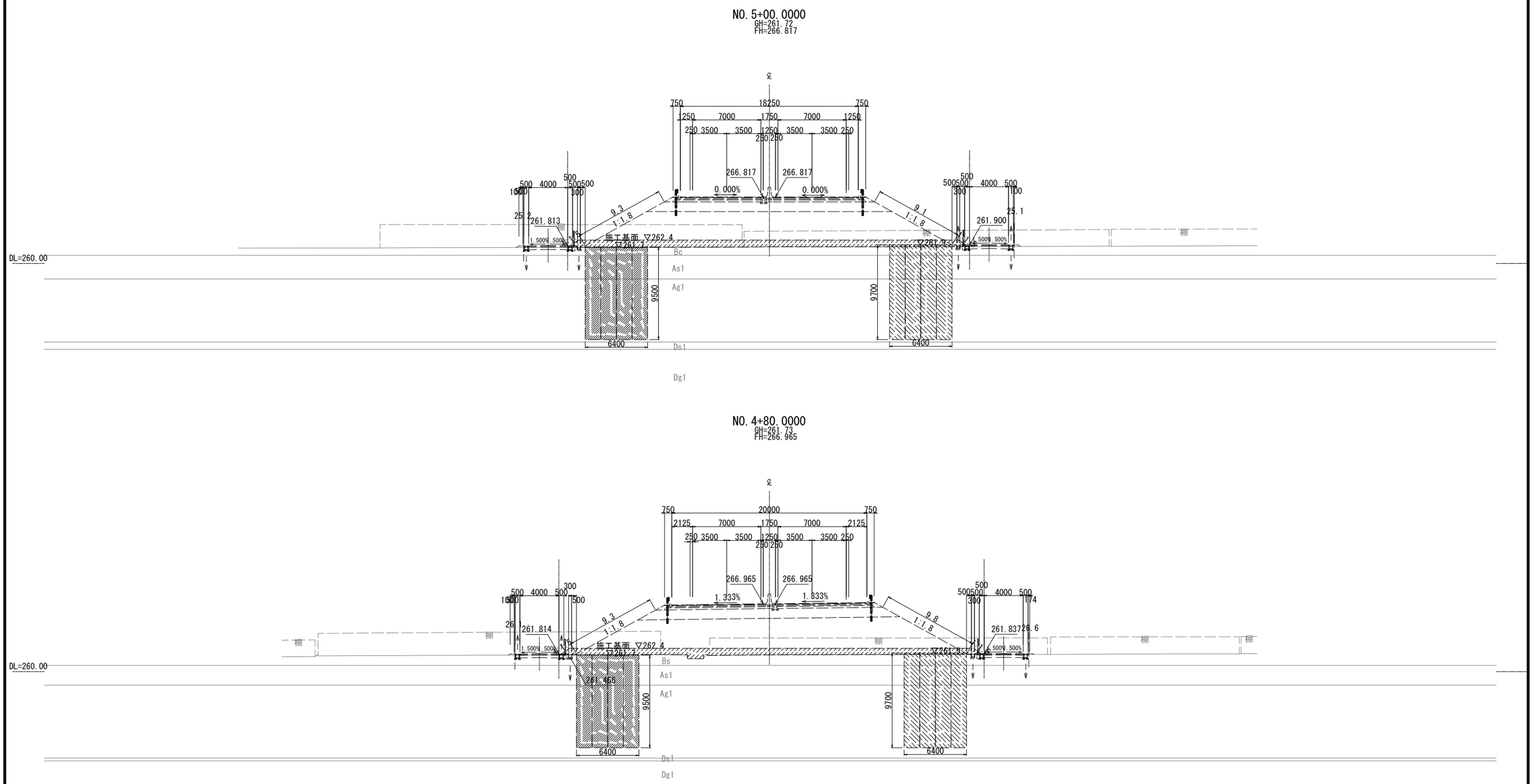


NO. 4+40. 0000
GH=261. 76
FH=267. 417

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	地盤改良工横断図（３）		
縮尺	1：200	図面番号	33 の 31
年月日	令和　8 年　7 月　　日		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省　甲府河川国道事務所		

地盤改良工横断図（４） S=1：200



※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

工事名	Ｒ８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	地盤改良工横断図（４）		
縮尺	1：200	図面番号	33 の 32
年月日	令和 8 年 7 月 日		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

数量総括表

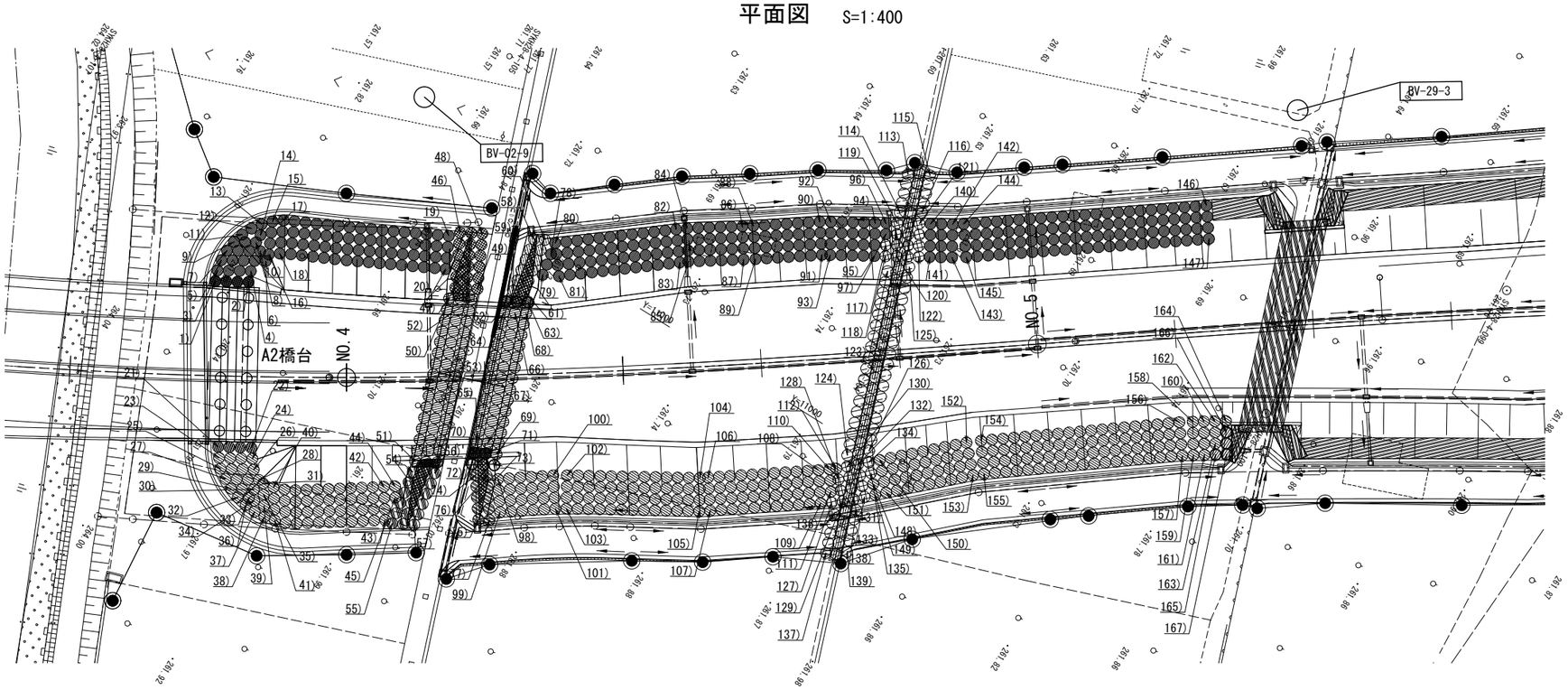
工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要
橋台工	作業土工	床掘り	土砂 障害無し	式	1	
		床掘り	土砂 障害有り	式	1	
		埋戻し	土砂	式	1	
		基面整正		式	1	
		土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1	
	場所打杭工	場所打杭	杭径 1500mm 杭長(設計長) 14.5m	本	10	
		積込(ﾙｰｽﾞ)	土砂	式	1	
		土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1	
		ｺﾝｸﾘｰﾄ取壊し運搬処理	無筋構造物	m3	20	
	橋台躯体工	基礎材	再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ40～0 17.5cmを超え20.0cm以下	m2	140	
		均しｺﾝｸﾘｰﾄ	18-8-25(高炉) 敷厚 10ｃｍ	m2	140	
		ｺﾝｸﾘｰﾄ	30-12-25(20)(高炉) 一般養生 ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	m3	265	
		ｺﾝｸﾘｰﾄ	24-12-25(20)(高炉) 一般養生 ｺﾝｸﾘｰﾄ夜間割増無	m3	286	
		鉄筋	SD345 D13	t	1.66	
		鉄筋	SD345 D16～D25	t	18.03	
		鉄筋	SD345 D29～D32	t	1.94	
		機械式継手	D16×D16 打継用（埋込側）	箇所	4	
		機械式継手	D19×D19 打継用（埋込側）	箇所	22	
		機械式継手	D25×D25 打継用（埋込側）	箇所	340	
		機械式継手	D29×D29 打継用（埋込側）	箇所	22	
		型枠	一般型枠	式	1	
		円筒型枠	φ200	式	1	
		足場	安全ネット必要	式	1	
		水抜ﾊﾟｲﾌﾟ	VPφ100 ﾌｨﾙﾀｰ無	式	1	
		排水材設置(構造物背面排水材)	透水ﾏｯﾄ 30×400mm	m	59	

工種	種別	細別	規格	単位	数量	摘要
地盤改良工	固結工(ICT)	ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.3m 長さ(杭長) 8.5m	本	40	
		ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 7.8m	本	84	
		ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 8.0m	本	12	
		ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.3m 長さ(杭長) 8.1m	本	3	
		ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 8.1m	本	5	
		ｽﾗﾘｰ撹拌(ICT)	ｾﾒﾝﾄ系固化材 杭径 1600mm 長さ(打設長) 10.2m 長さ(杭長) 7.8m	本	28	
仮設工	交通管理工	交通誘導警備員		式	1	

工 事 名	R８新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図 面 名	数量総括表		
縮　　尺	—	図面番号	33 の 33
年 月 日	令和 8 年 7 月　　日		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		

地盤改良工座標位置図（参考図）

平面図　S=1:400



深層座標		
位置	X	Y
1)	-39125.0020	11029.4304
2)	-39120.8861	11026.9607
3)	-39125.5590	11027.9316
4)	-39121.4484	11025.4646
5)	-39125.8759	11026.3650
6)	-39120.3934	11023.0748
7)	-39125.9393	11024.7680
8)	-39121.8288	11022.3010
9)	-39125.7477	11023.1812
10)	-39123.0091	11021.5375
11)	-39125.3058	11021.6452
12)	-39124.6250	11020.1991
13)	-39123.7227	11018.8799
14)	-39123.0226	11020.3186
15)	-39122.6218	11017.7212
16)	-39120.5215	11022.0374
17)	-39121.3504	11016.7526
18)	-39119.2502	11021.0688
19)	-39099.9518	11005.8929
20)	-39097.7577	11010.1621
21)	-39111.8981	11049.4426
22)	-39107.7682	11046.9964
23)	-39110.9312	11050.7157
24)	-39106.8013	11048.2695
25)	-39109.9187	11051.9215
26)	-39105.7888	11049.4754
27)	-39108.5080	11052.7891
28)	-39104.3781	11050.3429
29)	-39107.1007	11053.5474
30)	-39104.2519	11051.8999
31)	-39103.5631	11050.4607
32)	-39105.6000	11054.0984
33)	-39104.2233	11053.2831
34)	-39103.3466	11053.2192
35)	-39102.6578	11051.7800
36)	-39104.0363	11054.4310

深層座標		
位置	X	Y
37)	-39102.4413	11054.5384
38)	-39100.8471	11054.4185
39)	-39101.7524	11053.0992
40)	-39102.0021	11050.1158
41)	-39099.2861	11054.0736
42)	-39088.5480	11041.5447
43)	-39085.8320	11045.5025
44)	-39087.2287	11040.6394
45)	-39086.3234	11041.9587
46)	-39098.8146	11004.6053
47)	-39095.1578	11011.7206
48)	-39096.0264	11003.0350
49)	-39092.3696	11010.1503
50)	-39095.0801	11013.5131
51)	-39086.7190	11036.0096
52)	-39092.2919	11011.9428
53)	-39083.9308	11034.4393
54)	-39086.1616	11037.5094
55)	-39084.7191	11045.3783
56)	-39083.3734	11035.9391
57)	-39081.9309	11043.8080
58)	-39089.2974	10999.7388
59)	-39087.8549	11007.6076
60)	-39087.9033	10998.9536
61)	-39086.4608	11006.8225
62)	-39087.8810	11009.4586
63)	-39085.0928	11007.8883
64)	-39087.3236	11010.9584
65)	-39080.6347	11028.9556
66)	-39085.9295	11010.1733
67)	-39079.2406	11028.1705
68)	-39084.5354	11009.3881
69)	-39077.2891	11028.8851
70)	-39080.0773	11030.4554
71)	-39078.6832	11029.6702
72)	-39079.5199	11031.9552

深層座標		
位置	X	Y
73)	-39076.7317	11030.3848
74)	-39078.2306	11033.0365
75)	-39074.4695	11038.2448
76)	-39076.8313	11032.2713
77)	-39073.0779	11037.4551
78)	-39086.0410	11000.2389
79)	-39085.4640	11003.3864
80)	-39086.3939	10998.5592
81)	-39083.3924	11002.3050
82)	-39072.6592	10987.5537
83)	-39069.6578	10991.2995
84)	-39071.3965	10986.5711
85)	-39068.6927	10990.5371
86)	-39064.7865	10982.0647
87)	-39062.0827	10986.0308
88)	-39063.4663	10981.1608
89)	-39060.6540	10985.0507
90)	-39055.6866	10975.5362
91)	-39052.8743	10979.4261
92)	-39054.3209	10974.7026
93)	-39051.8407	10978.8122
94)	-39048.8414	10971.3957
95)	-39046.3612	10975.5053
96)	-39047.4716	10970.5689
97)	-39046.6449	10971.9388
98)	-39075.2015	11031.7941
99)	-39072.3864	11035.6820
100)	-39068.7217	11027.1024
101)	-39065.9066	11030.9903
102)	-39067.0389	11026.0233
103)	-39064.5565	11030.1316
104)	-39050.5997	11016.0936
105)	-39048.1174	11020.2019
106)	-39049.6366	11015.3917
107)	-39046.8140	11019.2740
108)	-39036.6955	11005.9828

深層座標		
位置	X	Y
109)	-39033.8728	11009.8651
110)	-39035.4014	11005.0419
111)	-39033.5196	11007.6301
112)	-39034.6416	11004.4397
113)	-39048.5489	10962.9454
114)	-39046.6432	10968.2112
115)	-39045.7754	10961.3856
116)	-39043.9038	10966.5573
117)	-39045.8181	10973.3087
118)	-39044.9914	10974.6785
119)	-39046.0848	10969.7703
120)	-39043.6215	10973.8518
121)	-39043.3620	10968.0887
122)	-39040.8818	10972.1983
123)	-39043.5846	10976.3576
124)	-39034.3284	11001.9342
125)	-39041.2654	10974.1528
126)	-39032.0091	10999.7294
127)	-39032.5787	11008.9243
128)	-39033.5392	11005.5993
129)	-39031.3343	11007.9185
130)	-39033.4820	11003.3373
131)	-39030.1747	11006.8161
132)	-39032.3224	11002.2348
133)	-39029.0151	11005.7137
134)	-39031.1628	11001.1324
135)	-39030.0604	11002.2920
136)	-39031.3562	11010.1469
137)	-39029.4060	11015.5355
138)	-39029.0407	11007.9456
139)	-39026.9271	11013.7720
140)	-39041.9922	10967.2620
141)	-39039.5120	10971.3716
142)	-39039.2524	10965.6085
143)	-39036.7722	10969.7181
144)	-39037.9211	10964.7211

深層座標		
位置	X	Y
145)	-39035.0625	10968.5770
146)	-39009.6443	10943.7578
147)	-39006.7856	10947.6137
148)	-39028.9579	11003.4516
149)	-39027.8555	11004.6112
150)	-39030.0032	11000.0300
151)	-39026.6959	11003.5088
152)	-39020.7263	10991.2107
153)	-39017.4191	10994.6895
154)	-39019.1066	10989.8722
155)	-39016.1802	10993.6770
156)	-38996.2779	10972.3140
157)	-38993.3516	10976.1188
158)	-38994.6672	10971.2117
159)	-38992.0274	10975.2206
160)	-38993.3309	10970.3318
161)	-38990.6911	10974.3407
162)	-38991.9946	10969.4519
163)	-38990.2347	10972.1245
164)	-38990.6583	10968.5719
165)	-38989.3548	10973.4608
166)	-38989.7784	10969.9082
167)	-38988.0185	10972.5808

※本図面は縮小図のため、縮尺は表示と異なります。

この『参考図面』は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って『参考図面』は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工期目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この『参考図面』の有効期限は、この工事の入札日までとする。

工事名	R8新山梨環状道路向町地区橋梁下部工事		
図面名	地盤改良工座標位置図（参考図）		
縮尺	1:400	図面番号	参 の 1
年月日	令和 8 年 5 月 日		
設計会社名	三井共同建設コンサルタント株式会社		
事務所名	国土交通省 甲府河川国道事務所		